ニューズ綴 36 一九六一・五～一九六二・七 37 教宣

貝島大之浦
169

1223

戦後炭鉱資料
（宮崎文庫）
1223

ニュース

1

組合役員の繰上げ改選終る

組合役員の改選は、批判総会の決定どおり繰上げ改選を行うことになり、選管の日程通り二十七日に投票即開票が行われ役員の選出を終ったが、今回は特に戸別訪問を厳重に規制し、坑口での候補者紹介についても禁止、選管主催の立会演説会と街頭演説に重点をおき行われ、二十八日選管の最終確認とともに、一九六一年の新陣容が整った。

その結果は次の通りである。

新役員

組合長	吉田元吉郎	新坑（新）
副組合長	篠　秀吉	二坑（新）
書記長	佐藤良平	六坑（新）
財務部長	米沢珍一	新坑（新）
保安部長	前嶋親義	六坑（再）
調査部長	宮本健治	新坑（〃）
厚生部長	山本　弘	新坑（〃）
教宣部長	浅原義男	二坑（新）

有权者総数
5,719人

投票総数
5,419票

投票率
94.7％

有効認定得票数
本部（信任 2,708票
対立 2,166票

本部三役・財務・各専門部長得票数

組合長	当	吉田元吉郎	2,747
	次	横田　厳	2,305
副組合長	当	篠　秀吉	3,408
		野田　新	858
書記長	当	佐藤　良平	2,799
		竹下　凌治	1,641
財務部長	当	米沢　珍一	2,489
		寺戸　正一	2,079
保安部長	当	前嶋　親義	2,207
		森下　克己	2,160
調査部長	信	宮本　健治	3,593
厚生部長	信	山本　弘	3,562
教宣部長	当	浅原　義男	2,756
		桂　政敏	1,731

支部役員得票一覧表

	本社			二坑			新坑			五坑			六坑		
有権者数			200人			1,280人			2,464人			1,119人			656人
投票総数			193票			1,193票			2,300票			1,086票			647票
投票率			96.5％			93.2％			93.4％			97.0％			98.6％
有効認定得票数	信任		97票	信任		597票	信任		1,150票	信任		544票	信任		324票
				対立		318票	対立	920票	460票	対立	434票	290票	対立		173票
	当落	候補者	得票	当落	候補者	得票	当落	候補者	得票	当落	候補者	得票	当落	候補者	得票
支部長	信	原田清輝	161	当	鶴川　満	441	次	坂田欽雄	987		丸山稲美	283	信	和田秀雄	373
					二宮小一郎	238	当	鶴尾源二郎	1,042	当	小山　寛	775			
				次	上田　敏	441									
職場担当				信	平岡昭広	654	信	野川弘二	1,494	当	山下吉次	425	信	安部川正之	412
											伊原年茂	222			
										次	立川久雄	366			
居住担当				信	堂前　勇	825	当	村山哲吉	1,174		山根　武	298	当	松本一幸	264
							当	森本好志	1,089	次	高木虎雄	354		佐原　熙	138
							次	新田幸男	759	当	森　久市	368	次	坂井博義	216
							次	田中順雄	700						
会計監事	信	東野　茂	166	信	平田勝己	849	信	西垣満市	1,703	信	色瀬　蔭	865	信	安藤　進	518
保安常任				信	鵜飼西太郎	861	信	太田辞香	1,518	当	中村利男	523	当	中野一夫	271
							信	渡辺宅雄	1,504	次	白色　茂	478	次	榎本政三	269
														松岡盛夫	84

1961・4・28

大之浦労組
教宣部

ニュース

2

会社・最終提案として 一方当り60円（税込）を提案

5月1日

※休会されていた団交を午後十一時より再開、問題を平和的に解決し、合理化後における再建についての不安を除去すべく双方とも精力的に交渉を続行、五月一日午前五時に至り、次の如き最終提案がなされ、斗争委員会もこれを確認したので、ただちに中斗に報告、最終的な確認をうける段階に至った。※

会社最終提案

五月一日

1、昭和三六年四月一日以降本雇鉱員に対し、次の金額を支給する。

坑内夫及び坑外成人男子に対し一方当り六〇円（税込）

保護鉱員に対しては一方当り五二円二〇銭（税込）

2、源資の捻出については別途協議する。

3、昭和三六年一月より三月間については別途協議する。

但し書

イ、昭和三十六年一月より三月間の別途協議とは、業績好転時に金一封を支給する。

ロ、金一封の額については、坑内夫及び坑外成人男子に対しては一方当り六〇円、保護鉱員に対しては一方当り五二円二〇銭とし、支給当日在籍する者の昭和三六年一月より三月間の稼働方数に乗じた額とする。

ハ、業績好転とは、昭和三六年五月より十月間乃至昭和三七年三月間の実績出炭が計画出炭を達成した時とする。

以上

1961・5・1

大之浦労組 教宣部

No. 6

賃金斗争 速報

会社・一方当り44円44銭（オ一次案）を提案

組合・"格差はごめんだ"と再考を要求

30日

新執行部の陣容の整った二十九日、第一回の執行委員会を開き闘斗に対する考え方について次の如き意志統一を行った。「四月二十五日総会決議の三九号指令に基き斗いを進めてゆくが、残された期間、問題を平和的に解決をするため交渉を再開し、全精力を傾けていく」これに基き二十九日会社に対し交渉再開を迫ったが、会社幹部不在で開催に至らず、三十日午後三時より交渉を行った結果、会社は、具体的に一方当り四四円四四銭の額を提示してきたが、組合は、これでは問題の解決にはならないと鋭く会社の再考を迫り午後四時三十分休会した。

―交渉経過―

会社、合理化もこれが軌道にのらず、むしろ赤字を増大しているだけで、金融関係はますます冷たんになってきている。これを具体的に説明したい。

三十五年下期では営業面の赤字が五億円にのぼり、営業外を含むと五億六千万円の赤字になっている。

合理化を行い計画をたてて今日まできたが、三十六年度上期の四月だけですでにトン当り一、一五四円の赤字となり四月だけで四億八、九〇〇万円の赤字となっている。このような状態のなかで現在当社としては目下のところ三万九千トンの出炭量をどうするかという事が懸案であり、でないと金融すじは全く手のつけられない状態になってくる。

組合、いろいろ説明はきいたが、会社が苦しいという事もわかるが、それにましてわれわれの生活も賃下げのなかで全く苦しい状態にある。

われわれは今日、炭鉱の労使のおかれている状態を解消していくには、労使関係の不安定を早急に排除する事が必要である。そのためには、やはり大手並みのベースアップを行う事が先決であると考えるので会社はいたずらに時期をのばすことなく具体的な提案をして戴きたい。

会社、当社としては先にのべたような実状のなかで賃上げは困難ではあるが、目前のストを回避することが会社の責任でもあると考え、賃上げの原資については会社の努力も必要だが、組合の協力を願わねばならぬ点もある。ご協力を願いたい。

以上にもとづき具体的な提案を行う

一、原資を求める事によって坑内夫及び坑外成人男子一方当り四四円四四銭（税込）保護鉱員一方当り三八円六六銭（税込）を支給するよう努力する。

二、原資のねん出については別途協議する

三、協定期間については昭和三十六年四月一日より同年十二月三十一日迄とする。

以上

組合、格差をつけた会社の提案については不満である。

われわれは会社が格差をなくす考え方であるなら出炭協力については、われわれも考えている。

他社並みに再提案をしてもらいたい。この提案では検討の余地はない。

あくまで格差をつける考えであるならわれわれも決定指令通り斗いを進めざるを得ない。

会社、組合も地方大手の苦しみを考えて戴き検討を願う。

いつまでも格差をつける考えではない。

組合、格差をどうしてもつけるという考えではわれわれも激しい決意にたたねばならない。

強く会社の再考を要求する。

会社、お互い検討のため一時休会したい。

午後四時三〇分

以上の交渉状況にあるので、今後とも体制をゆるめることなく、斗いの決意を固め、交渉の推移を注視して下さい。

昭和36年4月30日 大之浦労組

ニュース

3

8日

会社・源資捻出の交渉で　合理化的提案を行う

× 新賃金交渉の妥結に当って、源資の捻出について引続き交渉を行うとなっていたが、五月八日午後二時より会社第一会議室において第一回の交渉を行い、この交渉で会社は、「苦しい経営のなかで六〇円の賃上げを行ったが、現在金融すじの圧迫で飛代によりかろうじて経営を維持している実状では、これが源資の捻出については組合の協力を願わねばならないので御検討を願いたい」ということを理由にして、次のような三次合理化ともいうべき提案をしてきた。

× この提案に対し組合は、一応会社の提案については聞きおき、検討を行い改めて話合いを行うこととし三時三十分交渉を打切った。

会社提案

一、間接大部屋の再検討について
充当については、再建交渉の折一応話合いのついた六〇の分も含め、改めて再検討を行い適正配置を行いたい
そのなかには、営繕の業務移管、油差し、炭車掃除の業務移管を含む

二、テレビ、電気冷蔵庫電力使用料金について
メーター制実施について三十四年七月四日交渉は中断していたが、事態の許す範囲、メーター制にふみきりたいが、暫定措置として取敢ず、次の器品利用者より電気料金を徴収したい。
1、テレビ　二〇〇円（月当り）
2、電気冷蔵庫　一〇〇円（〃）

三、水道料金徴収について
水道料金については過去話合いがついたが、そのことはメーター制実施が前提であったが、今回定額の料金を徴収したい
1、水道料金　二〇〇円（一戸当り月額）

四、PL・RS、二本建様代廃止について
様代の二本建は暫定措置であるので、これを廃止したい

五、稼動賞与の改訂について
再建決定された当時に改訂する事は約束もあろうと思うが、金額から給条件の改訂を行いたい

六、割増率の引下げについて
稼動賞与と同様の考え方にたち率を引下げたい

七、配給所新会社設立について
このことは各社ともなされているところであるし、再建交渉の折、検討中のものであるので、この際、新会社にすることにより、炭鉱会社としての赤字を出していた部分を除きたい
なお、各社とも、これと併行的に取上げられている附属工場の独立があるが、当社の場合中央工場、各坑工場の独立については目下検討中であるので後日申上げる。

以上

1961.5.8

大之浦労組　教宣部

中斗指第四六号

九州地本　貝島支部宛

ストライキ突入に関する指令

貝島支部の一月以降の賃金については、五月二日妥結をみたが、五社（大正、雄別、日炭、杵島、宇部）については未解決の状態にあるので、中斗指令第三九号続九による統一斗争として左記によりストライキを実施せよ

記

一、斗争指標

(1) 炭鉱大手の統一賃金獲得

(2) 企業整備を強行する石炭資本に対する抗議

(3) 炭鉱国管要求と対外アッピール

二、ストライキ突入、期日、規模

第一波　五月三日　各番方一時間五十分時限ストライキ

第二波は、五月中・下旬に二十四時間ストライキを設定することとし、期日は追って指令する

三、保安要員の取扱い

従来の慣行に従い、支部において協議決定せよ。

以上

会社最終提案

五月一日

昭和三六年四月一日以降本雇鉱員に対し、次の金額を加給する。

1、坑内夫及び坑外成人男子に対し一方当り六〇円（税込）
保護鉱員に対しては一方当り五二円二〇銭（税込）

2、源資の配分については別途協議する

3、昭和三六年一月より三月間については別途協議する

但し書

イ、昭和三六年一月より三月間の別途協議とは、業績好転時に金一封を支給する。

ロ、業績好転とは、昭和三六年五月より十月間乃至昭和三六年十月より昭和三七年三月間の実績出炭が計画出炭を達成した時とする

ハ、金一封の額については、坑内夫及び坑外成人男子に対しては一方当り六〇円、保護鉱員に対しては一方当り五二円二〇銭とし、支給当日在籍する者の昭和三六年一月より三月間の稼働方数に乗じた額とする

以上

No.

お知らせ　**速報**

—六月十八日支払給料よりの組合控除金について—

現在まで組合では、企反斗争、賃金斗争の関係で組合が従来賃金支払日に控除していました組合関係の控除金につきましては、引去りを行わなかったり、延期をしたりしていましたが、五月十六日の執行委員会で次のように控除を行ってゆくことにきまりましたので、六月十八日の給料支払日より実施することになりましたので、いろ〱御意見もあろうとは思いますが御了承下さい。

控除金内訳

○一、組合費＝二％（家族手当を除く四月分賃金を基礎にする）
○二、斗争費＝坑内夫五〇円、成人男子三〇円、保護鉱員一五円
三、保安要員カンパ＝四月中スト日稼働賃金の二〇％
（七・十九、二〇・二一・二二・二三六日間）
四、青年会議費＝五〇円（会員のみ）
五、労　金＝（企斗前借入者）元金利子　（借用者のみ）
○六、〃　＝（企斗生活資金）元金十分の一、及び利子（〃）
註、借入金額平均は一三，五〇〇円です
○七、罷業積立金＝　五〇〇円
○八、組織防衛基金＝一〇〇円
○九、北炭、大正、企反斗争のカンパ＝二一二円

以上

昭和36年5月18日　大之浦労組

No. 1

源資交渉　速報

「源資第2回交渉」組合

会社に提案はひっこめろ!!と撤回を要求

19日

十九日午後二時三十分より、源資についての第二回団交を行ったが、冒頭、会社は「三十五年度下期決算報告」「賃金繰りについて」「今後の見透しについて」の三点にわたって説明をしたあと「現状のなかではいろいろ問題もあろうが、会社が提案していることについて御協力願いたい」とのべてきた。

これに対し組合は「われわれが賃金交渉において原資捻出について話合いを行う事を了解したのは、少くとも炭鉱においてはスミを出すことが、原資捻出の最大のものであると考えてのことであるのに、われわれの生産意欲を減退させ、そのことによって起る再建不可能をきたすような提案については全く理解に苦しむ、会社がこのような考え方を改めないとすれば、われわれも考えを新たにし対処してゆく」と強く撤回を要求、会社の再考を促し、交渉を三時五十分打切った。

交渉の概要

会社　三十五年度下期の決算報告ですが前々期、前期の退職金を入れて九億四千万円の赤字であり、資金ぐりについても市中銀行に借入申入みをしていましたが、三月に二億四千万円四月に一億八千万円とどうにか借入れることができました。五月になお六千万円の借入をしなければ、再建に要ずる資金計画がくずれてくる状況です。

こういったなかで今後の見透しについては、炭代の繰上げ払い（前払）を頼んだり、借入金返済の延期を依頼してはいますが、困難な状況であるわけです。会社としては四月、五月（現在までに目標をわっている）の減産分をどう取戻してゆくかということと、生産維持をどう行ってゆくかが問題であるわけですから、ベース・アップの源資捻出について協力要請の提案について組合の御協力を願いたい。

組合、前回会社が提案した内容について検討の結果、組合としては、賃金交渉において源資捻出についての話合いを行うという事を了解したのは、少くとも炭鉱企業ではスミを出すことが源資捻出の最大のものであるという理解にたち今日まで生産について協力をしてきたわけであるが、今回の提案はこうしたわれわれの努力に水をさすような内容であり、生産意欲を減退させそのことによって再建不可能を招すような提案については全く理解に苦しむ、会社は生産による再建が目的か、われわれの賃金を引下げることが目的なのか、全く不可解である。

会社がこのような考え方をあらためない限り組合としても新たな角度より問題に対処してゆかねばならぬ。」と強く撤回を要求し、会社の再考を促し交渉を打切った。

組合控除金についてのおしらせ

五月十八日の速報でお知らせ致していました「六月十八日支払給料よりの組合控除金」のうち、つぎのものについてはその後、なお検討の結果、差引きを一時保留することになり、差上しないことに致しましたのでお知らせ致します。

一、組織防衛基金＝一〇〇円

二、北炭・大正企反斗争のカンパ＝二二二円

以上

昭和 36年 5月 20日　大之浦労組

ニューズ

5月17日。　4

興炭労合反斗争妥結

無期限スト突入より八十三日ぶり

× 大巾賃下げと職場規律、作業指示の一方的実施で斗争中の興炭労は時限スト廿四時間ストの波状 ×
× ストから二月廿五日より無期限ストに突入していたが、四月二十日より五月五日迄放棄した下部討 ×
× 議を行い、意志統一と組織の団結を強化したあと、タイマツデモ・座り込みなどを強化して ×
× 団交を再開したが、無期スト以来八十三日目に了解点に達しストを解除した ×

了解点に達したがストをとかず

るがその間職場委員長会議職場要求をもってこれからの職場の斗いを中心とする構へを強化することになっているが、十八日の入坑には主婦会が団結をよびかける相手見送りを行った。

直ちに前向きの下部討議を行う

団交は五月廿六日午前五時五十分に了解点に達し確認団交を終了したがストを解除せず、直に闘争委員会に報告し午後中央委員会を開催して妥結内容とこれからの斗い方を組合提案を行い廿七日一斉に各社宅で集会を開き、これからの斗い方について意志統一をはかった。実施は一週間後とし、その間休戦と構へを強化する具体的事項について更に山元別に交渉が進められ

賃金は中央大手なみ獲得

職場規律、作業指示を係員が一方的に行い、違反者には処罰するとする会社の攻撃はテツカイせしめたが、採炭掘進を中心とする賃下げを見たが、賃斗については、中央大手なみ下一方六〇円をかちとった。

従来と異った妥結の主な点

	現行	会社申入	妥結内容
標作の引上	各坑別都度決定 宇部 1部 4.97函(1トン) 2部 3.16〃(〃) 3部 2.54〃(〃) 西沖の山 1.052〃(2トン) 本山 2.68〃(1トン)	一年間協定 130%引上	1年間協定とし[illegible] 1部 5.51函 111.3% 2部 3.42〃 108.2% 3部 2.67 105.1% 西沖山 1.229 116.8% 本山 3.22 120.1%
基本給の固定化	基本給×遂行率	基本給×0.5+基本給×0.5×遂行率	基本給×0.4+基本給×0.6×遂行率
標作の決定単位	各個別プール計算	方別計算とする	9月迄試験的に行い9月に入て団交協定
休けい時間	一斉一時間休けい	30分とし30分サービス	1時間とし採炭掘進を中心に29分買上
歩止委員会	3ヶ月に1回開催	年2回	年2回
月ぎめ手当の方数	直接夫13方以上その他16方	直接夫20方以上その他22方以上	直接夫15方以上その他19方以上
能率賞与	13方以上1人平均800円支給	廃止する（出勤賞与新設）	廃止する
函増手当	運搬関係のみ200～300	廃止する	廃止する
出勤賞与	なし	満勤 1方欠勤 2方欠勤 採炭掘進 2,500 1500 1000 仕操 1,500 1000 — 内間 1,300 800 — 外成 1,000 500 — 保ゴ 800 400 —	満勤、1方 2方 3方 4方 2,400 1400、800、400、200 1,200 600、300、150、— 1,200 600、300、150 — 1,000 500、100、— — 800 400 100、— —
早出、残業 公休出勤	協定、口約、実施	廃止する	各職場毎に行っていた口約残業及び賃金に関する協定はハイ止し実状に応じて実施し組合と協議
作業指示 職場規律	組合と協議実施	係員が指示し違反者は処罰する	撤回

※その他については、撤回、及び部分修正となった

1961.5.22

宇興炭労の解決のニュースが遅れたのは妥結内容が不明確で有ったため今日になりました事をおわび致します

大之浦労組教宣部

No. 2

速報

「源資捻出とは何か？」

―― 提案撤回のため体制を固めよう ――

組合・炭砿ではスミを出す事だ!!
会社・『食べたものを又、吐き出して貰いたい」

さきに会社が提案してきました「源資捻出についての提案」について組合は検討の結果、次のような考え方にたち第二回交渉のなかで強く不満を訴え提案の撤回を迫りましたが、現在なお、会社はこれについて再検討を行った模様もない状態であります。

◇ 源資についての組合の考え方

賃金交渉に当って、ベース・アップの源資を求める方向は少くとも炭砿企業においては、スミをだす事が最大のものであり会社の提案してきている内容はわれわれが第一次合理化で、二十五日にわたる長期ストのなかで、強い不満のなかにも拘らず事態収拾を行ったものを再提案し形を変えて再び賃金引下げを提案したものである。

以上のようにわかりやすくいえば「一度食べたもの（一方六〇円）をまた吐きだせ（源資についての提案）」ということであります。

こういった全く会社は経営が困難だから、組合も会社再建について協力願いますといって話合いをした第一次合理化、賃金の安定を自らホゴにするような提案であり、怒りと憎しみを深めこそすれ絶対許されるべきものではない。

われわれはこういった会社の考え方に対して、断乎反対し、撤回をさすべく今後もなお、強力な交渉を進めて参りますので、充分ご理解の上体制を固めて下さい。

以上

昭和36年5月22日　大之浦労組

No. 3

速報

〝源資問題に対する組合の構えについて〟

一方当り六〇円のベースアップの源資の問題について、二回団交を行ったが、このなかで組合の強い撤回要求にも拘らず会社は依然として考え方を変えようとせず、なお「手当が困難だから」といってわれわれに提案を押しつけようとかかっている。

こういった状態の中で、組合員みなさんに、組合が交渉に望む考え方をさきに宣告していたが、この考え方に基き今後もなお強力に交渉を進めてはいくが、やはり交渉にあたっては会社に対する圧力が必要である。

現在、われわれが大きな背景（圧力）として、会社に圧力をかけているのは、生産体制である。第二次合理化のおり会社は何としても現在の貝島企業を再建していくには十二万屯出炭の確保が必要だとのべてきたが、これが軌道にのらず、苦慮しているのが実態である組合も第二次合理化妥結のおり、出炭については協力をするという考え方にたち、着々その実を挙げてきたし、今後もなお、積極的に協力を惜しまない考え方であるが、会社はこうした組合の考え方にも拘らず、再び賃金引下げを提案してきたことについては全く言語同断であり、現時点における組合の構えとして若干手ぬるいという感もするが、会社が現在もっとも希求することに対し、攻撃をかけていくこととしこれが構えを明らかにする。

◇組合の構え

一、現在、会社は十二万屯出炭確保を基礎に企業再建を計る考え方にたっていることは、これがすべてではないにしてもその比重は大きなものであるということは考えられる。

この判断にたち、われわれも出炭について現在まで協力体制（公休出炭等）をとってきたが、今次源資問題についての会社提案は全く賃下げであり、この提案の撤回がない限り現在われわれがとっている生産協力の体制については積極的な協力を行わない。

二、今後の斗いの方針については戦術委、執行委員会において検討の上、機関の決定に基き行っていく。

以上

昭和36年5月24日　大之浦労組

レ（一、（電気水道化）福利厚生、生産関係の（提案）諸項目は従来よりの懸案事項でも（廿一の項）
あり引継ぎ協議する。

レ（二、賃金関係提案項目については この際取下げる。（三支建精勤割増）

レ三、配給所、中央工場（含む各坑工場）（の項）営繕等の件については
別途協議する。

（賃金から切はなす。）

No. 4

速報

源資問題一応了解に達す

会社賃金関係についての提案を撤回

賃金妥結時に余韻を残した感じを受けた「源資を求めて……」ということで第一回団交、五・八）において会社側より七項目にわたり賃下げと合理化を含む提案をしてきたが、組合としてはこれについて既報（五・二二速報）のような「組合の考え方」にもとずき、第二回団交（五・一九）において総括的に反論を行い提案の撤回を要求していたが、会社は「経営困難」を理由になお執ように提案のおしつけをはかってきた。

こうした会社の態度を反省させ、提案撤回を行わせるべく組合は、既報（五・二四速報）のような「源資問題に対する組合の態度」を決定し、これを背景に二十四日午後一時より強力に交渉を進めた結果、午後三時にいたり会社は別紙のごとき提案を行ってきたので団交を一応休会し、組合はただちにこの提案について執行委員会で検討の結果、全員一致これを了解し確認団交を再開、賃金妥結に伴う源資捻出についての諸問題に終止符をうった。

了解事項

一、福利厚生（電力代、水道代）、生産関係（直接夫時間について）の提案諸項目は従来よりの懸案事項でもあり、引続き交渉する。

二、賃金関係（PL・RS＝本建操作廃止、精勤賞与の改訂、割増率の引下げ）提案項目についてはこの際取下げる。

三、配給所、中央工場（各坑工場を含む）営繕等の件については別途協議する。

以上

なお、源資を求める問題については、一応了解にいたったが了解事項にもみられる通り、福利厚生、生産関係、配給所、中央工場等の件は、源資を求める問題としてははずされたけれども、なお、懸案事項として残されているなかでは今後これに対処していかねばならない状況にあるので、組合としてもこの問題については十分機関で検討し、これが対策を行うことにしている。

われわれはこのようにつぎつぎにかけられてくる敵の攻撃に対して、いつでも斗える体制を持続し、ハネ返す斗いの決意を固めなければならない。

昭和 36 年 5 月 25 日 大之浦労組

ニュース
5

大之浦労組教宣部

第二次企反 第九回団交

二瀬労組 修正案を不満と一蹴!!

―固定給四一〇円、標作八%の修正案出す―

× 組合のストライキ通告を総会に会社は二十五日夜からの代表交渉を申入れてきた。×
× 組合は、二十六日一番方からの第一次四十八時間ストライキを背景に二十五日夜か ×
× ら「前進した会社の提出」を迫った。会社はこれを約束したので二十六日午前三時 ×
× に到り、団体交渉に切り替え、如記のような修正案を提案してきた。×
× しかし、組合は「これでは現在の組合員を納得させる修正案にはならない」とこれ ×
× を一蹴した。×

会社、団交や代表交渉でいってきたように、会社の提案は社会性を考慮した最低妥結案で、これを修正する余地はないが、賃下げである事実と組合側の立場にたって、次の修正案を提案する。

修正提案

四月十七日提案のうち、次の部分を修正する。

一、固定給は四一〇円とする。（前回提案の四三〇円を四一〇円に修正する）

二、標準作業量

(1)一般切羽
採炭基準函数を現行の三%増しとする（前回提案の五%を三%に修正する）

(2)掘進
基準を現行の八%増しとする。（前回提案の一〇%を八%に修正する）

(3)パンツァー切羽賃金
一般切羽採炭基準の修正に見合うように修正する。

三、年次有給休暇手当
健保等級二五級のものについては左表のように取扱う。

報酬月額	日額	報酬月額	日額
50,000円以上54,000円未満	1,730円	62,000円以上65,000円未満	2,130円
54,000 〃 58,000 〃	1,870 〃	65,000 〃 70,000 〃	2,270 〃
58,000 〃 62,000 〃	2,000 〃	70,000円以上	2,400 〃

なお、これを日収減額は無視して、直轄夫平均で四、一七〇円、全鉱員平均では二、三四六円になる。目安を云うなら基準作業量の八%と年休二十五以上の救済は現行どおりそのままとった。

組合、組合側としていま第一次の修正提案をもらったが、長期採炭計画や斡旋あっせんの条件の内容については全くふれられていない。さらに、現在出された修正案によっての解決は困難である。修正された後の項目についてもふれられてないのは全く不満である。実力行使の背景の下ではもっと前進したものを出すべきで、全く不満という外はない。

会社、組合の労働協約が事態収拾にどれだけならできるのか具体的に組合も進んで考え方を出して頂きたい。

賃下げだから反対だというだけでなく、率直に円満に解決しようという気持でより一歩進んだ形を考えてもらいたい。

以上で交渉は一たん打切られた。二十六日、一番方からの四十八時間ストライキに整々として突入した。

1961.5.27

ニューズ

6

島争　杵斗

総評・杵島斗争拠点本部を強化

松尾三喜氏（全国オルグ・炭労）を現地へ派遣

無期限スト突入以来四十日目を迎えた杵島労組では、再び敵よりも一日長くを相言葉に連日の団結集会にも全員が必ず参加し、その表情には緊張した中にも、かつての九十六日ストで斗い抜いた自信と勝利えの確信に満ちており、今次の杵島斗争こそ炭砿独占の合理化攻勢をはね返す突破口であり更に政府独占に政策の変更を迫る起点であると同時に、それは今日政府独占がILO八十七号批准に伴う国内諸法規改悪で示している労仂運動圧殺をもはね返す斗いに直結するものであるという理解のもとに斗いを進めている

従って総評拠点としては杵島斗争を成功させるためには炭労はもとより全労仂者の統一斗争体制を作る事が急務だとして拠点斗争の体制強化のため総評に対しオルグ派遣を要請した。

総評でも今次杵島斗争を重視し、五月二十三日、松尾三喜（全国オルグ）氏を現地に派遣し共斗の強化拡大に当らせる事になった。現在杵島現地では住友のデマ宣伝に乗ずる事なく連日の団結集会のあと今次国会で焦点となっているILOやこれに対する政府の悪らつな攻勢を更に深く理解するため、公務員・共斗、公労協共斗の協力を得て各居住区毎にオルグを投入し、学習活動も高めるかたわら県民に対し今日の政府独占の本質を理解して貰ふための情宣につとめている。

現在組合員は静かな中にも全員が鉢巻をキリリとしめて斗う体制に万遺憾なきを期している。

現在拠点本部としては杵島斗争を全国的に広めアピールし共斗を強化するため、佐賀、長崎、福岡を中心に九州各県の協力を求め六月七日、杵島労組テニスコートに於いて一万人を動員し、安保体制打破、合理化反対杵島斗争支援、総決起大会を開く事を決定し準備を進めているところです。

各単産、各地評の本大会に対する格段の御協力と、今後の本斗争に対する御支援をお願い致します。

見えすいた会社の宣伝

北方坑閉山発表に

組合員ますます団結を強化

一万円の賃下げと、九百名の人員整理とムボーな合理化に反対して果かんに斗っている杵島の仲間に会社はドウカツ的な北方坑の閉山を新聞に発表した。五月二十五日の各新聞・ラジオで、杵島炭砿の資本を握る住友石炭の役員会は「北方坑閉山を決定した。五月三十一日の杵島株主総会で確認を求める」と発表した。

北方坑（組合員三百四十名）の終掘と閉山問題は、会社の合理化提案内容には含まれていなかったが会社は早晩必ず閉山、もしくは第二会社におとすであろうことを組合は予知していた。従って、会社の意図を粉砕するためには将来の北方坑組合員全員を配置転換でかちとるべく要求して来た。会社は団体交渉の席上では「組合の要求と会社の考えは相当かけはなれているが慎重に検討する」と云ふ態度を示していた。

杵島が無期限ストライキに突入して四十日を過ぎた今日、総評拠点本部の設置、共斗体制の拡大、県下の県下の労仂組合の支援体制は組織的発展し、合理化粉砕の足並は力強く前進している。

会社はこの労仂者の団結にオドロいて何とか手を打たねばならないという考に基いて北方坑の閉山宣伝は団結を弱める内部動揺を狙って来たものである。石炭資本の独善性は閉山と云うドウカツとなって表われた。組合員と家族はヒレツな会社の野望を見抜き、個々的な会社の分断政策に乗ることなく北方坑閉山問題は杵島合理化の一部分であり、全体的な合理化案の変更ではないので既定方針通りで斗い抜くと確認し取り組んでいる

今後はあらゆるデマ宣伝、策動が繰り返しく激しくされるであろうが執行部を信頼して組織の強化を図り見えすいた会社の宣伝をハネ返して最後まで斗い抜くことを地域居住区の集会で誓い合っている。

以上

1961・6・1

大之浦労組　教宣部

ニューズ 7

大正 長期斗争体制で中小鉱化政策粉砕！

× 去る五月二二日第六次実力行使に突入七二時間ストを決行、現在時間外拒否に入っている大正労組 ×
× に於ては六月一日より更に戦術を強化、第七次一四四時間ストに入る。会社は依然として中小炭鉱 ×
× 化政策意図を露骨にあらわしている。現在迄に提案されている第一次～第三次会社案は第二次より ×
× 三次案が下廻るとゆう全く労働者をナメた態度に終止している。これに対して組合は中小鉱化政策 ×
× の粉砕をめざし、長期斗争の決意を固め内部体制の確立に全力をあげている。 ×

不満ならストをやれ

十四日行われた賃金交渉（二週間ぶり）で会社は第二次案を下廻る改悪修正案（第三次）を組合に示し、田中副社長は昂然と言い放った。「会社提案に不満ならストをやれ」と。これは「俺が出すだけの労働条件で黙って働けばよいのだ」という全く前近代的な経営者意識を極めて象徴的にバクロしている。

会社の意図は明らかに現在迄の炭労統一賃金をこの際一挙に打ち砕き、中小A級以下の賃金の枠を大正労働者にいや応なしにはめ込んで行く独占の意図をためす代表の役割を果している。

この会社の態度に対し、五月一五日の大正労組臨時大会は非常事態宣言を行うと共に会社の野望粉砕のために長期斗争体制の確立を推進している。

福銀本店に坐り込み

二四日第六次七二ストを決行、二五日以降三一日迄を時間外労働拒否を戦術とし長期体制を固めつつ、あるが時間外拒否中の保安要員差出しを保安協定で定められた最小限度にとどめると共に、二三日には福銀本店、田中副社長宅に抗議した。

抗議団は午後一時より三時四〇分迄、福岡市川端の福銀本店出入口三ヶ所に坐り込みと市民アッピールをしながらビラをくばった。林組合長、石塚中執、福岡県評は本店受付担当重役にあって「昨年の合理化によって四～五千円の値下げとしながら再建に協力しており能率は上昇している。要求はあっせん案の実施と山元細部要求のそぼくなもので、かりにわれわれが炭鉱をつぶすつもりであれば高い金を使って福岡くんだりまできません。くるのは再建の一念でくるのである。再建について生産の担い手であるわれわれの声が一つも入れられていないじゃないか」と抗議し、引続いて福岡銀行従組の幹部と懇談会をひらいた。

福銀本店前でビラをくばっている中年四分会の組合員に田中の奴はひどい奴だから気をつけてガンばりなさいと激励してくれる通行人もあった。

バス二台をつらねて出発した抗議団は目的を果して、午後四時帰途についた。

六月一日以降、毎日バス一台づつを動員し本店前に坐り込みを継続する。

生活対策に万全を期す

組合はこの斗いは長期に柔軟に継続されなければならないことを主眼実に居住区情宣の徹底を期しており、スト日における就労対策に真剣に取組んでいる。就労先は殆んど地理的条件から北九州方面が多く、組合でそのあっせんを行っている。又一方価格対策として全鉱業者、炭屋と交渉を進めており、月賦の猶予を組合で取まとめて交渉を行っている。組合員の日用食料必需品の購入についてもなるべく取まとめ、数をそろえて割引をさせたり、例えば豆腐を二人で一つ買って分けるといった方面で家計のひきしめを実行して長期体制を固めている。

着々態勢強化

昨年の妥決によって新中鶴炭の営業出炭を開始した場合には大手並の賃金に復元するという会社の言い分を信じてこの際静観してみてはどうかという一部組合員の素朴な意見がある。この種の意見には相当な危険性を含んでいるので、組合はそういう考え方は誤りである。現在迄斗って築き上げた橋頭堡を一挙に敵に明け渡すものであって、一旦現在の線を退いたときは斗争新中鶴の営業出炭をみるに至ったとしても、そのときはすでに中小並の賃金をおしつけられ、大手との較差は既成事実としてどうにもならない土俵場においこまれるであろうということを情宣の中心にしその成果が組合員の団結によって表れている。

組合員の中には今後の斗いが単なる賃金斗争であって合理化問題と区別して考えるものもあるが、組合はその誤りを指摘し、今度の斗いは一致した独占支配の合理化の一端であり、昨年の斗争の延長であることを強くアッピールしている。

稀代の悪法
政暴法をブチ破れ

～つづく～

▲ 大之浦労組教宣部 ▼

大辻 スマシで空手形も首しめる会社

組合・長期斗争体制確立……

× 去る三月一六日の新大辻坑の重大災害（死亡二六名）は安全作業を確立、確保することの重要性を痛感
× せしめた。職場の安全確保によってこそ能率の向上があり会社のいう再建も亦この上にある。然るに会
× 社側は災害保護要求に対する回答の中で労働者を、邪魔視したもので答えた。そこには一片の誠意すら
× 見られず、災害の責任をすべて労働者にシワ寄せする合理化を提案して来た。五千円〜一万円に及ぶこ
× の賃下げ案は一挙に労働者の生活をハカイするものであり、然も会社は賃下げ案を先行しなければ災害
× 状態で異常なほどの盛り上りをみせている。

遅配・欠配・閉山でおどす

災害は組合幹部を含む二六名死亡という重大災害であった。原因は保安要求にあったことは明らかにされたところであり、責任の所在は論をまたない。然るに会社側は「会社の再建なくして従業員の幸福はあり得ない」ともっともらしいセリフを主張している。そして災害の責任は頬かむりで、労働者の生活を根底からハカイする合理化案（五、一八〇円賃下げ、四九）をおしつけて来た。しかも一たび口を開けば賃金の遅配、欠配、閉山をどう喝の具とし、合理化案の敢行を迫っている。

会社が真に大辻再建を願うのであれば、労働者の生活と権利を考慮してこそ再建は実現するであろうことはいうまでもない。会社側は、あたかも誠意あるかのように、災害の補償と今後の保安対策について、弔慰金遺族に多いすぎんとか、その補償については法規以上にその償と対策を講じていると主張しているが、その実一五万円と過去の前例（31、10、21、弔慰金三二万八千円）、上清炭鉱（36、3、9、同三五万円）、貝島炭鉱（32、11、16 四二万七千円）と比較しても全く雲泥の差であることがわかる。然も見舞金は出せない、出せないの一点張りである。

生活対策活動強化

この会社の態度は組合員の結束、団結を一そう強めている。

長期斗争を予想した組合は第一回山元斗争委において長期にそなえるために生活対策部を新設すると共に、家庭生活の維持についても主婦会を通じて倹しいの催し運動を強化している。その一、二の例をあげると、

ノ、月賦払い、テレビ、ラジオの聴取料の猶予について業者と話合い先方の好意により斗争終了時迄中止してもらうことに成功している。

又、日用雑貨については市内各商店と話合い、スト終了時の支払として貰い、組合員家族は腕章をしめていることをその資格として二〜三割引きを実施して貰っている。

3、学校対策については、教材費立金は斗争終了時まで中止、給食費、校友会費、PTA会費等は、学校市役所と交渉を行って、できるだけ負担を軽くする。幼稚園保育費の納入困難なものについては、組合が一括して保育園に交渉する。またできるだけ学用品の節約をはかるようにしている。

就労対策進む

スト期間における就労対策についても真剣に対策が進められており、就労対策部に於て入場市役所、入場職安その他と交渉し、現在のところ希望者はほとんど就労できている（約二一〇名程度就労）

また生活保護費については、組合において五名の家族を基準とする予算モデル案を作成し、家族に応じそれに合せて実行するよう呼びかけている。

以上のようにあらゆる面から対策を講じており、山元内に入ってもこうした斗争意欲、需要面も充満しており、その体制は着々固められつつある。

遺族を中心に……

今回の災害による遺族保護も前記のように会社の誠意な態度によって進捗していないが、遺族の人々も亦まず団結し、要求の貫徹を期して斗っている。自分らの責任を棚上げにし、労働者にそのシワ寄せし会社はもっぱら補償の遅延に汲々としている。こうした状態の中で組合員、主婦会はこれら遺族をあく迄守り合理化と共に斗い抜く決意を固められている。

政治暴力防止法を粉砕しよう！

ニュース 8

兴炭労 斗いの姿勢くずさず

就労後・一週間の表情

八二日の無期限ストライキを解除して一週間、兴炭労の仲間は職場に帰ってどんな気持をもっているのか・会社はどんな出方をしてるだろうか・新しい協定もまだ動きだしてまもないとはいえ、斗いのあとがすでに新しい斗いのはじめだとすれば、その実体をとらえ・今後の方向を見究めることが大切になってくる・こうしたことを考えながら、五月二五日、六日の二日間兴炭労を訪れた。本部の執行部、書記、職場委員、中央委員、主婦会、各職場の通信員といった人たちにあって、一様にうけた感じはこれほど長く斗うとは思わなくて、よく斗ったということである。そして、新たな攻撃を予想しながら、はねかえす以外にないという決意である・まだ組合として全面的な斗いの総括がされてないいま・部分的な意見になるが特徴点をあげる・

賃金面でしめつけ 活動家抑圧がねらい

協定内容で、誰もが問題にしていたことは出勤賞与のしくみである。直接夫の場合、一方欠けると一、〇〇〇円の減収になる・この方数は本方のほか主として会社業務に限られていて、組合の業務は方数に算入されないことになっている、そこで、月一回の中央委員会をはじめ、組合でおこなう諸会議も、公休日以外に行うとすればすぐにひびいてくる・職務規律について会社は撤回したが、賃金のしくみの上で、組合活動をよわめることをねらっている・事実、中央委員会にも二ケ月に一回位出席しようというような声もでているという・組合としても、まだ方針はだされていないが、当日の賃金補障のほか、この出勤賞与まで保障することは財政的に大変なことである・もちろん、積極的な活動家は、この攻撃をのりこえて、組合をつよくするために活動する意欲をもっている・

職場に新たな攻撃

新協定について、就労後一週間は各山元の細部交渉がすすめられ、労使ともそれぞれ協定内容の説明のため集会をおこなっているところで、常態三〇分残業にもとずく人車ダイヤの編成作業などが終り、全面的に実施されるのは、いまからである・

しかし、協定を最大限に運用しようとする会社の攻撃は就労したときからはじまっている。二回、五日におこなわれた標作交渉のなかで坑一本の標作の不合理さ～他の私の実働のわからぬまゝ互いに負担をさけるため、諸研会社提案通りとなる〃をあらためて認識させられたという・そして、この交渉のなかで会社は①四〇分の休憩を実体に応じて前后にずらせるようにすること、②午前午后十分間保安点検をやっているのをちぢめること、③休憩時間を買い上げるようにすること、④作業指示は一方的にできるようにすること、などをもちだしている・これはすべてはねかえし従来通りに確認させた・

巧妙な職制の出方

このような攻撃をおこなうにあたって、職制は各職場の状況に応じて硬軟両様の出方をしている・いままでになく職制が口をだすのは一般的で、ある採進職場では、〃息子が借金ばできたし、やめたいといっているが、そのうち希望退職募集があるだろうから、そのときにしたらどうか、といったい〃というような話を意識的にやっている・

また活動家に対して、個別に生産能力を訴えている。ある坑外職場で　いままでと違って遅動しても食事に帰られなくなった・こうして、あいつが事前に欠勤届を出しておいてくれれば、運動のつもりで弁当の用意をしてきたのに、急に休むから用意もできん、やはり事前届出は必要だと、労働者自らが要求するようになっている・

～つづく～

1961・6・1

大之浦労組
教宣部

斗いは続いている

多くの職場では、残業のおしつけ、休憩時間など協定きびしく実施してくるのに対して不満はありなら、協定だからという空気がつよい。

しかし、すべてがだまっているわけではない。

斗争中にも十三回にわたって職場委員の懇談会を続けてきた職場では人員をへらそうとする攻勢を直ちにはねかえしている。

又、採炭切羽では、各坑とも払いの責任、副主任を集めて会社の意図を注ぎこもうとしたが、本山の場合、職場委員を参加させるか、参加させないなら中止せよと要求し中止させた。

ある仕繰の職場では係員が休んで、採炭係員が代務したときのこと、出勤賞与のランク問題で不満もあり、入坑後道具箱のところに座っていたところ、係員が〃常会か〃という。みんなは頭にくわんいい方だとつるしあげようとした。その場は職場委員がおさえて係員に横柄な態度をやめるよう意向を伝えた。

自から斗った感激
～主婦の意見～

共斗支援に関するビラをもって宇部市内に出向く主婦会の人々の感想を求めた。

ビラまきには斗争中五回ほどいった。感激したのは、鉱業所に抗議のステッカーをはったとき、たいまつデモの時、そして北斗の仲間がニコースカーで大勢やって来た時だ。炭婦協も一回きてくれたが〃なんといっても、もっと日常的に交流しあっておきたい。斗争が終ったいま、やれやれというほっとした感じで、貸付金の返済期間や利息がどうきまるか、はっきりしないと、生活設計がたてにくい。あらたな合理化攻勢がきたら斗う以外にはないが。

五次案をめぐっての討議の頃からほんとにもり上った感じで、六三ストとは全然ちがっていた。

当初、居住組織のなかに包括され、対策委員として主婦会役員も居住斗争本部にでたという。しかしその反面、婦人会組織もあって、主婦会が創意をいかす活動はできなかったという。

自らの斗いで共斗をひろげよう

共炭労は山口県下の斗いにたえずオルグを派遣してきた。斗争終結後のいまも、山陽電気の斗争にオルグをだしている。それだけに、自らの斗いに他労組からあまりオルグがこなかったことに不満がある。

又、共産傘下の地上部門の共斗があまりすゝます、炭労の統一斗争もくめない状況のために、ともすれば、〃結局自ら斗う以外にない〃という共斗期待できずの考え方が相当にでていたという。

これに対して、炭労や他単産の実態を明らかにし、カンパがだされていることの前進面を指摘しながら自らの要求で斗いを組織することが共斗の第一歩であることを明らかにしている。そして現在の情勢のもとで、一切の犠牲を拒否する限り激しい斗いにならざるをえず、攻撃の構えに対して斗いが統一されていくことができることを、今後の教宣活動の一つの柱にしようとしている。

誰もが、それほどの長い斗いになるとは予想しなかったという。そして五次案をめぐる前哨戦までは、全体としてストをやっただけの状態だった。

それだけに、回を重ねた大衆討議が、組合の力をつよめ、前進の足がかりをきづいた点を強調せねばならない。要求内容についての不満、白紙撤回を指標とした斗争指導に対する不満など、根づよく残っているが、三池斗争の教訓に学び、分裂をゆるさない決意が全体をとらえていたこと、そして討議のなかで現在の力を位置づけたことを基礎にして今次斗争を総括し、新たな攻勢に反撃していく活動のなかで、この前進面が、確信とかわり、組合が強化されていくように努力が続けられている。

〃会社は組合を弱くするために合理化提案をしてきたようなものだ〃といった労働者のたくましさをあげて今後の前進を期待したい。

以上

ニューズ 9

政治的暴力行為防止法案をうち破ろう

自民、民社両党は十三日、政治的暴力行為防止法案を国会に提出した。同法案は右翼テロを口実として実際は、社会党、共産党、労働組合、民主団体などを弾圧することをねらったものである。社会党は国会で強力に反対をしており、また日本共産党中央委員会は十二日幹部会声明を発表して反対斗争をよびかけた。十五日ひらかれた安保共斗第一回全国代表者会議も、声明のなかで同法案反対を打ち出し、安保反対斗争をたたかった民主勢力は安保斗争の継続として政治的暴力行為防止法案反対に立上がろうとしている。また総評も十九日強力な反対をきめ、二千万人署名をはじめた。したがって炭鉱労組としても、炭労中斗発第五九号、政暴法粉砕のための当面の行動に関する指令（別紙）に基き具体的な活動を進めることになった。

極悪な人民弾圧法

政治的暴力行為防止法案のねらいは、右翼テロを口実としてすべての大衆行動をおさえつけていくことにある。この法案が成立すれば、国民のたたかいによって現在はほとんど死文化している破防法がおそるべき威力をもって国民におそいかかってくるし、刑法改悪、警職法改悪など一連の治安立法への突破口が開かれる。

政治的暴力行為防止法案は全文三十一条と附則から成っている。その最大の特徴は「政治的暴力行為」というきわめてあいまいな、どうにでも解釈できる概念をつくりだしたことである。この「政治的暴力行為」には、「殺人」「傷害」「逮捕監禁」などをはじめ「強要」「脅迫」国会や首相官邸にたいするデモがふくまれている。昨年の安保斗争のときのようなデモはただちにこの法案の「政治暴力的行為」に該当することになる。

そのうえ、これらの「政治的暴力行為」の予備、「陰謀」「教唆」「煽動」をはじめ文書、言動によって影響をあたえる行為までが処罰され、言論の自由はいちじるしくおびやかされる。おまけに第五条では「政治的、暴力行為がおこなわれるおそれがあることを知ったときは、ただちにその旨を警察署に通報」する義務をさだめるが、これは国民すべてにスパイを強要するものである。

一方、この法案は「政治的暴力行為」を口実として「団体活動」を全国的に弾圧しようとしてある。公安審査委員会（破防法にもとづいて設置された首相任命の法務省の外局）は、団体（その支部、分会その他をふくむ）にたいし解散の指定をおこなうことができるほか①六カ月以内デモや集会を禁止したり②六カ月以内機関紙の印刷、発行を禁止したりすることができる。これは「政治的暴力行為」といういいがかりで破防法をいままでとは別の形で大衆行動に適用し、個人や団体をひっかけていく仕組みである。

このほか団体にたいし公安調査局への届出義務などをさだめたり、「殺人」にたいする死刑以下七年以上の刑罰をはじめ罰則はすべて強化されている。「国会のへいをのりこえた者」ですら「六カ月以上七年以下の懲役」で、おまけにその「未遂」まで罰せられる。これでは国民はうかうかと国会や首相官邸に近づけないことになる。〝へいをのりこえようとした〟とでっちあげられたならば、当の本人が罰せられるだけでなく、その所属する団体まで集会禁止などの規制を受けるおそれがある。

だいたい政府、警察がほんとうに右翼テロをおさえる考えがあるならば、現行刑法その他の法律で充分に取り締ることができるのである。現に、浅沼暗殺事件、嶋中事件と二度にわたるテロ事件の元凶大日本愛国党の赤尾敏は公然とテレビ、ラジオで殺人教唆をした。その赤尾敏を検察庁はいったん逮捕しながら、〝充分な証拠がない〟と釈放してある始末である。新島斗争でも、警察は右翼となれ合ってでっちあげをやっている。

政治的暴力防止法案は、けっして右翼テロを取り締まろうとするものではなく、実際には極悪非道の人民弾圧法といわれた戦前の治安維持法にも匹敵する反動立法である。

われわれは、生活と権利と民主々義、独立と平和を守るために、か丶る超悪法の制定を粉砕しなければならない。

署名運動に
全力をあげよう

1961・6・2

大之浦労組 教宣部

一、大手労組 日教組・学習・林野の参加がなかった

6.2.13,408

一般の目を引き得たので各地で開催された

支部より作成配布

6.13日

一、本指令を発出したのが6.1日で消化が困難であった

炭労中斗発第五九号
一九六一年五月二七日
各地方本部
各支部
各企業連 斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長 原 茂

政暴法粉砕のための当面の行動に関する指令

「政治的暴力行為防止法案」に反対する行動は除々にもり上りを示してきているが政府自民党は民社党をだき込んで院外の大衆行動のもり上る以前に衆議院の強行通過をはかろうと企図している一方社会党は同党提出の「政治テロ行為処罰法案」にこだはる事なく「政暴法」を衆議員段階で審議未了（廃案）に追い込むという態度を決定し、院外の反対行動の強化を要請している。

以上の情勢にかんがみ、総評は緊急に全国的な宣伝活動と統一行動を強化するための単産代表者会議（五、二六）に於いて別紙の通り「政暴法粉砕のための当面の行動計画」を決定した。

中央斗争委員会（五、二七戦術委員会）は右行動計画にもとづく炭労傘下各支部の行動について左記の通り決定したので指令する。

記

一、宣伝活動の強化

(1)五月二九日より六月二日までの間、各支部は地評、地区労と連けいしてビラを作成し街頭地域に配布する。

(2)各支部は組合事務所、並に地域に於いて政暴法粉砕を訴へた懸垂幕、横幕などをかかげる

(3)警職法斗争のときの経験を生かし、全労の下部労働者に対する共斗のよびかけのビラを作成し配布する。

(4)職場、地域、居住に於いて政暴法粉砕のための講演会、討論会、学習会等を組織する。

二、請願署名活動の実施

(1)請願署名活動を組合員の四倍（家族を含む）を目標として実施する。署名用紙は別途送付する。

（家族含む）

(2)署名活動は速やかに行い、第一次分を六月三日の中央統一行動に参加する地方代表に托して中央に集約する。

三、統一行動の実施

(1)各支部は六月三日一斉に時間外職場大会を開催し政暴法絶対反対決議を行い、政府自民党に送付すると共に民社党に法案撤回の要請を行なえ。社会党共産党に対しては激励電を送れ。

(2)同日道、県、地区に於いて開催される大衆集会に積極的に参加せよ。

四、六月四日以降の行動は改めて指示するが、あくまで廃案に持ち込むという体制を強化し右の職場大会に於いて実力行使の決議を行いいかなる指令に即応出来る体制を確立せよ。

以上

1961. 6. 1

ニューズ

10

大正

不満であるが一応スト中止

次のたゝかいへの体制を固む

××会社の悪らつな中小鉱化政策を粉砕するため斗いを推進している大正労組においては、六月一日、中間市を守る市民集会終了後、会社側と事務折衝を行い、引続き午後一時より双方の代表者会談を開いた。

××組合側は精勤手当の支給範囲の拡大方法、遡及期間などについて強力に交渉した。この中で会社側は修正案と五円分精勤手当総合として一括、二百万円を支給する・との最終案を提示した。

××この会社提案に対して、大正労組第四三回斗争委員会は不満ではあるが、①ストライキを中止する②教宣を徹底的に行い組合員の認識を深める・③大会を速やかに開催する・ことをきめ、つぎの斗争にそなえる体制を固めるため、二日午前五時十分ストを中止した。

妥結内容

一、協定期間～昭和三十六年五月一日以降新中鉱営業出炭開始までの間、次のとおりとする。

（備考）昭和三七年一月以降賃金の取扱いについては会社の経営実態、賃金の社会水準などを勘案し、その時点において双方誠意をもって話合う。

二、基準賃金アップ　坑内　休成人男子一才当り六〇円

保ガ夫　一才当り平均五二円七〇

支

配分

イ、各人の固定給に成人男子一才当り平均三五円へ（内修正給、九円）、保ガ夫一才当り平均三四円四五銭（内修正給四円四五銭）を加算する。

三、精勤手当を次の通り新設する。

説明

支給方法、本方出勤、会社会議出席（本方のみ）公休出勤の代休、組合業務（労使双方で認められたもの）

但し、ストライキ日は分子分母より除く。

四、生産奨励手当を廃止する。

手当は出炭千屯オーバーにつき一五〇万円、手当は支払い方との関係もあり、昭和三六年一月～四月金一封の取扱い問題にその取扱いについて協議する。

五、昭和三六年一月一日以降四月三十日までの間の取扱いについては、別途協議する。

（備考）昭和三六年度計画出炭達成の場合、支給当日在籍する者にたいし、昭和三六年一月～四月の本人稼働日数に応じた額を金一封として支給する。

（完）

精勤手当支給額表

	満勤	1方欠	2方欠	3方欠	4方欠	5方欠	6方欠	7方欠	8方欠	9方欠	10方欠	11方欠	12方欠	13方欠
採炭	1.620円	1.510	1.400	1.280	1.170	1.060	940	830	710	600	490	370	260	150
掘進	1.510	1.400	1.300	1.190	1.090	990	880	760	670	550	450	340	340	120
仕繰	1.400	1.300	1.200	1.100	1.010	910	810	710	620	520	420	320	220	130
間接	1.280	1.190	1.100	1.010	930	830	750	650	570	470	390	290	290	
休成	1.170	1.090	1.010	930	800	760	680	600	520	440				
保ガ	1.060	970	910	830	760	680	620	540	470	390				

支給方法　本方出勤　会社会議出席（本方のみ）、公休出勤代休、組合業務（労使双方で認められたもの）

但し、ストライキ日は分子、分母より除く。

1961・6・6

大之浦労組
教宣部

ニューズ

11

二瀬合理化斗争

賃下げついに妥結！

体制持続で細部解決をはかる

賃下げの合理化攻撃を四月十七日に受け、実力行使をもってこれが反対斗争を続けていたが五月三十日第二波の実力行使を前に徹夜の団交を行った結果、午前二時了解点に至り、斗争委員会の指令で午前四時三十分スト中止を行った。

会社の攻撃は直接夫に重点をおき、直接・間接夫の分断をネラッタが、組合員、家族の統一ある闘いによって全面撤回はできなかったが、会社のネライをはね返し斗いを進めたことは大きく評価された。

なお、基本的な問題については妥結したが、まだ細部にわたっては多くの問題を残しているので、労働部で直ちに作業に入り、現在の体制を持続したなかで交渉を進めることになっている。

妥結事項

第一、直接夫出来高給について

1、現行出来高基準額の中一律四一〇円の固定給を設置する提案をしていたが、更に修正し三六五円とする。

2、基準作業量は次の通りとする。

(1)一般切羽

イ、採炭基準三%引上げの提案をしていたが、これを撤回し基準は現行通りとする。

ロ、切後掃出における基準歩当修正率九五・四三%は提案どおり廃止する。

(2)掘進

基準八%引上げ提案を更に修正し仮替係数廃止を含み五%増しとする。

3、パンツァー切羽賃金は一般切羽に準じ改訂する。

4、基準作業量の運営について

規定を改訂し修正条件、修正率は従来通りとするが、当該会議の運営の簡素化については努力されたい。

5、歩建の運営について

提案の主旨どおり、歩建の巾を拡げる。

第二、作業時間の計算単位について

提案を撤回する。

第三、年次有給休暇手当について

提案を撤回する。

第四、実施期日について

六月一日以降実施する。

第五、細部についてはこの妥結の趣旨にそって別に協議する

なお、本問題解決のため金一〇〇万円を組合に一括支給する。

妥結事項補足説明

◎最終提案による月収減額について

直接夫平均　三、四五二円

全鉱員平均　一、九六二円

◎一〜四月の直接夫実働賃金計算方式について

固定給二一五円、歩増給三五円固定されたものと仮定して数値を算出し現算式により算出する。

以上

1961・6・7

大之浦労組　教宣部

ニューズ

12

新賃金配分など決る!!

昭和三十五年四月一日以降の賃金協定書に基づく細部事項の交渉については、五月三日の臨時総会で執行部に一任と決定されていたが、その後、種々検討し、六月十日会社と交渉、修正給の幅及び修正給の巾の範囲で進行したが、最終的に左記のように決定し、六月分賃金より計算されることになった。

記

一、新賃金配分について

1、一律加給

従来の基本給に次の金額を加算する

直接夫	就業一方当り	一律	六〇円
坑内間接夫	〃	〃	五〇円
坑外成人男子	〃	〃	五〇円
女子及び十八才未満男子	〃	〃	四八円

2、修正給

従前の技能給に坑内間接夫及び坑外成人男子については一方当り平均十円、女子及び十八才未満男子については一方当り四円二〇銭になるよう各人の技能給に次の金額の範囲内で査定した額を加給する。

範囲

坑内間接夫、坑外成人男子	五円～一〇円
女子及び十八才未満男子	二円～六円

二、保安常任委員の賃金について

稼働日	就業一日につき	一、〇一二円
公休日	〃	一、一九〇円
特殊公休日	〃	一、四九八円

三、見合払い一方当り賃金について

従来の額に左記の金額を加給する。

直接夫、坑内間接夫、坑外成人男子	五〇円
女子及び十八才未満男子	四〇円

見合払い一方当り賃金

職種別	一方当り賃金
採炭夫	890円
掘進夫（AB共通）	770〃
仕繰夫（〃）	690〃
坑内雑役夫	580〃
坑内 1級	540〃
〃 2〃	520〃
〃 3〃	500〃
〃 4〃	490〃
〃 5〃	470〃
〃 6〃	450〃
成人男子坑外機械運転	490〃
成人男子坑外 1級	460〃
〃 2〃	450〃
〃 3〃	440〃
〃 4〃	430〃
〃 5〃	420〃
〃 6〃	410〃
〃 7〃	400〃
〃 8〃	400〃

（註）係員の一方当り賃金については、従来の額にプラス40円とする。

1961・6・12

大之浦労組 教宣部

ニューズ

13

炭労中斗発第六八号
一九六一年六月六日

各地方本部
各支部
各企業連
斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

保安斗争推進に関する指令

五月二七、二九日の二日間中央保安調査団会議を開催し、第二九回大会以降の中央、地方における保安斗争状況について検討を行い、当面の保安斗争と保安法規の改正斗争のすすめ方について意志統一を行つた。（討議内容別紙資料参照）

この結果は第十四回中央斗争委員会（五月三〇・三一日）において「政策要求斗争推進に関する方針」の一環として強力な保安斗争を推進することに決定し、第十二回中央委員会（六月一・二日）に報告、確認を得た。よって次のとおり指令する。

記

一、保安要求斗争の推進

七月一日から実施される保安週間を中心に左記の通り保安要求斗争を実施せよ。

1、点検期間　六月二〇日～二八日
2、要求書作成　六月二九日～三〇日
3、要求実現期間　七月一日～七日

七月一日各支部一斉に要求書を提出し七日までに実現するよう精力的に交渉をすすめよ。

4、要求事項

イ、前回の要求斗争において会社側が実施約束したもののうち不履行となっている事項

ロ、今次保安活動の結果、各支部ごとに集約した事項

ハ、「石炭鉱山保安臨時措置法」成立にともない、新たに実施しなければならない次の事項

1、政府は中小炭鉱に対し、消火器、連絡警報装置、自己救命器、酸素呼吸器について費用の半額を補助することになった。（別紙参照）大手は自己資金で備えつけなければならないことになる。従ってこれらについて具体的に要求せよ。

2、保安機器整備のために近代化資金を貸付けることになった。従って後記（保安規則改正の項）する七項目について具体的に要求せよ。

二、鉱山保安法及び石炭鉱山保安規則の改正について

1、中央保安調査団会議は中斗指令第十八号に示した改正要求すべき事項について、各地方、支部の意見を附して確認したので、中央本部において条文整理の上、更に各支部の再討議を求め臨時国会（十月以降の見込）を目途に改正要求の斗争をすすめる。

2、石炭鉱山保安臨時措置法の制定によりこれに関連する部分のみについて石炭鉱山保安規則の改正が早急（二月以内）に行われる見込みなので、次の諸点について要求斗争をすすめる。（但し、政暴法成立阻止のため、本来の成立がなかった場合は見送らざるを得ない）

一、災害発生時において安全通路となすべき坑道の整備
二、坑内における電気機器の設置箇所の耐火及び防火設備の整備
三、坑内において発生した火災に対し臨機に対処するのに充分な消火設備の整備
四、坑内において一酸化炭素による中毒を防ぐための器具の整備
五、坑内における可燃性ガス、自然発火又は落盤の発生を予知するための自動警報装置の装備
六、坑内における運搬坑道の分岐点又は交差点における危険の発生を防止するための信号装置の装備
七、坑内における可燃性ガスの噴出若しくは爆発、出水又は火災の発生時における通報装置の整備

1961・6・12

大之浦労組　教宣部

(6.12D.)

炭労中斗発第六九号
一九六一年六月一〇日

各地方本部
各支部斗争委員長　殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

第一次（六月下旬）統一行動実施に関する指令

炭労中斗発六四号指令にもとずく六月下旬の統一行動の期日並びに規模について、現地指導委員会（六・八）及び戦術委員会（六・一〇）で検討の結果次の通り決定した。
よつて左記指令する。

記

一、斗争指標
　1. 企業整備を強行する石炭資本に対する抗議
　2. 政策変更要求と対外アッピール

二、ストライキ突入支部
　炭労傘下支部

三、ストライキ突入期日及び規模
　六月二六日　各番方昇抗時一時間五〇分時限ストライキ

四、保安要員の取扱い及び通告について
　1. 保安要員については従来の慣行に従い各支部において協議決定せよ。
　2. ストライキ通告は中央八社傘下支部は本部で、九州六社は九州地方本部で実施せよ。

五、各地方本部は右に準じ中小支部の統一行動実施について積極的に実施せよ。
　この場合ストライキ通告は各支部で実施せよ。

六、九州地方本部は地方傘下支部の先行又は積重ねの戦術強化について企画実施せよ。
　そのため必要な指令権を九州地方企業整備反対斗争指導委員会に委譲する。

七、三池支部の行動については現在の山元交渉の推移を判断し別途指令する。

以　上

ニュース

14

一九六一年六月一三日

各支部保安担当者 殿

（九州炭労労内部）

保安斗争推進についてのお知らせ

去る六月一〇日、保安担当者会議を開催し、当面の保安斗争推進について中斗指令第六八号の消化について検討を行った訳だが保安臨時措置法が廃案となったので若干斗い方を変更する面が出て来た。

その討議に基いて、中斗指令「第七二号」が出されるに至ったしたがって指令は追って発送されると思うが保安斗争を推進する担当者として、又、会議で論議されていたように至急具体的行動が組織される事が望ましいと思考し取りあえず送付します。

中斗指令第七二号（一九六一、六、一三）－各地方、企業連、支部宛

㊢ 中斗指令六八号の取扱いに関する指令

中斗指令第六八号は、第三八国会（六、八終了）において保安臨時措置法が成立するとの判断に立って出されていたが、会期末において政暴法案のための審議未了廃案となった。しかし保安問題は緊急対策を要するものであるからその取扱いについて、当面折衝を行った結果「保安規則の改正と緊急改正により実効をはかる」このため六月中に中央鉱山保安協議会を開催する旨六月十二日回答を得たので、中斗指令六八号記一の四項以下の取扱いについて次の通り変更する。

よって左記指令する。

記

一、保安点検斗争の推進

1、2、3項 当指令通り

4、要求事項

イ、ロ、当指令通り

ハ、政府は「石炭鉱山保安臨時措置法」が第三八国会に於いて廃案となったための善後策として六月中に中央鉱山保安協議会を開き次の点について石炭鉱山保安規則の改正を行い、災害防止をはかることも明らかにした。

従って、各支部は次の区分に従い保安規則改正後直ちにその実施をはかり得るよう鉱業権者（代理人を含む）並に保安管理者に対し要求せよ。

A、一つの会社において、鉱山労働者一〇〇〇人以下の中小炭鉱は、後記A、B、C、D各項の設置半額国庫負担が行なはれる。

又E、F、Gについては融資が行なはれる

B、その他の炭鉱は自費（二一貸し受けられる）によって設置改善する。

C、設置又は改善すべき内容

(A)坑火災、電気火災、の消火を目的とする消火器の設置（炭酸ガス、ドライケミカル、CB四三つの要素泡沫消火器等）

(B)連絡警報装置、主要作業所内事項連絡用ブザー又はベルの単信装置で発信ケ所が明示される方式のもので、出来るだけ多く採用させよ。

此の装置は完成品も有るが、ベル又ブザー、おしぼたん電線スイッチ等の検定済み必要部品を加えて組立て使用せしめて差支えない。

電源は二五～五〇ボルトでする。

1961. 6. 14、

大之浦労組 教宣部

うらへつづく

C、自己救命器の設置貸与。

これは爆発又は災害時における一酸化炭素を炭素ガスに変化させ、その中毒からにげるためのものであるが、T、E、Sは今月中に決定され市売される。製作は重新製作所（東京）が一ヶ所のため当分の間は生産数に限度があるので出来るだけ早く手配するよう配慮すること（カタログは速かに送付する）

D、酸素吸入器。

すべての炭砿に救命器を設置する、目的のために本設置の中小炭砿に従来の設置基準（班の編成、隊員の編成、人員、救命器数等）を緩和し設置させる。

E、災害時において退避通路となすべき坑道の整備災害時における退避通路を必ず設定明示させ、その坑道の整備をおこなはせる。（通行可能とする）

F、坑内における電気機器の設定ヶ所の耐久及び防かん設備の整備、形式的設備を改善させる。

5、ストライキ指令权の委譲

各支部が斗爭推進上必要を認めた場合は中央斗爭委員会に委譲の申請をおこなうものとする。

二、鉱山保安法及び石炭鉱山保安規則の改正について

1項は前指令通り

2項以下は原文とする。

以上

ニュース
15

上田敏氏当選

二坑支部長補選終る

二坑鴨川支部長辞任に伴う支部長補充選挙は日程に基き一三日投票をおこない、同日開票をおこなった。

選挙規則第二三条に基き、鴨川支部長辞任に伴って前回選挙の次点者、上田敏氏が繰上げ当選となるはずであったが、種々の事情により辞退されたため補充選挙がおこなわれたものである。

なお、本部選管では午前十時選管を招集して、二坑補選開票結果を確認、直ちに告示を行った。

開票結果は次の通り

在籍者数	一、二五〇	
総投票数	一、〇九九	
投票率	八八%	
当選	上田敏	五五〇
次点	森岡五郎	四四六
白紙	二六	無効　七七
有効認定票数	四四〇	

以上

1961・6・14

大之浦労組教宣部

ニューズ

16

上期々末手当 26.000円を要求

二十日・要求書を提出 団交申入れも同時に行う

三六年度上期々末手当については、第一二回炭労中央委員会において要求額二六、〇〇〇円を決定し、各社一斉に六月二十日要求書を提出、同時にこれが団体交渉申入れも行い、期末手当斗争を推進することになった。

貝島労組も二十日午前十一時、会社に対し他社同様に次の要求書と交渉申入れを行った。

昭和三六年六月二〇日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭砿株式会社
社長　貝島太市殿

期末手当要求書

昭和三六年上期組合員期末手当に関し左記のとおり要求する。

記

一、財源

1、昭和三六年三月末日在籍組合員（組合専従者を除く）一人当り平均二六、〇〇〇円（税込。但し、勤労団体褒奨金は手取り）とする。

2、常備臨時夫、昭和三六年四月一日以降の入籍者、昭和三五年一〇月一日以降昭和三六年三月末日に至る間の退職者については別途協議決定する。

二、配分

各社各山において会社組合間で協議決定する。

以上

昭和三六年六月二〇日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭砿株式会社
社長　貝島太市殿

団体交渉申入書

当方組合員の昭和三六年上期々末手当について、貴方と当方との間において団体交渉をもって取りきめたいので右申入れます。

以上

1961・6・20

大之浦労組
教宣部

No. 5

速報

組合の人員補充要求に
会社・新規採用（七五名程度）を提案
六・二三 了解点に至る！

五月末、行われた生産協議会において、組合は一二万屯出炭を可能ならしめるためには現在の人員ではどうしても不可能である。いまの会社にとって計画出炭遂行が必須条件であるならば、人員補充を行うべきであると強調し、これがなされない限り十二万屯出炭はカラ計画に等しいものであり、これ以上の努力はいたずらに災害の発生をみるだけで保安上問題が生ずるとのべ、会社に対し人員補充（新規採用）を強く要求していたところ、会社は六月二日検討の結果、人員補充について組夫使用を含む提案を行ってきたので、組合は部会において検討の結果、「組夫使用は問題がある」との結論にいたり再検討を行うよう要請を行ったところ、六月十日新規採用七五名程度の再提案を行ってきたので、執行委員会（六月二二日）で検討の結果、条件を更に拡大する事で了解することにし、交渉の結果これがいれられたので了解するに至った。

交渉経過の概要

第一次会社提案（六月二日）

１、直接夫の人員調整をはかりたい

新坑は計画人員より一二％強、その他の坑は六～七名程度減少している。

したがって、これらの人員不足を早急に補充しなければならない。しかし現在のきびしい炭界情勢のなかで、対外的にも、また会社自体からみても、新規採用は困難である。だからといってこのまま放置しておくわけにもいかない。

その実、とくと勘案されて、当面新坑の不足人員について次の提案をする。

一、各坑より新坑に配転希望者をつのる。

但し、五坑については啓心寮の直接夫十二名ほかに新坑社宅附近よりの通勤者四名計十六名の直接夫については新坑に転坑してもらう。

啓心寮の間接夫六名は新坑の寮に転寮してもらう。その中から直接夫に希望する人があれば新坑に転坑してもらう。啓心寮は閉鎖する。

二、各坑入替採用希望の適格者は、この際、新坑一本に集約する。

三、直接夫希望者の出た坑はそのあとの補充は組夫をもって充てる。

この提案に対して組合は、組夫の増員については問題がある。

炭界の情勢がどうあろうと、対外的に問題があろうと、新規採用をもって補充すべきである。会社提案は検討の余地はない。会社は組合が理解できるような提案をすべきであると再考を促した。

人員問題について確固たる態度で臨んでいる組合の意向を察知した会社は、全面的に組合の要望をいれ新規採用で充足する意向をあきらかにした、次の提案を六月十日行ってきた。

第二次会社提案（六月十日）

１、新規採用をする
２、新坑七五名程度
３、今回に限り入替採用を停年退職前五十才程度までくり下げる
４、入替対象者は退職しなくてもよい

組合はこの再提案を更に検討した結果、①協約決定よる入替採用については従来通り ②勤続十年以上と拡大する ③適格者の範囲を拡大する等の態度統一を執行委員会で行い、六月二三日精力的に交渉を行い、次の了解点に達した。

了解事項

人員充足について

一、新坑、直接夫の充足のための入替採用、特別措置

１、年令　五十才以上の者
２、勤続　十年以上の者
３、血族四親等、姻族三親等まで（入替採用の順位、近いものより採用する）
４、通勤可能、坑所外、区住者も含む
５、被入替者は引続き雇用し、五四才から五四才六ヶ月の間に退職した場合は、停年退職扱いとする。
６、被入替者、今回の措置にかかわらず、今後とも入替採用の対象とする。
７、募集方法　イ、各坑で対象者を調査し新坑に集約する。
　ロ、各坑労務係が受付ける。
　ハ、決定は新坑がする。
　ニ、社宅の提供は、本人の申出があれば提供する。

二、今後の入替採用は従来通り。

以上

ニュース 17

―期斗オ二回団交―

組合・額の提示を迫るも
会社・まだその段階でないとはねる

六月二〇日上期々末手当（二六〇〇〇円）の要求書を提出し、同時に団交の申入れを行っていたが、三〇日午前一一時より第一会議室において第二回の団体交渉を行った。

そのなかで組合側は期末手当の具体的な回答を会社側に迫り、あわせて交渉方式についても会社の考え方をただした。

会社側は期末手当については具体的な回答をする段階ではない、また交渉方式については、炭労との対角線交渉に応ずるむねの回答をした。

組合は早急に具体的な回答を提示するよう会社側に要求し、午前一一時三〇分第二回団交を終った。

交渉の概要は次の通り

第二回団交概要

組合、さきに文書をもって要求をおこなっていた期末手当について、会社より具体的な回答を願う。なお、交渉方式についても回答願いたい。

会社、先般組合側より上期の手当について要求がなされていたが、交渉方式については炭労との対角線交渉でいくが、額についてはいまだ具体的に回答できる段階にいたっていないので、改めて御回答を申上げたい。

組合、期末手当をだすということはいえるのか。

会社、そのことについても検討をしている。

組合、問題の解決にあたっては平和的に解決したいのは双方とも考えられることであるので手当をだすことは経営者として当然のことではないか。いつ頃その回答はえられるか、われわれには期日のあることだから早急に回答できるよう努力してもらいたい。

会社、本日はそのことについて議論をしようとは思わない。会社の態度決定の上充分討論したい。

組合、次回団交はいつか。

会社、改めて話合う。

以上

1961・6・30

▲▲大之浦労組　教宣部▼▼

No6

速報

配給所分離に伴う

―組合の方針を決定

29日

第二次合理斗争のときからほのめかしていた、配給所分離について、会社は労資交渉において再び提案してきたが最終的には、一応これを別会社（資金の調達とは別）とすると言ったが去る六月一四日、会社より分離について具体的に提案をし、二六日追加提案がなされた。これに対し組合は、慎重に検討を行い六月二九日、執行委員会において会社提案の本質を明らかにし、「配給所分離に伴う組合の基本方針」を明確にした。

会社提案　六・一四

1、独立する新会社は株式会社組織とする。

2、資本金は大体五百万円程度にする心算である。

3、新会社の従業員は、原則的に現在の物資課配給所関係従業員にそのまま移ってもらう。それで不足する分は補充しなければならないと思うが、所謂パート・タイマーを相当数入れる心算である。

4、土地建物は炭砿会社より新会社に譲渡、あるいは賃貸する。

5、備品・商品等は炭砿会社より新会社に引きつぐ。

6、本屋職員の取扱いは次の通り

イ、炭砿会社を退職とし、全員新会社に引きつぐ

ロ、移籍者は事業の都合による退職の取扱いとする。

ハ、炭砿会社への残留希望者は坑内外に可能受入れ職場があれば受入れる。

ニ、新会社移籍に際し入社採用時期調整については今次会社再建に伴う退職者の取扱いを準用する。

ホ、新会社に移られる人達の新会社における労働条件（賃金、退職金等）その他については、現段階において一応の考え方を決めてはいるが、なお、最終的には実態をみていないのでその点については後日説明申上げることとしたい。

7、設立の時期

早急にやりたい

以上

追加提案　六・二六

一、新会社に移籍される人の労働条件その他について

1、炭砿会社の退職金は前回に申した通り事業都合退職の取扱いとするが、その退職金は新会社退職時に支給することとする。

2、新会社の退職金について

炭砿会社の勤続年数は通算しない、細部については新会社で決める退職金規程による。

3、賃金について

今度の新会社設立の趣旨が年間五〇〇万円の赤字を克服し、将来への発展を期待するものであるので、移籍される者には耐えがたいことと思うが三井も配給所分離に際し炭砿会社より一割ダウンしたベースで発足している例もあり発足後新会社が軌道にのるまでの間は炭砿会社より低い賃金で辛抱して頂きたいと考えている。

なお、軌道にのった後は新会社で妥当な賃金を決めることとしたい。

4、営業時間について

従来から問題がある点である。売上高を増すために営業終業の営業時間を改善し消費者に最も便利な利用し易い時間に組替え適正なものとして業務時間の一切としたい。

5、年次休暇について

移籍当時の残日数（一年分のみ）は新会社に引継ぎ、細部については新会社で決定して行きたい。

6、福利厚生施設については従来通り利用させる。

7、健康保険について

大之浦健康保険組合に加入させる。

二、新会社に移籍されない人について

1、前回も説明した通り、全員新会社に移ってもらうのが原則であるが、特殊な事情のため炭砿会社の残留希望者については坑内外に可能受入れ職場があれば受入れる。

うらへ

昭和36年6月30日　大之浦労組

２、上記の配給所の従業員は今次会社再建に伴う解雇の取扱いを準用する。

３、今回新会社へ移籍せず退職を希望する人については自己都合退職の取扱いとする。

４、会社決定に基く入営採用については、前回も説明した通り、今次会社再建に伴う入営採用の特別措置を準用する。

以上

敵の攻撃（配給所分離）の本質

今次、会社が提案されている配給所を分離し、新会社の設立は年間五〇〇万円の赤字克服と、人員減によるコスト引下げを狙い、これによる利潤追及が大きな眼目であると判断される。

現在の配給所は、われわれ福利厚生施設の一端としていろいろと問題はあったが、その任を果してきていることは事実である。

その配給所の分離は、企業合理化として、われわれ利用者の福利施設のはく奪のねらいと、配給所従業員の賃金労働条件の切下げである。という考え方にもとずき、執行委員会で種々検討をおこなった。

現在、我々がおかれている情勢、また、民需にかけられてきた結果、以上のような分析にたち、つぎのような基本方針に基き、今後の斗いを進める。

配給所分離に伴う
組合の基本方針

配給所については、われわれはこれを福利厚生の一端として利用、活用してきたが、今次、配給所分離の合理化提案に対して組合の基本方針を明確にする。

一、会社提案の新会社設立が、われわれ日常生活の中で、実質賃金の低下と、配給所従業員の労働条件、その他、諸権利をはく奪することに対しては断乎反対する。

ニューズ

電気施設の改善及び水道料金問題について

電気施設の改善および水道料金については、昭和三十四年以来の継続審議の中で、組合の要求事項として交渉を進めてきたが、水道問題は企業合理化の中で会社が料金をとることを提案し、その後、源資交渉の中で再度、電気並びに水道関係の提案をおこない、組合として、電気、水道とともに施設の改善を要求しているもので、源資交渉には応じられない。従って、施設の改善を前提とした交渉へ源資問題より除く）でなければならないという方針で交渉を進めてきた。従って、源資から除き、組合の方針通り今後の交渉をおこなうことになったことは承知の通りであり、その後、六月十日、第九回の交渉の中で会社より新提案として、電気、水道の提案をされ、組合として当初の方針による交渉を精力的に進めてきた。七月三日第十一回の交渉に於いて、会社は早期解決を前提とする、ということで次の提案がなされた。

第九回電気従量制に関する（36・6・10）

会社提案

(一)、基本料金～一戸当り　六円

(二)、従量料金

(イ)、三〇K未満　未　満　無　料

(ロ)、三〇KW/H～一〇〇K　一Kにつき六円

(ハ)、一〇〇KW/H　以　上　一Kにつき八円

但し、九電の電気料金の変更があつた場合はスライドする。

(三)、コンセントについては、積算電力計の取付工事をなすときに、コンセントの取付けてない戸に付し、一口とりつける。

(四)、電圧については、社宅の一棟の末端の電圧が、九〇V以下にならないよう努力する。但し、九〇Vの供給量の不足、または大きな電力を必要とする電気器具を使つた場合は保障できない。

(五)、台所と個人便所には、逐次タンブラスイッチを取付ける。但し、台所と便所にプールスイッチが現在ついていて、まだ使用できる戸はそのまま使用し、使用不能となつたときに、タンプラスイッチに取替える。

(六)、工事期間は、三ケ年とする。但し、工事完成した坑は、その翌日より従量制を実施する。なお従量制実施までの暫定措置として、テレビ、電気冷蔵庫の電力使用料金として、それぞれ二〇〇円、一〇〇円を徴収し、従量制実施とともに廃止する。

工事内容

(イ)、内線の不良個所は補修する。

(ロ)、コンセントを取付ける。

(ハ)、新下配線をなし、ノーヒューズ・ブレーカ並に積算電力計の取付けをなす。

(ニ)、変圧器、外線の補修をなす。

(ホ)、直営業者で実施する。

(ヘ)、新坑才一、第二、五坑、二坑、六坑の順に実施する。但し直営の分については、各坑において同時に実施するが、作業場に近い戸より実施する。

(七)、積算電力計、並びに、ノーヒューズ・ブレーカは本人負担とし、退職の場合は買戻す。但し、買戻額については、別途協議する。

（36.7.4）

大之浦労組　教宣部

（八）使用禁止器具
（イ）六〇〇W以上の電気器具の使用を禁止する。
（ロ）六〇〇W以下の電気器具であっても、ニクロム線の露出している器具の使用を禁止する
（電熱器・電気炬燵等）
（ハ）三又ソケット並びにテーブルタップ（差込口三本以上）の使用を禁止する。
（ニ）一KWの電力を一度に使用した場合は、自動的に切れる。
（九）電力使用料金は、精算払日に控除額に繰入れる。

第十回水道メーター制に関する会社提案（昭36.6.23）

（一）料金
（イ）使用一米³につき十二円五〇銭を徴収する。この場合、円未満の端数は四捨五入する。
尚、従量制実施までの暫定措置として一世帯に月額、二〇〇円を徴収し、従量制実施と共に廃止する。
（ロ）メーター貸料
月額、一世帯につき三〇円を水道料金と共に徴収する。
（二）工事期間
（イ）工事期間は、三ケ年とする。
（ロ）工事は直営、業者の二本建で実施する。
（三）工事費
（イ）設備は会社負担とす。
（四）料金徴収方法
（イ）水道料金、メーター貸料は、賃金精算日に控除する。
（五）メーターの設置ケ所
（イ）一世帯に一戸を原則とし、屋外に取付ける。

第十一回電氣・水道関係交渉（昭36.7.3）

（一）電気関係について
基本料金～一戸当り　六円
（二）従量料金　年間平均三六KW
四月～十月　三三K
十一月～三月　四〇Kまで無料
四月～十月　三三K以上一〇〇K　一Kに対し六円
十一月～三月　四〇K以上一〇〇K　一Kに対し六円
一〇〇K以上　一Kに対し八円
（三）工事期間　一ケ年とする。
（四）従量制実施は工事完成した処は、翌月より実施する。
（五）ノーヒューズブレーカーは、会社負担で取付ける。
（六）電気禁止器具
原則として六〇〇K以上の器具は禁止する。但し会社の許可を受けた場合は八〇〇Kまでみとめる。

(七) 積算電力計の価格は一、〇〇〇円、個人負担とする。

(八) 暫定措置

従量制実施までの間

一ケ月　テレビ　一八〇円

一ケ月　冷蔵庫　一〇〇円

（これ以外のものについては第九回の提案と同じ）

水道料金

(一) メーターの賃料　月額　三〇円

(二) 工事期間

一ケ年以内に完了するよう努力する。

(三) 従量制は工事実施の翌月より実施する。

(四) 暫定措置

従量制実施まで一世帯月額一〇〇円徴収する。

従量制実施後は廃止する。

（これ以外のものについては第十回の提案と同じ）

従量料金

m³　数	料　金
5 m³ まで	無　料
5 〃 6 m³	70円
6 〃 7 〃	80円
7 〃 8 〃	90円
8 〃 9 〃	100円
9 〃 10 〃	115円
10 〃 11 〃	130円
11 〃 12 〃	145円
12 〃 13 〃	160円
13 〃 14 〃	180円
14 〃 15 〃	200円
15 m³ 以上	1m³につき25円

ニューズ

19

期手斗争　西ブロ（貝島・大正・二瀬・宇部）の戦術決る

大手八社妥結後・七二時間をおき無期限ストに突入!!

炭労中斗発令八五号指令は、今次期末手当斗争における戦術について大手八社による先行斗争を組織し、七月一五日より無期限ストに突入することになっているが、貝島、二瀬、大正、米炭労支部の到達斗争の戦術については、次の規模及び時期は、原則として西日本ブロックの統一行動とし、具体的内容については西日本ブロック斗争委員会で決定されることになっている。

この決定にもとずき、十日午後六時より福岡において開かれた西日本ブロック斗争委員会は到達斗争の戦術について、つぎのような決定を行った。

記

一、戦術

大手八社妥結後、七二時間をおいて、無期限ストライキに突入する。

但し、七二時間の中に日曜を含む場合は除く。

二、担当指導委員

貝島支部 —— 田中九炭労事務局長

二瀬支部 —— 花園九炭労副委員長

註

指令八五号では、貝島・二瀬だけが担当中執が決定されておらず、現地指導委員会で決めるよう、指示していたものである。

以上

1961・7・11

実力行使体制を固めよう!!

大之浦労組教宣部

No. 7

期斗 速報

大手八社の期末手当
二三、五〇〇円 プラス一、〇〇〇円 で妥結

期末手当斗争については、大手八社の先行斗争・西日本ブロックの到達斗争という戦術（期末手当号外七・一三発行）で斗いを進め、大手八社の一五日一番乗りの有利なストを背景にして強力な交渉を進めた結果、一五日午前九時、次のような妥協案が示されたので、炭労は執行委員会において検討の結果、妥結を決定、了解点に達した。

妥結内容

九炭労 一五日午前一〇時三〇分電話連絡

一、金額

二三、五〇〇円プラス一、〇〇〇円

但し、プラス一、〇〇〇円は六月末在籍者のみに支給する

一、紛争中のストカットの問題については労使双方、中労委にあっせんを依頼する

（注）なお、詳細はわかり次第お知らせ致します。

以上の金額で解決を見たので、西日本ブロック（貝島、二瀬、大正、宇部）はただちに到達斗争に入り、各組合ともそれぞれの会社に対し、一八日正午までの期限付回答要求を行うことになった。

大手並みの期末手当獲得のため斗争体制を固めよう

昭和36年7月15日 大之浦労組

No. 8

期斗速報

二〇日以降の無期限ストは必至
会社は格差設定の意志強し

大手八社が一五日午前九時妥結後、西日本ブロック（長崎、二瀬、大正、宇部）はただちに到達斗争に入り、現在でも午後二時より、第四回期末手当団交を行い会社に対して「同一基準額（大手妥結額）提示を行え」と要求し、回答を迫ったが、会社はまたもくどくどと業績不振とこれによる会社側のしめつけをのべ具体的な回答を行わなかった。

組合は、これに対し一八日正午までの期限付回答申入れを行い、会社があくまで不誠意な態度である限り、われわれは重大決意を固めることをのべ団交を打切った。

なお、申入書、通告書、実力行使指令は次の通りです。

以上のような推移から判断されることは今期々末手当斗争は会社の「ランク設定」と組合の「基準額獲得」が真正面から強くぶっつかり合い激突はさけ難い状況にあるので、組合員みなさんも安易な予測をたてず、斗争体制を一層固めて下さい。

申入書

昭和三六年上期々末手当については、中央大手八社が妥結したにもかかわらず、貴社はいまだに額の提示すらありません。当方は従来から堅持している早期円満な解決を希求しておりますが、期末手当は時期のものでありますので、一八日正午迄に貴方の具体的な回答を得たく、

右、申入れ致します。

以上

通告書

中央大手八社がすでに解決している上期々末手当について、貴方の回答は当方の到底了解し得るものではありません。万一、二〇日一番方迄に中央大手八社の妥結額を回答しない場合は、左記により実力行使を行いますので通告致します。

記

一、ストライキ突入支部〜西日本ブロック傘下全支部

一、ストライキの期日並びに規模

七月二〇日一番方以降無期限ストライキ

以上

炭労中斗発第九〇号　一九六一年七月一五日

ストライキ突入に関する指令

記

一、直ちに到達斗争を開始し、一八日正午までの期限付回答を行なえ。

二、基準額に達しない場合は二〇日一番方以降無期限ストライキに突入せよ。

三、保安要員は従来の慣行に従って各山元で自主決定せよ。

以上

昭和36年7月17日　大之浦労組

No. 7

期　斗　**速報**

会社・支払い条件をつけ二〇、〇〇〇円を提案
組合ら不満と一蹴しスト通告を行う

十五日の第四回期末団交の中で一八日正午までの期限付回答を求めていたが会社は十八日午後三時より開かれた第五回団交で貝島の企業実体を説明し赤字経営を理由に大手八社妥結より四、五〇〇円の格差をつけ二万円の提案を行なった。これに対し組合は不満として一蹴し二〇日よりの無期ストを通告し午後三時四五分団交を打切った。

会社提案

(一) 上期期末手当として在籍本雇鉱員に一人当り二万円（税込）を支給する。
一、七〇〇円は手取りとする
在籍鉱員とは三六年三月末在籍とし支給当日在籍者をいう。

(二) 支払いについて
1、一人当り一万円は現金手取りに盆前に支払う
よう努力する
2、一人当り平均四〇〇〇円は税引後各人積金に繰入る
3、一人当り平均六〇〇〇円は会社業績好転の時期に支払方法について協議する。

以上

昭和 36 年 7 月 18 日 大之浦労組

No.10

期斗　速報

不満ながら二二、五〇〇円で了解点に達す！

第一次案（二〇、〇〇〇円）を不満としスト通告を行っていたが、一九日午後七時、会社より団交申入れがあり、組合は検討の結果、これに応ずることとし、午後九時より第六回の交渉を行ったが、第二次案として二〇、八〇〇円を提示してきた。

これを組合は問題にならぬと一蹴、団交を打切った。

その後、代表折衝の申入れがあったが、組合はなお、団交で交渉を行うこととし二〇日午前二時一〇分より団交を再開した。

この席で会社は、最終案と前置きし二一、八〇〇円を提示したが、組合はなお不満とし会社の再考を要求した。

午前三時、代表折衝申入れがあり、組合は斗争委員会で検討の結果、これに応ずることとし、午前三時四〇分より代表折衝を行ったが、この折衝で会社は再度収拾を行うことを前提に二二、五〇〇円を提案してきた。

この提案をめぐり斗争委員会は、二時間にわたり検討を行った結果、現時点における種々の情勢を考慮し不満ではあるが二二、五〇〇円で了解することになり、午前九時三〇分スト中止を行った。

妥結内容

一、金額　昭和三六年三月末在籍で支払い当日に在籍する本組合員一人当り平均二二、五〇〇円（税込み、但し一、七〇〇円は手取り）を支給する

但し、期前後退職者中、該当者の人員については、同期の前二期の平均率を昭和三六年三月末在籍人員に乗ずるものとする

二、支払いについて

1、一人当り平均　一一、〇〇〇円現金手取りとし盆前に支払う

2、一人当り平均　五、〇〇〇円は、税引後、各人の積金に繰り入れ、一〇月一日以降払出す

3、一人当り平均　六、五〇〇円は、税引後、三七年四月一日付で積金に繰り入れて払出す

以上

昭和36年7月20日　大之浦労組

ニューズ
20

西ブロの期末手当斗争

炭労（宇部）を残し解決

大手八社解決後、西日本ブロックはそれぞれ独自の体制で到達斗争を行なっていたが、炭労（宇部）も残しほとんど不満も残しながら了解妥に達し期末手当斗争に一応終止符をうった。

― 各支部解決状況 ―

宇部

一八、〇〇〇円を不満として二十日以降無期限ストライキで到達斗争を続けていた炭労では二一日午後一時より斗争委員会を開催今後の斗い方について種々論議した結果、斗争委員会としては期末手当の性格から問題を早期に解決するため中労委に斡旋を申請するという事を決定、労使双方とも中労委に斡旋をうけることになり二二日一番よりストライキを解除した。

二瀬

十八日付期限付解答を求めて斗いも進めていた二瀬では会社が二四、五〇〇円プラス一、〇〇〇円も提案、組合としてはハネ返り分に不満はあるが了解する事を十九日未明決定、妥結に至った。

大正、

会社のゼロ解答に対し二十日以降のストライキを背景に強力な到達斗争を進めていた大正は、二十日未明にいたり会社が最終案として一三、〇〇〇円提案（支払内容、盆前一〇、〇〇〇円支給残り三、〇〇〇円は九、十、十一の三ケ月間に分割支給）斗争委員会は論議を重ねた結果午前七時十五分に至り会社最終案で事態収拾を決定直ちにストライキを解除した。

以上

1961・7・22

大之浦労組
教宣部

協 定 書

貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは昭和３６年上期鉱員期末手当に関し下記の通り協定する。

記

1. 上期々末手当として昭和３６年３月末日に在籍し、且つ支給当日に在籍する本層鉱員１人当り平均22.500円（税込、但し1.700円は手取）を支給する。但し期間中退職者中、財源枠の人員については同期の前二期平均率を昭和３６年３月末在籍人員に乗ずるものとする。
2. 上記1.の金額中、１人当り平均11.000円は盆前に支払うものとする。
3. 上記1.の金額中、１人当り平均5.000円は税引（16.000円より1.700円を差引いたものに対する税金）後各人毎の従業員預金に繰り入れる。
   尚、払出し時期については昭和３６年１０月１日以降とする。
4. 上記1.の金額中、１人当り平均6.500円（税込）の支払いは別途協議する
5. 昭和３６年４月１日以降労働組合業務専従者となつた者で、支給日に在籍する労働組合業務専従者並びに昭和３６年４月１日から支給日までの間の停年、殉職、死亡、事業都合、公私傷病退職者及び職員に登用された者の取扱いについては従前通りとする。
6. 配分については別途会社、組合間に於て協議する。

昭和３６年７月２０日

貝島炭礦株式会社
副社長 貝島弘人
日本炭鉱労働組合
中央執行委員長 原 茂

附 属 諒 解 事 項

貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは昭和３６年７月２０日付協定書に関し下記の通り諒解する。

記

1. 昭和３６年４月１日以降本層鉱員として雇入れられた者で引続き支給当日在籍する本層鉱員に対する期末手当は次の通りとする。

４月中に雇入れられた者		3.900円（税込）
5.月中	〃	3.100円（ 〃 ）
6.月中	〃	2.400円（ 〃 ）
7.月中	〃	1.600円（ 〃 ）

2. 協定書中記1.但し書の同期の前二期平均率は0.38％とする。
3. 協定書中記4.の別途協議とは昭和３７年４月１日に各人毎の従業員預金に繰り入れることをいう。
4. 昭和３５年１０月１日から昭和３６年３月末日までの間の停年、殉職、死亡及び公私傷病による退職者については従前の取扱通りとする。
   並びに職員に登用された者
5. その他事項については別途会社、組合間に於て協議する。

昭和３６年７月２０日

貝島炭礦株式会社
副社長 貝島弘人

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長 原 茂

妥結にいたった情勢分析について

一九六一、七、一二

一、統一斗争と戦術について

炭労が今期々末手当斗争を推進するにあたり、中斗指令八五号で明確にされたとおり、春の賃金斗争に示されたように、九州大手の各社が集合交渉に加盟しないという実態のなかから、一四社の意志統一が困難であり、期末手当のもつ性格が一時金であるというところから、貝島、大正、宇部、日鉄などの現実的な諸条件の判断から基準斗争は短期解決を望み得ないし、加えて各企業連、支部の企業整備反対斗争及び諸カンパの増加のため、基準、到達斗争に際してのカンパはきわめて困難性がある等の分析にたった場合、従来とってきた一四社統一の戦術とは若干異ってはいるが、統一斗争の構えは持続しながら、まず大手八社の先行斗争により基準額の引出しを行い、西日本ブロックは各支部が独走の体制で基準額獲得の斗いを組む戦術がとられた。

二、大手各社の妥結と、三池労組の中労委あっせんによる解決について

さきにのべた戦術にもとずき大手八社がまず先行斗争を進めた結果、三池労組のストカットについて問題を中労委あっせんにゆだねることで二四五〇〇円で解決に至り、三池労組の問題については、中労委においてこれがあっせんが行われたが、炭労としては「現在、三井の会社が考えていることは、三池労組に対する新労組との差別待遇であり、炭労としてまったく理解されるところではない」との主張に対し、会社は「差別待遇ではない、あくまでもストカットである」との主張が対立したが、中労委としては、差別待遇、ストカットの問題を明確にせずあっせん案として二〇、〇〇〇円を提示、労使双方はこのあっせん案を検討の結果、受諾することになったが、炭労としては、現在の三池労組の内部体制、八社の内部体制から判断するとき、これを八ね返し斗いを組織してゆくことには困難性があるとの分析にたち、妥結にいたったのが実態である。

三、貝島における斗いと解決について

以上のような状態で、中央八社が解決をみた時点から七二時間をおき、これが到達斗争を西日本ブロックは進めたが、貝島における斗いは、二〇日以降の無期限ストを背景に交渉をにつめていったが、最終的には二二五〇〇円（分割支払い）で了解するにいたった。

すくなくともわれわれは、大手の妥結額獲得を目標に斗いを組織したにもかかわらず、不満を残しつつ了解したが、そのことは会社のいう、五期連続の赤字の公表数字がすべてであるかどうかは問題であるとしても、赤字であるということは否定し得ない事実である。

労組のもつ斗いに対する内部体制は徹底化しない状態にあるとはいえ、斗いを組織化するには長期化が予想されるし、また、三池労組の「中労委あっせんによる解決内容」等を判断するとき、斗争委員会は二時間余にわたる討議の結果、割り切らざるを得なかった。

四、今後の構えについて

以上の分析から二二五〇〇円（分割払い）で妥結するにいたったが、たとえそのことがさきにのべた判断に基くとしても、格差がついたことは歴然たる事実であることには間違いない。

第二次合理化斗争以後、斗いの本質が、企業内の斗争にし限られ、後退の余儀なき状態に追込められていることを想起するとき、一日も早くこの事態から脱却するため、政策変更の斗いを柱にして産業別統一斗争を組織しうる体制の確立を期すとともに、企業内におこってくる斗いについて自らの生活を守る斗いとして、敵の攻撃を八ね返す努力を積重ねてゆかねばならない。

以上

ニューズ
21

炭労中斗発第九五号
一九六一年七月二六日

各地方本部
各支部
各企業連　斗争委員長　殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

統一ストライキ突入に関する指令

一、斗いの経過

1、杵島斗争

(1) 六月十日住友石炭経営者会は「組合が合理化案をのまないかぎり生産移行もやむをえない、しかし六月二五日までを期限とし組合と交渉する」と決定、組合に申入れてきた。組合は事態解決のため積極的に努力するためこの申入れに応じ交渉を再開した。しかし、この交渉も、基本的な合理化方針に若干字句修正したのみの最終提案によって決裂した。

(2) 総評は総評九州地区共斗会議を中心にして、杵島・高松斗争を全国的に発展させるための具体的行動を行ない、さらに、斗いの支援のため五十円カンパについての大衆討議をすすめつつあり、八月二日から開かれる総評大会にも提案の準備をすすめている。

(3) 交渉決裂、池田佐賀県知事は住友石炭・杵島炭鉱・炭労・杵島労組にあっせんを開始、一時中断されたのち七月一七日あっせんによって労使会談を行なうことに意見の一致をみた。しかし、会社の「今後は意味がなくなった」との連絡に交渉窓口のあっせんは再び中断された。

(4) 七月一七日、住友石炭の緊急役員会は「杵島炭鉱の生産を安泰鉱業山森社長に譲渡する」ことに内定し、十八日住友関連企業の社長会談で了解をもとめた。こうして、住友の生産移行方針は確定的となり、安泰鉱業との具体的な条件の折衝にはいり、生産譲渡の実施調印も時間的な問題となった。

(5) こうした段階をむかえ、炭労は戦術委員会、八社ブロック、西日本ブロック斗争委員会等で討議の結果、七月一八日、住友石炭に対し生産移行作業の中止を申入れた。

(6) 七月二五日、炭労三役・各地方本部代表者合同会議は杵島の生産並びに状況を確認して「事態は極めて重大な段階にあることを確認し、これが収拾のため炭労として住友石炭に交渉申入れを行なう。交渉にあたっては「事態解決の場合は住友が責任をもって生産に当ること、交渉期間中生産移行に関する作業停止」を確約させる」との意志統一を行ない、八社ブロック、西日本ブロック斗争委員会の確認を得たので、戦術委員会は直ちに住友石炭にこの申入れを行なうことを決定した。しかし、夜半に至るまで住友石炭の責任者の所在不明のためこれを行うことができなかった。

(7) 七月二五日午前二時、住友石炭人事部長より「午前〇時一五分まで炭労の連絡がないので拡大役員会で態度を決定、明日安泰と仮調印を行ない、新聞社に対しても方針を発表する。正式には炭労に午前十時に申入れする。炭労が会談の申入れをしてきても応じるわけにはいかないが、炭労として完全な意志統一をしたうえの申入れであれば再検討する」との電話連絡があった。

(8) 炭労は直ちに三役並びに地本代表者会議に引続き戦術委員会を開催「本日の住友石炭の行動を直ちに停止させる。炭労としての正式会談申入れを行なう」ことに決定、住友石炭に申入れて確認を得た。

(9) 七月二五日午后五時一〇分より住友石炭本社において原書記長、石松社長の会見を行なった。長時間にわたる討議の結果、「住友石炭は杵島炭鉱の生産移行（安泰鉱業に対し）を取り止め、引続き杵島炭鉱として生産する。又炭労は重大な決意をもって争議の早期収拾をはかる」ことに意見の一致をみた。

2、高松斗争

五月一六日の無期スト突入以来、七二日を経過し、会社は販路そう失のあせりと、銀行資本のしめつけのなかで、強引に合理化案のおしつけをせんものと、積極的に対決をせまっており、七月中旬以降の団体交渉は最大のヤマ場をむかえようとしている。

二、

1、われわれの態度

以上の経過を経ながら、杵島・高松支部は現地指導委員会の指導のもとに大衆団結不敗の体制をもって斗かいぬいてきているが、とくに、杵島における生産移行という社会性を無視した資本の手段を露骨にしかも狂気的に

—うら—

むき出した住友石炭の攻撃は、それが"合理化案の強要"、"組織の故意的な破壊"をねらったものであり、斗いの過程において出されたものであるにせよ、絶対に許すことはできない。

2. "生産移行"が撤回されたとはいえ、敵の真のねらいである"合理化案の強要"ー"組織の故意的な破壊"をも撤回したことでないことは明らかである。この攻撃はいっそうの苛烈さを加えておそいかかってくることは必至である。そして、炭労がこの攻撃になすところなく屈服させられるならば、われわれが死守しなければならない"生活と権利"、"組織の存在"をも、日ならずして全炭鉱労働者から奪取されることもまた必至である。

3. 現在、炭労の全体体制が完全なものでないことは率直に認識しなければならないが、杵島・高松の組合員ーわれわれ自身にかけられた狂暴きわまりない敵の攻撃を傍観することを許せないということも誤りない事実である。炭鉱独占の非社会性をきゅうだんし、さらに斗いをわれわれに有利にみちびくために、階級的連帯にもとづいて緊急に決起しなければならないし、すべての組合員がこの事態を認識して斗いにたち上ることを確信している。

第一三四回中央斗争委員会（七・二六）は、以上の杵島・高松斗争の経過とわれわれの態度の固い意志統一のうえにたち、炭労のとらねばならない統一行動を慎重に討議し、次の通り決定した。よって指令する。

記

一、指標
1. 合理化攻撃に対する抗議
2. 政策変更アッピール

二、ストライキ突入支部
炭労全加盟支部

三 突入期日並びに規模
第一波（八月二日）
大手支部ー各番方一時間五十分時限ストライキ
中小支部ー時間外職場大会
第二波（八月九日）
大手支部ー一番方より二十四時間ストライキ
中小支部ー各番方一時間五十分時限ストライキ
第三波以降については中央斗争委員会で決定し追って指令する。

四 保安要員
従来の慣行に従い各山元で協議決定せよ。

五 ストライキ突入時における行動
1. 各支部はストライキ突入時において総決起大会を開催、住友石炭、日本炭鉱に対し抗議を打電せよ。
2. 杵島・高松近傍所在支部は九州地方本部の指示に従い実員を派遣、両支部の激励・交流を行なえ。

六 通告書
中央大手八社については本部、その他の各支部については各地方本部で行なえ。

七 地方機関の招集
七月二九日　各地方機関を招集し、本指令の消化、意志統一を行なえ。

ニューズ

22

三六年上期々末手当配分決る

× 昭和三六年上期々末手当、二二五〇〇円の配分については、七月二十八日午後三時より、会社、組合間において交渉をおこなった。

× これに先だち組合は 各支部賃金専門委員会を開催し、それぞれ各職場の意見を聴取し、これを二十八日に集約した。その結果現在まで行ってきた配分についての精神を踏襲し、前期妥結額と今期妥結額とのスライドを考へ組合案を作成交渉にのぞんだが、交渉の結果組合の主張通り会社も了解した。

× その配分内容については左記の通りである。

昭和36年上期々末手当配分決定表

一、財源 22500円×5570人=125325000円

二、配分

1. 年功手当（9.20%）

勤続年数	人員	金額	総額
6ヶ月以上/1年未満	36	600	21.600
3年〃	213	1.000	213.000
5年〃	668	1.400	935.200
10年〃	1.182	1.800	2.127.600
15年〃	2183	2.200	4802.600
20年〃	731	2.700	1.973.700
20年以上	471	3.100	1.460.100
計	5.484		11.533.800

2. 基底手当（39.23%）

勤続年数	人員	金額	総額
1ヶ月未満	7	5.400	37.800
2ヶ月〃	0	5.800	0
3ヶ月〃	1	6.200	6.200
4ヶ月〃	1	6.600	6.600
5ヶ月〃	0	7.000	0
6ヶ月〃	5	7.400	37.000
6ヶ月以上	5.484	8.950	49.081.800
計	5.498		49.169.400

3. 家族手当（1.12%）

14.046人×100円=1.404.600円

4. 全欠者（0.28%）

公傷者	12人×8100= 97.200円
私傷者	38人×6.700=254.600円
計	50人 351.800円

5. 勤労手当（50.16%）

財源 年功手当 基底手当
125.325.000円−(11.533.800円+49.169.400円

家族給 全欠者分 勤労手当引当分
+1.404.600円+351.800円)=62.865.400円

勤労手当引当分 基礎額 率
62.865.400円÷468.731.902円=0.134118

概率
≒0.1341

基礎額 率 勤労手当
468.731.902円×0.1341=62.856.948円

勤労手当引当分 勤労手当 過不足
62.865.400円−62.856.948円=⊕8452

（精勤賞与に繰入れ）

大之浦労組
教宣部

1961. 7. 29

ニュース

23

炭労中斗発第一〇一号
一九六一年八月一一日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　　茂

九州地方本部
貝島支部　　斗争委員長　殿

配給所分離に関する斗争指令

貝島支部は本年三月における第二次合理化反対斗争の際、会社提案に係わる「配給所分離と新会社設立」の件については継続審議としてその実行を保留せしめてきたが、六月一四日以降会社は具体的実施について詳細な条件提案を行つてきたため現地支部としても三回に渉り説明を聴取するとともに中斗に対してその経過を報告し、今後の斗争推進についての指示を求めてきた。

購売会、配給所等に対し分離攻撃が行われることに対する予測は既に前大会において指摘したところであり、その具体的斗いの組み方については中斗指令第一〇号（三・九）別紙「企反斗争に関する指導要綱」及び同補足において

1. 一方的な購売会の分離は認めない。
2. 可能な企業連支部は生協切替えを代案として要求する。
3. 完全切替えまで現状を確保する。
4. 切替えを行う場合は企業内配転で雇用維持を図る。

ことを示し生協切替えの道程をあきらかにしてきた。

九州地方本部並びに貝島支部はこの方針に則つて斗いをすすめるための諸活動を行つてきたものと判断するが、「生協移管体制」はいかん乍ら整つていない状況にある。従つて「賃金その他労働条件の低下を労働者に強要し一方では利潤追及の体系強化を図るための分離と新会社への移管」という会社提案については反対せざるを得ない。

従つて第一四回中央斗争委員会は次の方針を決定したので左記のとおり指令する。

記

一、方針

配給所の分離撤回を基本として斗いをすすめる。会社が一方的に強行してきた場合は、

イ、企業内完全配転
ロ、退職条件の向上
ハ、就職あつせん等再就職対策の確立

を要求して斗いをすすめる。

二、斗争指導

九州地方本部は貝島支部の斗争を指導せよ。

斗争推進に必要な交渉権。スト指令権は貝島支部に、妥結権は九州地方本部に委譲する。

三、斗争の経過と結果について中央斗争委員会に報告せよ。

以上

1961. 8. 21

大之浦労組
教宣部

ニューズ

24

電氣従量制に関する交渉 了解点に達す

三四年三月に電気施設改善の要求を行い、交渉を行っていたが、会社は改善をするとともに従量制（メーター）を敷くことを提案、その後、交渉は中断の形であったが、会社は第二次合理化斗争終結後、再びこの問題を起してきた。組合としては、現在の社宅内の電気設備の不良等を考慮しつつ、交渉を進め、料金引下げに努力してきたが、一〇日次の内容で交渉団は了解点に達した。二三日の執行委員会にはかりこれが確認を得、電気従量制については、一応の終結をみるにいたった。

了解内容

一九六一・八・二三

一、従量料金

イ、基準使用量

四月～一〇月……三五KWH未満
一一月～三月……四五KWH未満
＞ 無料

ロ、超過料金

一〇〇KWHまでは一KWHにつき六円
一〇〇KWH以上については一KWHにつき八円を徴収する。
但し、料金の変更については別途協議する。

二、コンセントについては、標準電力計の取付工事をするときに、取り付けてない戸に対し一個取付ける。

三、電圧については、社宅の一棟の末端の電圧が九〇V以下にならないよう努力する。
但し、九電の供給線の不足又は大きな電力を必要とする電気器具を使った場合は保証できない。

四、台所と個人便所には送炎ダンプラスイッチを取り付ける。
但し、プールスイッチの取り付けているところは使用不可能となったときに、ダンプラスイッチに取り替える。

五、工事期間　一〇カ月とする。

六、従量制実施期日　工事完成した棟は、その翌月より従量制を実施する。

七、暫定措置　従量制実施までの暫定措置として各社宅より月額二〇円、テレビ月額八〇円、電気冷蔵庫月額七〇円を九月分より徴収し、従量制実施と共に廃止する。

八、工事は直営業者二本建で実施する。
業者工事は、新坑西一、第二、五坑、二坑、六坑の順に実施する。

九、標準電力計、ノーヒューズ・ブレーカーは会社負担で取り付ける。

一〇、禁止器具

イ、ニクロム線の露出している器具の使用を禁止する。

ロ、三又ソケット並びにテーブルタップ（差込口三ヵ以上）の使用については、火災予防の見地から別途協議する。

一一、電力使用料金（含、暫定措置の料金）は賃金精算日に控除する。

なお、水道従量制については、暫定措置として会社が提案していた件については撤回をしたが、他の問題については今後引続き協議する（従来迄の交渉要綱は尊重する）ことになった。

以上

1961・8・24

大之浦労組 教宣部

ニューズ

25

配給所団交

会社・組合の反対意見に反論 修正提案も行う 二四日

× 配給所分離についての第五回団交は、八月二四日午後二時半より第一会議室でおこなった。 ×
× 前回の団交で組合より反論を行なっていたが、再度、会社より「組合のいわれる点について検討したので、その見解を申上げ、さらに従業員の皆様についても考慮出来る点は考えて提案をしたいので組合側でも検討願いたい」と前置きして、配給所の赤字解消の問題、資金ぐり、売上の伸び悩みの問題をあげ、さらに、新会社になった場合の展望について、反論に対する見解を述べた。 ×
× そのあと、当初提案を一部修正する新提案を行なってきたが、新会社に移籍される人の労働条件、その他について三点がわずかに修正されたにすぎず、会社の態度は依然として変っていない。 ×
× 組合側は方針にもとづき売上げ個数について低くならないという保障がないこと、また従業員の労働条件切下げが明らかな提案については納得出来ない。この問題は明らかに合理化であり、現状維の方で赤字解消が出来ない理由はどこにも見当らないし、配給所運営について努力されていないのではないか、と強く反論し、午後三時四五分団交を打切った。 ×

提案内容

一、新会社に移籍される人の労働条件その他

1、全員現在会社を退職の上、新会社に引継ぐこととする。（前回提案通り）

2、現在会社における退職金は事業都合退職の取扱いとし、その退職金は新会社退職時に支給することとする。但し、現在会社における各人毎の能業資格金にくり入れる。

3、新会社の退職金について
現在会社の勤続年数は通算しない。細部については、新会社できめる退職金規程による。（前回提案通り）

4、賃金について
先般の交渉において、新会社[illegible]の見透しがつくまで移籍され[illegible]現状のベースで平均額いた[illegible]早急に解決を図るため、次[illegible]現在会社より基準内一〇％[illegible]

5、労働時間について
前回の交渉で述べた如く、[illegible]営業時間は消費者の便も利用[illegible]るので、実労働時間について[illegible]前回提案通り）

6、年次有給休暇について
前回の提案では、残日数のう[illegible]に引継ぐことを提案していた[illegible]は新会社に引継ぐこととする。

なお、細部については新会社で決定する。

7、福利厚生施設
従来通り利用させる。（前回提案通り）

8、健康保険について
大丸健康保険組合に加入させる。（前回提案通）

二、新会社に移籍されない人について

1、全員新会社に移籍してもらうのが原則である。
特殊事情のため現在会社に残留を希望する人については、社内外に配転受入れ職場があれば受入れる。（前回提案通り）

2、上記退職者の退職金は昭和三六年四月一日付協定の今次会社再建に伴う退職に関する取扱いを準用する。（前回提案通り）

3、今回、新会社へ移籍せず退職を希望する人については、自己都合取扱いとする。（前回提案通り）

4、協約決定にもとずく入場券利用については、今次会社再建に伴う入場券使用の特別措置を準用する。
（前回提案通り）

三、その他

新会社の運営に関し、適宜代会を設けて消費者の意見を聴取する。

以上

1961・8・25

大之浦労組 教宣部

ニューズ

25

配給所団交

会社・組合の反対意見に反論 修正提案も行う 二四日

配給所分離についての第五回団交は、八月二四日午後二時半より第一会議室でおこなった。

前回の団交で組合より反論を行なっていたが、同様、会社より「組合のいわれる点について検討したので、その結論を申上げ、さらに従業員の措置についても考慮出来る点は考えて提案をしたいので組合側でも検討願いたい」と前置きして、配給所の赤字解消の問題、資金ぐり、売上げ伸び悩みの問題をあげ、さらに、新会社になった場合の経営について、反論に対する見解を述べた。

そのあと、当初提案を一部修正する新提案を行なってきたが、新会社に移籍される人の労働条件、その他について三点がわずかに修正されたにすぎず、会社の態度は依然として変っていない。

組合側は方針にもとづき売上げ価格について悪くならないという保障がないこと、また従業員の労働条件切下げが明らかな提案については納得出来ない。この問題は明らかに合理化であり、現機構の在り方で赤字解消が出来ない理由はどこにも見当らないし、配給所運営について努力されていないのではないか、と強く反論し、午後三時四五分団交を打切った。

提案内容

一、新会社に移籍される人の労働条件その他

1、全員炭鉱会社を退職の上、新会社に引継ぐこととする。（前回提案通り）

2、炭鉱会社における退職金は事業都合退職の取扱いとし、その退職金は新会社退職時に支給することとする。但し、炭鉱会社における各人毎の従業員積立金にくり入れる。

3、新会社の退職金について
炭鉱会社の勤続年数は通算しない。細部については、新会社できめる退職金規程による。（前回提案通り）

4、賃金について
先般の交渉において、新会社発足時であり、将来の見透しがつくまで移籍される方には基準内二〇%減のベースで辛抱願いたいと提案していたが、早急に解決を図るため、次の通り提案する。
炭鉱会社より基準内一〇%減のベースとする。

5、労働時間について
前回の交渉で述べた如く、売上げ高を増すための営業時間を消費者の便も利用し易い時間に改正するので、実労働時間については若干変更する。（前回提案通り）

6、年次有給休暇について
前回の提案では、残日数のうち一年分のみ新会社に引継ぐことを提案していたが、移籍時の残日数は新会社に引継ぐこととする。

7、福利厚生施設
従来通り利用させる。（前回提案通り）

8、健康保険について
大丸健康保険組合に加入させる。（前回提案通り）

なお、細部については新会社で決定する。

二、新会社に移籍されない人について

1、全員新会社に移籍してもらうのが原則である。特殊事情のため炭鉱会社に残留を希望する人については、社内等に配置受入れ職場があれば受入れる。（前回提案通り）

2、上記残留者の配置替は昭和三六年四月一日付改定の今次会社再建に伴う配置に関する取扱いを準用する。（前回提案通り）

3、今回、新会 … 望する人につ いては、自己 … 前回提案通り）

4、協計決定に … いては、今次 会社再建に伴 … を準用する。 （前回提案通 …

三、その他

新会社の運営に … て消費者の意見を聴取する。

上

修正提案内容

(1)炭鉱会社における退職金は事業都合退職の取り扱いとし、その退職金は新会社退職時に支給することとする。但し、炭鉱会社における各人毎の従業員積金にくり入れる。（前回提案は但し書なし）

(2)賃金について
移籍される方は炭鉱会社より基準内一〇%減のベースとする。（前回提案は二〇%減）

(3)年次有給休暇について
移籍時の残日数は新会社に引継ぐこととする。（前回提案は、残日数のうち一年分のみ新会社に引継ぐこととする）

1961・8・25

大之浦労組
教宣部

ニュース

26

炭労中斗指第一〇四号
一九六一年八月一九日

各地方本部
各支部　斗争委員長殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

政策転換斗争推進に関する件

炭労は八月一七日から三日間東京で大会を開催し、杵島、麻生斗争に対する今後の方針を決定するとともに、いわゆる「秋季斗争」の段階で炭鉱・中立に結集する労働者を中心に全国の労働者を決起させ国民世論の支持を確立し、その理解と協力を得て「石炭政策の転換」と「生活向上予算」の獲得と政暴法粉砕を指標とする大規模な行動を展開する方針についてあきらかにした。

さらに、九月九日から第三一回大会を開催して組織としての意志統一を完全に図った上直ちに抵抗的行動を開始する決意をもっている。この大会と行動を成功させるためには各級代表や個々の組合員大衆に中央の意志を通ずるとともに下部の動向を率直に中央行動に反映する必要がある。

戦術委員会（八・一九）は以上の分析にたって第二次討論集会の実施（第一次は六月下旬から七月上旬にかけて実施した）と産炭地域の主要都市（札幌、福岡、平）における炭労集会を開催し、次期大会の決定と併せて職場活性の深化集会を実施する方針を決定した。

よって左記のとおり指令する。

記

一、第二次討論集会の実施

(1) 目的

第三一回大会提案書に対する討議と理解を深め、かつ行動に関する意志統一を行うことを目的とする。

(2) 実施方法

イ、組合指導者、活動家に対する理解を深めるため、各地方本部、各支部ともに代闘を開催して討議を行うこととし、可能な限り最大限の一般組合員を参加させる。

ロ、実施期間は各地方本部とも次の日程による。

八月二五日　各地方委員会の開催

八月二六日以降九月五日　各支部の代闘者集

ハ、各地方本部は、各支部の開催日程とオルグ配置を策定し、午前、午后ともオルグ任務を遂行できるよう企画する。

(3) オルグの派けん

イ、オルグは中斗、全国オルグ、地方執行委員をもって構成する。

ロ、各地方に派けんする中斗は次のとおりである。

北海道　原、深山、佐々木、渡辺政治
九州　野口、東海林、相沢、岩垣、石坂、木下、杉山、土屋
常磐　渡辺

うらへ

1961・8・28

大之浦労組
教宣部

九月六日オルグ会議を開いて総括を行い、九月七日までに帰任する。

二、政策講演会の開催

(1) 目的

炭労並びに地単産別自治労者、地方自治体代表等の参加を求め、講演と質疑討論の機会を通じて政策転換斗争に対する要望をあきらかにし理解浸透を図る。

(2) 実施方法

イ、開催地は札幌、平、福岡の三個所とし、参加人員の動員、案内、会場手配等の作業は各地方本部が行う。

ロ、この講演会には炭労各支部三役、教宣部長、政治部員、各単産代表、産炭地自治体、同議会代表等の参加を必ず実現するとともに可能な限り支部役員及び組合員を出席せしめる。

(3) 講題の予定要旨

1、自由化政策と石炭政策の展望　社会党
2、秋季斗争の展望と政策転換斗争のすすめ方　総評
3、日本経済と石炭産業の展望　平和経済計画会議
4、石炭政策転換斗争方針について　炭労

(4) 開催期日と講師団の予定

札幌　九月一五日、一六日、一七日の三日間
社会党　政策審議会長　成田　知巳
総評　議長　太田　薫
平和経済計画会議　未定
炭労　中央執行委員長　原　茂
政治局長

平　九月一七日、一八日の二日間
社会党
総評　事務局次長　能谷　武尚
平和経済計画会議
炭労
政治局長

福岡　九月二〇日、二一日
社会党　石炭対策委員会委員長　勝間田　清一
総評　事務局長　岩井　章
平和経済計画会議　中村　隆英
炭労
政治局長

三、職場、居住に対する政策集会の実施

(1) の[illegible]次臨時大会の決定や講演会を通じての理解向上を深く下部に浸透させるため、職場、居住に対する中での職場政策集会を実施し具体的な行動決起へ組合員大衆と全体スト体制の確立に期する。

(2) 具体的実施については各地方本部で企画する。

以　上

九炭三四二　九斗八〇
一九六二年八月二四日

各支部斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合九州地方斗争委員会
斗争委員長　九岡吉夫

第二次討論集会に関する指示

中斗委第一〇四号指令に基き政策転換斗争推進のため、各支部討論集会を開催し主旨の説明と理解を深め、次期大会決議に行動出来る体制を確立するため、中執、全国オルグ、九執を派遣する。したがって各支部は討論集会に積極的に献身をされるよう指示する。

一、目的　第二一回大会議案の討議と理解を深め、意志統一を図る。
二、集会　各級機関招集
三、派遣オルグ及び集会についての期日

派遣オルグ	佐賀事務局	高垣	飯塚事務局	佐伯	石塚 斎藤	杉山	浦田 相沢	家城 東林 佐賀事務局	土屋 佐伯
二六日								立山 P.6	峰地 A12
二七日		目尾 P.9		大辻			宮田	霧	大峰 A10
二八日			伊岐須				高島		貝島
二九日	別府		仁保						
三〇日	小松		漆生	方城	勝田	鯰田	崎戸	古賀山	高松
三一日			新山野			日吉	深江	佐賀	
一日						忠隈	飯野	岩屋	小倉
二日			上新入		早良		下山田	新屋敷	大株
三日		田川			大正	赤池	上山田	立川	東の上
四日		二瀬	高週		飯塚	[illegible]	山野	新向山	新入
五日							平山		

三池〜石原中執　杵島〜野口、木下中執
長崎地区は家成オルグ及び長崎事務局にて担当し、別途接設する。

以上

ニューズ

27

配給所第6回団交

組合・会社の態度変更を要求
会社・修正案を提示

9月1日

配給所分離問題についての第六回団交は、九月一日午後一時二〇分より、新会議室においておこなった。

冒頭、会社は「新会社設立について、六月一四日より今日まで数回交渉を重ねてきたが、新会社設立によって会社の負担がへり、従業員のみなさんが便利になると申上げた。これ以上、遅延は出来ないので最後案を提示したい。」と前置して、前回提案を二点についてわずかに修正する、新提案をおこなった。

しかし、組合は前回も反論したように、労働条件の低下が明らかなものについては、絶対反対である。われわれは、分離以後の問題について話合いをしようとしているのではない。現機構のなかで、赤字の問題がどうなのかということについて話合いをすべきではないか。と、強く追求し、さらに、本問題を根本的に再検討するよう、態度の変更を求めて、午後一時四二分団交を打切った。

会社の修正提案は次の通り

修正提案

一、賃金について

炭鉱会社より、基準内五%減のベースとする。

（前回提案では、基準内一〇%減）

二、新会社運営に関し、具体的には炭鉱会社、新会社、労組の三者において、適宜、話合い、消費者の意見を聴取する。

（前回提案では、新会社の運営に関し、適宜、協議会を設けて消費者の意見を聴取する）

三、その他は従来通り

以上

1961-9-1

大之浦労組
教宣部

No.

速報

新会社移行の期日（10月1日）を提案

賃金については現行を提案

会社・第3次修正案を提示

第7回配給所団交
10月6日

六月一四日提案以来、三ヵ月を経過した配給所分離の問題は、すでに六回の団交を重ねてきたが、この間、会社は終始、「分離をすることにより配給所の赤字運営が解消でき、消費者にはサービスなど非常に良くなる」とのべ、当該職場の組合員の労働条件については低下の方向を変えようとしてきた。

これに対し、組合は「現行で運営面を考慮してゆけ、分離の必要なし」ということで反対を続けてきたが、九月六日午後一時よりの第七回団交で、会社は、問題を早急に解決して戴き、一〇月一日より新会社へ移行することを前提に、収拾案として、次の提案を行ってきたので、組合としては、一応、この案について検討をするということで午後三時二〇分団交を打ち切った。

会社提案内容

第三次修正案

一、賃金については、一二月まで現行炭礦会社賃金を支給する。

但し、三七年一月以降については、新会社との間で話合う。

二、下期々末手当については、炭礦会社決定通り支給する。

三、新会社への移行は、一〇月一日より行いたい。

以上

昭和36年9月7日　大之浦労組

ニュース

28

本社支部会計監事の補欠選挙を行う

十五日に投票

※※※※

今回行われた職員登用により、九月四日、本社支部会計監事、東内肇氏の職員登用に伴い、役員辞任届がなされ、選管としてもこれを正式に受理し、九月五日の総会においてこれを確認し、ただちに補欠選挙に移ることとなり、八日、本部選管を開き、次の日程と予算で選挙を行うことになった。

※※※※

公示（第三号）

昭和三六年九月九日

貝島労組選挙管理委員長　清水武夫

月日	行事
九月八日	本部選管、支部選管、代議員会（日程・予算審議）
九日	選挙日程公示
一一日	候補者受付
一二日	届出締切り（正午）、候補者公示
一三日	公報文配布、立会演説
一四日	不在投票
一五日	投票～開票
一六日	本部選管、代議員会（結果発表）
一八日	新旧事務引継

左記日程により本社支部会計監事辞任に伴う補充選挙を実施する

本社支部補充選挙に伴う予算

科目	金額	摘要
人件費	10907円	選管費　1.216円×1=1.216円 881円×11=9.691円
旅費	580円	八幡　1名
文具費	3.000円	投票用紙引換券、投票用紙 公告示用紙、その他
印刷費	1.000円	公報文
会議費	16.800円	当日中食代200円×6=1.200円 その他会議費15.000円 夕食代100円×6=600円
雑費	500円	
計	32.787円	

1961・9・9

大之浦労組
教宣部

ニュース

29

大正労組

生活と命を守る態勢の確立へ

九月十一日以降、不就労を決意

×大正労組二千の組合員は七月以来、期末手当、賃金遅払いに抗議して現在斗いを進めてきた。炭鉱の有山合理化の波は炭才大手として新規格炭鉱群に属する大正鉱業もようしゃなくふきまくった。

×として前近代的な基盤の上にあぐらをかいていたこの山も、この弱点を如何なくバク口した。なすべきを知らぬ山の大エラ方は百年一日の如き労務政策を唯一のよりどころとして、一切のしわよせを、労働者とその家族に転化し、上期々末手当、賃金の遅払いをあたかも当然である如く行ってきた。この間会社は、自らがまねいた経営上の不手際を、ただ辞任することでごまかしつづけ、会・経営陣のいうままに激しく斗ようしなかった、労働者に対しては、脅迫とかい柔によって、あつかましくも能力の方を辞そている。十三万の炭鉱労働者を一年間で首切り、この事によって石炭合理化遂行を企図する政府のやりかたからはこれ以外の方法は見い出されなかったのである。

×だが生活と権利を守るという基本的な労働者の斗いは妥協することはできない。毎回の団交でもこの立場から会社側の責任上追及し、その善処方を一貫して要求してきたが、すでに会社はその能力をバク口しつくした。ただ彼等が為し得たことは「一切の問題を労働者とその家族に転化し、犠牲とかい柔を・行う」ことと「異常なまでに危険な状態に労働者を導いた」こと以外にはなかった。

×大正労組は以上の如き会社の無責任極まる態度に対し去る三日臨時大会を開催し、当面の主要課題としては、生活の確保以外にないという方針を明らかにし、一斉無期休業をもって行こうという態度を行うと共に、地区保安の態度は、生命それ自体も保障されないとして、この面からも厳しく反省を求め、今後生命と生活を守る斗いを強力に推進する態勢確立に取組んだ。

労働者を担保に「再建」へ止る

会社は「企業危機に際し、今こそ労使一体となって再建にとりくむべきであり、あらゆる障害をのりこえて出炭を確保しなければならない」と宣伝し斗う組合員に攻撃をかけている。その上指導部や活動家一五〇名は「やめてもらう」という、大正炭鉱にみられるような悪らつな態度を明らかにしてきた。

労悪な労働条件と低賃金をもってあくなき搾取を続け加えてその賃金さえも支払うことを拒否してきたのである。上期々末手当にしても、企業実情を理由に大手に比べ一万一千五百円下まわる額で妥結したのであるが、この額さえも満足に支払われず、今尚未払の状態になっている。更に労働者の唯一の生活資金である賃金についても六月分は二分して支払い、その後も分割遅払いを続けてきているのである。

この間、数回にわたり団体交渉が行われたが、会社は金融不足を理由に何ら積極的な対策を行わず、債権者や、銀行などの言いなりになり、労働者の生活や、坑内の整備には目もくれず、「企業危機」の一切の責任をおしつけるものであった。

会社は常につきると責任回避の手段として、辞任し、至急な手持の圧力をもって労働者をおどかし続け、分裂を策してきた。「企業危機」の原因は労働者自身が作りだしたもので「自らがまいた種は刈り取るべきだ」とか「山と心中するつもりで働け」など全く労働者をバカにした態度を、おくめんも無く露骨にし、これに反対するものは首切るか、やめてもらう以外にないと、限りないどうかつを以って攻撃をかけてきているのである。

これが、三池を始めとする合理化攻撃の本質的なやり方であり、労働組合を破かイし、労働者の生活を犠牲にした一連の政府独占の系統的な政策として表われてきているのである。我々炭鉱労働者にかけられ、大正労組にかけられている攻撃こそこの全面的、系統的な攻撃の特徴面でもある。

斗いの中心は生活確保

このような無責任極まる政府、独占、会社のやり方には、組合員、家族はもち論、地域的にも非常な憤激を呼び起している。

すでに大正労組を中心に長期にわたる斗いが組まれ、県市に対する陳情行動、会社、銀行に対する抗議行動が展開されてきた。

斗いの過程には多くの困難があった。上期々末手当の不当な値切扱いに対しては、炭労統一斗争の一環として実力行動をもって斗い、引きつづき賃金不払いに対しても大衆行動をもって斗ってきたのである。

福岡県、中間市、通産局に対する陳情行動も、地域住民をふくめ、政治層を中心に要求を訴え、斗う方向を明らかにした。

この間、会社の切崩しは更に激しさを増し、組合内部の団結にも可成りの動ようが、見られたが、これらの斗いを通じて再び斗う体制は確立された。

九月三日第一〇〇回臨時大会が開かれ、生活を守る方針が決定された。

うら

1961・9・11

大之浦労組 教宣部

賃金労働条件の切下げ、首切反対、協約・協定の完全履行などの当面の要求と、会社は誠意態度を九月十日に求め、十一月以降不就労でも考慮するという方向を明らかにし、九月五日より三日間猶予期間として全分会に徹底させ、八日には一切の行動指令権を全部斗争委員会に集約するという態勢はかまえを確立することになった。

また、具体的な活動としては

(1) 地方委員と地域住民の生活を守るべきであるとして世論に訴えていく、

(2)、炭山・各民主団体等との交流を深め、実情報告活動を強化していく、

(3) 地方自治体出先機関、中央等に対し、政治的交渉を通じて、政治的・社会的問題としていく、という方針をきめ、すでに具体的活動に取組んでいる。生活対策としては、アルバイト、生活保護、失業保険を確保して斗うという方向も打出されている。

大正斗争は、現在生活を守る斗いから、生命自体を守る斗いえと発展してきている。「経営危機」を理由に会社は首切りをほのめかし、同時に労働者の生命すらも危機にさらしている。九月二日、福岡保安監督部は「大正坑の坑内保安は危険な状態にあるので、直ちに改善措置を行え」とけいこくを発している。保安施設の不十分さから、大落盤、炭じん爆発の危険がさしせまっていることが明らかとなったのである。

この保安要員無視の傾向は最近とくに著しく八月下旬には大落盤をおこしており、落盤だけでも七月四十七件、四十七人が負傷しているのである（又事故の数は翌月二十七件、六日三十三件と増大しており他山に比べても最悪の状態にある。その後九月五日には監督部は更に徹底的な調査を行い、現状では作業続行は不可能だとの判断を示している程である。組合は通産局に調査を要求すると共に、会社に対して、保安確立を申入れ、九月六日には元永労働部長も参加して実情の把握と、これ迄の対策を検討し、具体的斗争を進めることをきめた。

坑内の状態は全く監督部指摘の通りであり枠の鉄柱不足（約千本）炭じんが多いことが、落盤や爆発をさしせまったものにしており、又コンプレッサーが老朽化していて暗黒の中での操作を中止させられている程であり全く放置された状態の中で労働を強いてきたのである。労働者が死んでも自分がよい大和とうそぶく会社のやり方を如実に示していると考える。われわれは、この生命を吸いとるやり方を許すべからざるものとして、直ちに斗いを起すことにした。鉄柱、坑木等の材料完備と石粉散布、機械器具の安全化、坑道仕繰等を中心に三三項目の保安要求を集約して、直ちに交渉を行い、保安常任委員会動員して安全運動を行い、危険個所については作業を拒否し、改善しない場合は全面的に入坑拒否を行うというかまえを確認し、生命を守る斗いととり組んだ。大正労組は、今、全組合員・家族の意志の統一を行いつつ「経営危機」を理由とするあくなき攻撃に対決し、斗いを進めているのである。

以上

九採・四日に閉山を決定！

退職条件交渉も解決…

× 既報（情報一三〇号）の如く九採は、九月二日の総会で会社側の「退職金の未払資金えの流用」申入
× れを拒否し、直ちに退職金をとれという決定にしたがって、組合の態度を会社に表明したと
× ころ、会社は九月四日付で閉山することを通告。従って組合はさらに三日に総会をひらき、閉山
× を確認するとともに条件交渉に移行、四日午前二時了解点に達した。

退職条件

予告手当	健保日額三〇日分
退職金	会社都合の一一〇%
特別加給	健保日額三〇日分
慰労金	一律四、〇〇〇円
有給休暇	残日数相当額を健保日額で支給

特別退職者の取扱

予告手当を含み昭和三六年七月一日協定通り

但し適用者は
- イ、老令者　五二才以上
- ロ、公傷身体障害八級以上
- ハ、女子

基礎日額

健保新等級で二等級以上の変動であった者は新等級で支給する。

支給期日及支給条件については別途協議

社宅、福利厚生施設については従来の慣行に従い別途協議

残務処理に必要な労務者に関しては、一応新規採用となり、その労働条件については話合う。

以上

配給所代表者会議内容

一九六一年九月八日

各坑別意見集約

【本社】
1、新会社の運営方針、代替を明らかにする。
2、新会社に移行しても、労働条件の低下をきたさない。
3、配給所分離には反対である。
4、五〇〇万円の赤字には疑問がある。会社の枠のなかにあれば資金難といっているが、新会社になっても、炭鉱会社が利益分をすいあげれば、再び資金難となる
5、サービスについて、改善方には賛成である。
6、労働条件（会社提案）反対である。
7、退職を希望する人は、自己都合退職となっているが、事業都合とすべきだ。

【二坑】
1、五〇〇万円の赤字は表むきであり、合理化の一環であると思う。
したがって、やむを得ないのではないかと思う。但し条件をよくしてもらいたい

【新坑】
1、新会社に移っても、退職金がもらえないのではないかという懸念がある。
賃金にしても、新会社になれば三菱産業のように重役が多く、この人達に高給を支給する関係上、五〇〇万円の赤字がさらにふえ、会社がたっていかないのではないか。

【五坑】
会社の提案が、最終提案に近いということで、一応要求として
1、退職金については、第二次合理化の条件とする。（但し、現金支給）新会社に移行する。
2、この際、退職する人は、事業都合取り扱いとする。
3、福利厚生施設の利用については、新会社を退職するまで続行されたい。
4、賃金、勤手ともに、炭鉱会社と同様に取り扱う。
5、移行の身分保証をすること。

【六坑】
1、各坑に同様の意見であった。

【面五坑】
1、職員は出向を（休職）　鉱員の場合は退職しなければならない。
新会社がスムースにいかなかった場合、鉱員だけがボタをかぶることになる。
したがって、現状維持か、鉱員も職員と同一対遇とすべきだ。

【執行部】
基本的な面はまだ交渉をしてないが、基本的な問題について
1、五〇〇万円赤字の問題についての解明
2、新会社の運営方針、経営方法、会社機構、役員等についての質問

労働条件の問題
1、労働条件の低下をきたさない。
2、退職者の取り扱い並びに、退職金、配転等について。
3、福利厚生面についての利用

作業面について
1、従業員のサービス面について
2、従業員の時差勤務について

ニューズ 30

目尾 事前協議を実力でかちとる！

今后の反合理化に道を示す。

古河目尾支部は八月はじめ、労働条件など一五項目の要求とともに、合理化の事前協議制の為 実力をもつて斗い、八月七日了解点に達した。

これは一部既報の通り、七月一一日会社側が坑外工作職場に「ベルト、ハンマー」設置を何ら連絡なしに開始されたことが端緒である。組合はこの斗いを石炭政策変更の斗いに通ずる道としてとらえて斗っている。

組合に無断で工事

ベルト、ハンマー設置を一時中止し、その内容と機構の説明を求めた組合要求を会社は無視、大衆団交ではじめて交渉に応ずるありさまであった。

交渉はその後十数回にわたって続けられたが、解決に至らなかった。

このため、組合は炭労中央に対し、さきに中斗が発令した七三号指令（保安斗争）と闘争を結合させて斗うため、権限委譲を申請し権限の委譲をうけた。

組合の了解なしにしない

要求と妥結内容については省略するが、斗いの発端となったベルト、ハンマー設置については「組合の了解なしには工事に着手しない」という確約をとった。

以下は目尾支部が今次斗争において行った斗争の成果と批判を紹介することにする。

合理化反対斗争の構えについて

本年度、行動方針に基く合理化反対斗争の中で述べた如く機械化合理化人員整理坑外抑制、福利厚生費の削減等については、絶対反対の立場で斗わねばならない」と

そのための職場活動と部会活動、保安斗争を如何に進めるかについては、階級運動の視点を明らかにし、敵の姿勢を打破る事にあると明記している。

今次斗争の推進に当って合理化反対斗争の意義と構えについて、拡斗及び執行部段階でも充分に意志統一の討議が欠けたまま、工作ベルト、ハンマー設置の問題を廻って本斗争が組織され、行動が起されていった。従って教宣指針についても明確な方針が出されなかったし、又出し得なかった。

即ち斗いの方向が、志免工作課長追放が本斗争の使命であるかの印象を与えた反面、この事実は斗いの盛上がりと体勢には大きな力とはなった。

又、追放問題は工作職場内に於いても甲乙両論があったし、拡斗に於いてもこの点、ある程度意識されたとはいえ、この指標の採り上げ方と意義についても充分に理解され得ぬまま発展して行った。

この事は執行部の指導性の欠如と完全な意志統一に欠けていた点は責められるべきである。

然し、従来の坑外職場の封建性を打破る意味での行動と組合の態度として坑外一職場の問題を採り上げ、全体斗争として組んだ事は、今後の組合全体の斗いに対する組合員一部偏見を是正し得たし、工作職場基準外或いは労働条件に於いて、技能者会との間に於ける自主的な話し合いの機会が設けられてゆく事も期待した。

労働条件……作業環境の一方的変更に伴う諸条件の確保。福利厚生……実質賃金低下政策の打破

事務技職……今後の会社の組合に対する態度として話し合いの場を設け、誠意を以ってゆきたいとの覚えをとる。保安確保……生産第一主義を排除し、保安優先の原則を維持し、会社の考へ方を変えさせる。

志免氏の追放問題は再三再四、抗議行動を展開した。この事は機械的であったとはいえ、当該本人をして組合軽視の態度を改めさせ、会社内部の機構上の、盲点について追及して行ったが然し追放の指標についてはしばしば指摘をうけた如く、責任追及として即ち技術としての献身がなさるべきでなかったか？、(1)行動面で団体交渉の進め方と抗議行動の団結（ビラの内容統一）(2)十二号要員の意図具申に対する技術委員会の指示の不明確。(3)教宣方針の不明確と下部浸透と理解の不備。(4)技術委員会の意思の統一の欠如と派生する諸言動から来る誤解。

(5)斗いの展望と意義を明らかにしなかったことが集約される。本斗争の成果と批判の中からいえることは現象面のみの促え方と、これに対する見方ではなく、真の対決の相手は独占であることを明確にしておく必要がある。

1961・9・11

送

大之浦労組 教宣部

ニューズ
31
11日

第8回 配給所団交

組合の質問に対し

会社・抽象的な答弁に終る

○……配給所分離問題についての第八回団交は、九月一一日午後二時より会社新会議室でおこなった。
○……冒頭、組合より「現在まで七回の交渉をやってきたが、会社の考え方について理解の出来ない点
○……があり、四点について会社の考え方をお答え願いたい」と述べ
○……①五〇〇万円の赤字について、②サービスの向上について、③融資関係について、④人事機構に
○……ついて、それぞれ会社の回答を求めたが、会社の態度は依然として変っておらず、抽象的な回答
○……に終始したため、交渉はどうどうめぐりで、全く進展はなかった。
○……組合はさらに、具体的に組合の質問点について、次回団交で回答するよう強く要請して、午後四
◎……時三七分団交を打ち切った。

─会社回答─

① 五〇〇万円の赤字の問題は昨年がそうであって、以前はもっとひどい。
炭価は楽にして渡している。
売上げと経費の問題でそうなっている。経費についても切りつめを行っている。値上りもあって経費がかかっている。
このままでゆけば、経費が膨張して赤字が増大する。
配給所を縮少して運営してゆくことも考えられるが、福利厚生の面を考えて運営してきたしたがって、炭砿会社から分離して運営したい

② サービスの点について組合の考え方はもっともだ。
しかし、金をかけて店舗を改善するとか、その他のことが炭砿会社の中にあっては、どうしても出来ない。
分離独立して、販売の面で消費者の利便になると考える。

③ 資金について、現行の中では融資ストップされており、炭砿会社として融資を受ける可能性はない。別会社となれば返済能力があれば融資がつく
炭砿会社は、返済能力がないと銀行はみており、難かしい。

④ 業者について、業者にやらせる考え方はない。
貝島炭砿の別会社として運営したいと考えている
新会社が他の点で業者のことを考えるかもしれないが、他の関連会社と同じように考えていない。
資本金は、全額、貝島炭砿で全額出資する。

人事について、組合に相談する必要もないが、双方の点もあるので、具体的になれば組合にお知らせしたい。機構も大きなものが必要だと考えているが、でだしの時は無理なので、商事会社としての形をとって、簡素に出発したい。
とにかく売上げを増す形にしたい。
三井の場合を一応、例にしたいと考えている。

以上

1961.9.12

大之浦労組 教宣部

ニューズ

32

九炭三五八、総務第一六九号
一九六一年九月一三日

各支部組合長　殿

日本炭鉱労働組合九州地方本部
執行委員長　丸　岡　吉　夫

政策転換斗争に関する指示

炭労第三一回臨時大会は、第一号議案として審議した「政策転換斗争に関する件」を一部修正し可決ただちに実践の段階に入った。九州炭労もさきに石炭政策転換斗争推進に関する当面の諸活動について、左記により当面の活動について指　を行う。

記

一、政策転換要求大会への動員について

石炭政策転換斗争行進団を囲んで、二四日より二七日（下関）までに、左の地区で大中集会が開催される。この集会に対して、執行、地区労を通じ各支部に動員割当の要請がなされるので（九州炭労）各支部は積極的に参加体制をとられたい。

九月二二日　午后一時　政策転換要求集会（仮称）　佐賀県庁前（予定）
二五日　正午　政策転換要求全九州集会　福岡県庁前（〃）
二五日　午后五時　政策転換要求全九州総決起大会　飯塚市　河原グランド
二六日　午后五時　政策転換要求北九州集会　小倉市役所前
二七日　午后六時　政策転換要求宮田総決起大会

二、政策転換斗争推進に関する教宣は

組織内に対しては指針を送付し、下部組合員の理解と意志統一を図ると共に地域住民に対する教宣を行う。具体的な教宣活動は、教宣部長会議において決定する。

三、動員人員の選抜について

各支部は、先行オルグ、行進団の人員を早急に選出し、九州炭労に報告されたい。

四、先行オルグについて

1、オルグ用指針は中央本部で作成して、二二日のオルグ会議において配布する。

2、服装及び携行品

作業衣上下、（色はズボンは黒又は紺、シャツは白、上衣はヤッケ又はジャンパー）、脚絆又はゲートル、地下足袋、出身支部の腕章、炭労鉢巻（九炭労で支給）を着装する。

雨具及び健康保険証を必ず携行すること。

3、班編成

班	オルグ出身支部			オルグ先
二二班	◎三池の	鯰田の	目尾の	兵庫、愛知
二三班	三池の	高島の	忠隈の	大阪、神奈川
二四班	◎三池の	赤池の	高松の	〃　〃

うら

1961・9・20

大之浦労組
教宣部

班	オルグ出身支部			オルグ先
二五班	田川の	京上の	方城の	大阪、神奈川
二六	〃	大峯の	二瀬の	〃
二七	〃	島廻の	赤池の	〃
二八	貝島の	高松の	仁保の	〃
二九	〃	崎戸の	平山の	〃
三〇	〃	上山田の	宇部の	〃
三一	新入の	目尾の	大正の	〃
三二	飯塚の	下山田の	日吉の	〃
三三	◎高島の	崎戸の	飯野の	鳥取、富山
三四	勝田の	早良の	小倉の	〃
三五	◎立山の	佐賀の	香春山の	島根、長野
三六	山野の	大正の	二瀬の	〃
三七	〃	宇部の	大辻の	福井、山梨
三八	〃	京ノ上の	新入の	〃
三九	◎高松の	大辻の	新屋敷の	石川、埼玉
四〇	杵島の	小城の	立川の	〃
四一	◎〃の	新屋敷の	西杵の	愛媛、高知、徳島、香川

◎〜県オルグ連絡責任者

五、行進団について

１、行進団の服装。

炭坑安全帽、キャップランプ（バッテリーを除き、各支部で準備する）ズボンは黒又は紺色。シャツは白。上衣はヤッケ又はジャンバーで色は黄系統。脚絆又はゲートル。地下足袋。出身支部の腕章。外套及びタスキ（九州炭労で配布する）

２、行進団の役員は別途腕章を着用する（九州炭労で準備する）

３、行進団は必ず次のものを携行する

携行品には荷札をつけ氏名を記入しておく。雨具、水筒、バンド（キャップランプ用）健康保険証

４、行進団の役員は次の通り

C隊　団長　渡辺九穀、副団長　依本（鶴鉄オルグ）、事務局長（三池）、連絡員（崎戸）

D隊　〃　吉満九穀　・　岩崎（〃）　〃（高松）　〃（宇部）

C隊　通信員〜貝島、杵島、　写真員（新入）

D隊　〃　高松、田川、　・　（山野）

行進団の役員の責務及び必要な事項については別途行進団規約を定める。

六、第一次及び第二次上京団

１割当人員

三一回定期大会決定の第一次割当数より、先行オルグ及び行進団員の数を除いた残りの数とする

２、第一次上京団期間

国鉄と臨時列車を交渉中であるが、現在の予定は、十月二一日、二二日、二三日に分けて分割上京を行う。決定次第列車毎割当数を別途指示する。

３、帰山

十月二九日（二一日上京組）　三〇日（二二日上京組）　三一日（二三日上京組）とする。

４、第二次上京団は、中央の情勢判断の上別途指示するが、予定は十一月下旬〜十二月上旬

七、オルグの取扱いについて

１、先行オルグは支部で出張旅費を仮払して、支部財政部に一括置充する。オルグの旅費宿泊費は（従来未払いで帰ったオルグがあり問題になった）各人必ず支払いをすますこと。

２、行進団員は三〇〇円（一日当り）宛仮払持参させること。宿泊費交通費は炭労で一括負担支払する

３、政策転換斗争に関するオルグは九州炭労のオルグカードに必ず記名し、炭労オルグの手続を行うこと

４、具体的な服務及び細部の点については、九月一八日教宣部長会議及び二二日の財政部長会議を開催し明確にする。

以上

ニュース

33

第11回
配給所団交

会社の回答、さらに誠意なし
組合、会社回答を一蹴再考を要求

26日

× 配給所分離に関する第一一回団交は、二六日午後三時より、会社新会議室でおこなった。
× 前回の交渉で組合より、一八項目にわたる条件を明らかにし、会社にその回答を求めていた
× が、冒頭、会社より組合案に対する回答を行ってきた。
× しかし、内容は組合の条件とは、はるかに遠いものであり、これでは満足すべき条件ではな
× いとして一蹴、なお、検討ののち、さらに誠意ある回答を会社に要求し、午後四時団交を打
× ち切った。
× 組合は、配給所における組合員の不安をすみやかに除去するためにも条件を提示し、早期に
× 問題の解決をはかるべく、一歩譲歩した態度をとっていたにもかかわらず、会社は依然とし
× て考え方をかえようとしていない。
× このような会社の態度に対し組合は、自ら提示した条件を最低線として今後とも強力に交渉
× を進めてゆくことになった。

××××××××××××

―会社回答内容―

三六・九・二六

一、引継方法
原則として全員炭砿会社を退職の上、新会社に引継ぐこととする。

二、新会社に移籍される人の労働条件その他

(1) 炭砿会社における退職金は事業都合退職とし、その退職金は新会社退職時に支給することとする。
但し、炭砿会社における各人毎の従業員積立金にくり入れる。
（移籍して、すぐ退職する人については期限規程を設ける。細部については別途話合う）

(2) 新会社の退職金について
新会社の退職金規程については、新会社において決定する。
但し、新会社における退職金が決定するまでは炭砿会社の退職金規程を準用する。

(3) 賃金について
昭和三七年三月三一日までは現行協定を準用する。
昭和三七年四月一日以降については新会社で決める。
（S37・3・31までは炭砿会社の現行の賃金協定、同附属協定、諸規定等は準用する。従って、公出の取扱い、36・1～3の差額等も同じ取扱いとする）

(4) 期末手当
昭和三六年下期々末手当については、炭砿会社並とする。
（細部については、期手交渉時に協議する）
昭和三七年上期以降については、新会社の業績により決定する。

(5) 労働時間
新会社において実情に応じて変更する。
（冒頭については、会社案に誤謬があったものとして、組合提案の表現とする）

(6) 年次有給休暇
原則として組合提案を承認する。
但し、細部については、別途協議する。
（組合案は、前借りの形になるので、その制限規程、按分の方法等については別途協議する）

(7) 福利厚生施設
従来通り利用させる。

(8) 健康保険について
大之浦健康保険組合に加入させる。

ニら

1961・9・29

大之浦労組
教宣部

三、新会社に移籍され無い人について

(1) 全員新会社に移籍してもらうのが原則であるが、特殊事情のため販売会社に残留を希望する人については、配転職場があれば受入れる。

(2) 右記残留者の退職料は、昭和三六年四月一日付改定の今次会社再建に伴う退職に関する取扱いを準用する。

(3) 今回、新会社へ移籍せず退職を希望する人については個人都合退職の取扱いとする。但し、遠隔地出身の女子については事業都合退職扱いとする。

(4) 長計改定に基く入当採用については、今次会社再建に伴う入当採用の特別措置を準用する。

四、三者会談（仮称）について

新会社の運営に関し、適宜総会を設けて消費者の意見を聴取する。具体的には販売会社、新会社、労組の三者会談を適宜開催し、消費者の意向を徴し、サービスの向上に努めたい。

五、その他

(1) 組合の結成について
干渉しない。

(2) 経営責任者について
発表できる時期がくれば公示する。

(3) 金一封について
支給しない。

○ 失業保険について
販売会社と新会社が同一事業主であるかどうかであるが、この点については法定解釈に従う。

以上

ニューズ
34

二坑支部会計監事の補欠選挙行う

15日投票

※※※二坑支部会計監事平田勝己氏が、一身上の都合による退職に伴い、役員の辞任届が成され、一〇月五日選管としてもこれを正式に受理し、五日に本部選管を開き、次の日程と予算をきめ、九日の総会確認をまって、ただちに補欠選挙を行うことになった。※※※

公示（第四号）

昭和三六年一〇月一〇日

炭鉱労組選挙管理委員長　清水武夫

左記日程により二坑支部会計監事辞任に伴う補充選挙を実施する

月日	曜	行事
一〇月五日	木	本部選管
六日	金	
七日	土	支部選管
八日	日	
九日	月	代議員会（日程予算確認）
一〇日	火	日程公示
一一日	水	候補者受付

月日	曜	行事
一二日	木	正午締切り、候補者告示
一三日	金	公報配布、立会演説、不在投票
一四日	土	投票～開票
一五日	日	
一六日	月	本部選管、代議員会（結果発表）
一七日	火	事務引継

二坑支部会計監事補充選挙に伴う予算（案）

科目	金額	摘要
人件費	20.240円	選管手当 1.216円×15＝18.240円、 アルバイト 250円×8＝2.000円
旅費	3.580円	八幡印刷所 2名
文具費	1.500円	
印刷費	12.000円	
会議費	18.000円	昼食1.400円 夕食700円 その他15.900円
雑費	1.000円	
計	56.320円	

以上

1961・10・5

大之浦労組教宣部

ニュース

35

炭労中斗発一二二号
一九六一年九月二十七日

各地方本部
各企業連
各支部　斗争委員長　殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

期末、退手、じん肺協定斗争推進に関する指令

第二一回臨時大会（九・九～一二）は、秋季斗争の段階において政策転換要求をかかげ一大斗争をしくむとともに、これと結合して期末、退手、じん肺協定獲得の諸斗争を推進することを決定した。

中央斗争委員会（九・二七）は大会決定にもとづき、当面のこれら斗争の推進について左記の通り決定したので指令する。

記

一、要求書

期末手当、退職手当については大会決定にもとづき別紙の通りとするが、じん肺協定については各企業連における現行協定との照合整備を終り次第、企業連間の調整をはかり、十月初旬に決定する。

二、交渉方式および場所

1、期末手当

当初は中央八社と三池については炭労対各社（対角線交渉）の東京交渉とするが、西日本ブロック各社は集合交渉方式を目途として努力しつつ現地交渉をすすめる。

十一月以降は東京における十四社の代表対炭労の代表交渉とするよう努力する。

2、退職手当

炭労対各社（対角線交渉）の交渉とし、交渉の場所は期末手当と同じとする。

3、じん肺協定

企業連対各社の交渉とするが、共斗会議を結成し、中央斗争委員会（賃対委）が指導調整に当る。

三、担当中斗並びに交渉委員

1、担当中斗は中斗指令第一〇号、第三九号にもとづき次の通りとする。

イ、八会ブロック担当（藤山・土居・渡辺（寂）・佐々木）

ロ、西日本ブロック担当（石塚・木下）

2、期末、退手の交渉委員は中執全員及び各企業連選出交渉委員（中斗において確認）をもって構成し交渉委員長は中央執行委員長が当る。

じん肺協定については、企業連において決定する。

四、斗争の日程

政策転換斗争の日程との関連を考慮し、左の通りとする。

1、本中斗終了後大行進到着（一〇・一二）の間に第一回団体交渉をもち要求書を提出する。

2、大行進離京（一〇・一七）から大一次大動員集結（一〇・二四）の間に第二回団体交渉をもち、会社側から具体的な回答の提示をもとめる。

3、十一月上旬から精力的に交渉をにつめ、中旬以降は実力行使による対決の時期とする。

以上

1961・10・5

大之浦労組
教宣部

ニュース
36

日本炭鉱労働組合九州地方本部
執行委員長　丸岡吉夫

各支部組合長　殿

政策転換斗争推進に関する指示

政策転換斗争大行進団も九月二五日福岡を出発、途中雨と食中毒にあい途中多難を予測されたが、その後、順調に行進をつづけ、各県都を中心に多大の感銘を与えつつ行進隊全面再編上京中である。

炭労は秋の斗いを政策転換斗争を中心にして全面的に取組み、九州地本は全勢力を挙げて政転斗争推進を図っている。

九州炭労はさらに組織内部の体制を再点検し、第一次大動員まで、地域活動を強力に推進する。従って、各支部は次の行動を積極的に推進されるよう指示する。

記

一、組織内部再点検について

十月十五日まで組織内を再点検し、政策転換斗争の意義と理解を深め、地域の活動に参加するよう組織内の強化を図る

二、自治体対策について

十月一二日より各支部は自治体対策を行っていく。自治体交渉については炭労要求を出発点として、地域住民の要求を総合させ、要求書を作成し自治体に提出する。

自治体要求の集約と炭地共闘部の意志統一を図るために炭地共会議を関係地区内代表の出席を得て開催する。

自治体対策は次の要領で行う。

1、一二日の中央統一行動日を期して地域の住民大会を開催できるよう地方自治体に要請する。

2、自治体上京陳情団代表者派けんは、自治体理事者代表、議会代表、農民代表、商工業者代表、中小炭鉱経営者代表、婦人代表の各層より代表団を上京させるよう交渉を行う。

この陳情団は炭労の中央行動の空白期間に成果をたかめるため、一〇月一七日より二四日の間に陳情行動をおこすよう要請するが、各自治体が統一的に上京陳情を行うのではなく、あくまで自治体の自主性をもって、さみだれ陳情を行い、今回その体制のとれない自治体は、第一次動員帰山後、第二次動員の上京前に陳情できるよう行う。

3、従来より要求書を提出して交渉を行っていたところは、それに積み重ねるという考え方で統一して要求書を提出する。

4、第一次動員前は要求書を提出し、自治体代表を上京せしめることに重点をおき、代表交渉は行わない。

5、第二次動員前に自治体交渉をさらに強化し、その結果をもって上京する。

6、政府出先機関に対する陳情行動について

一〇月一六日福岡通産局及び労働部に対して動員を行い、要求書の回答を求めるとともに、関係大臣に対策をとらせるよう確約させる、動員の各支部割当は別途指示する。

三、署名活動について

一〇月三日、炭労、全炭鉱、炭鉱協の三者会談において次の通り決定した。

1、三者連名による署名趣意書並びに署名用紙は各組織がそれぞれ作成して活動を進める。

炭労　一〇万枚　全炭鉱六万枚　炭鉱協四万枚

2、各組織は署名活動の対象を次のように分担する。

イ、炭鉱協は炭鉱労働者の組織以外とする。

ロ、炭労、全炭鉱は産炭地並に隣接市町村の一般住民とする。

3、各組織は二四日までに署名を集約、二四日以降の第二次陳情行動の際携行する。

九州の割当は五万枚であり、用紙は中央で作成、支部に送付される。割当その他は別途指示する。

1961.10.8

大之浦労組教宣部

四、政治局会議の開催について

県議、市議、町議、村議の炭労政治局会議を十月八日開催し、炭労政策斗争の理解を深め、自治体活動についての政治局員の役割についての意志統一を図る。場所については追って指示する。原則として各支部一名とし、自治体が二つ以上に関係する場合は、自治体毎に一名を出席させる。

旅費については九州炭労で負担する。

五、宣伝活動について

1、組合内再点検について必要な宣伝費は一切各支部、炭婦協において負担実施する。

2、炭婦協及地区労との統一宣伝については、ニュースカー、ビラ作成、映写画劇等の経費は九炭労で負担し、実施については別途指示する。

3、総決パレードについて

長崎県、佐賀県、福岡県、山口県についてニュースカー宣伝隊を編成して市政パレードを実施する。

ニュースカーは炭労より五台借用して、大型四千円、小型三千円の経費の取扱いとして、運転手の宿泊は九州炭労で負担する。期間は十月十二日より五日間とし、ニュースカー支部については別途指示する。

六、地域活動推進について

自治体を含めた総ての共斗体制確立に全力を集中して政策転換斗争を推進していくが、全体的に見て、完全に意志統一が図られていない面もあるが、仮に完全な協力体制がとり得ない地域や組織があるとしても、我々の方針をかえることなく、総評の秋の斗いに政策転換斗争を中心的な柱として強力に実施推進する。

七、九州の（山口を含む）産炭地県以外の県に対して、オルグを派けんして政策転換斗争の理解と協力を求めるための活動を実施する。日時及び派けん人員、支部名等については別途指示する。

以上

10月の行動スケジュール

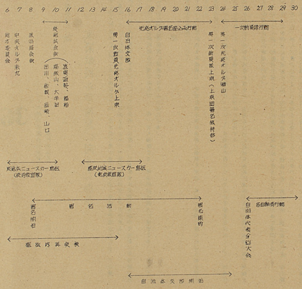

第一次上京団数及び先発隊割当数

支部名	先発隊		本隊	合計
	座込	署名		
三池	1	2	250	253
田川	1	2	260	263
山野	1	1	112	114
鯰田		1	32	33
飯塚			3	3
上山田			6	6
新入	1	1	33	35
勝田			9	9
大城			7	7
高島	1	1	102	104
崎戸	1	1	86	88
古賀山			9	9
大峰		1	39	40
峰地			4	4
下山田		1	18	19
目尾	1	1	38	40
赤池		1	29	30
平山			8	8
立山			12	12
佐賀			22	22
西杵			11	11
高松	1	2	197	200
杵島		1	29	30
貝島	1	2	227	230
宇部		2	223	225
二瀬	1	1	52	54
早良		1	27	28
鳥越			8	8
大辻		1	20	21
日吉			3	3
飯野		1	19	20
小城		1	14	15
別府			2	2
立川			7	7
小倉			2	2
東の上			2	2
伊佐座			2	2
新山野			6	6
深江			2	2
新北松			1	1
岩屋			3	3
土肥浦			1	1
宮守			1	1
新向山			1	1
仁保			2	2
福寿			1	1
福久			1	1
御厨			1	1
上新入			1	1
新経数			30	30
	10	25	1975	2.010

二、先発隊について

１、列車指定、雲仙、西海

座込み隊一〇名、署名隊二五名、計三五名

十月十五日雲仙、西海に各もよりの駅より乗車する。十月十六日、十四時五十分着京、直ちに本部に集合する。

２、旅費、往復及び十月十五日より帰山日の十月二六日まで十二日間とする。

三〇〇円×十二日＋乗車賃＋急行料＋車中泊（七〇〇円）を支部で仮払する。

３、服装はキャツプを除き行動団と同じ、旅館宿泊のため毛布、バスタオルは不要

三、本隊について

１、指定列車乗車割当は次の通り

乗車駅	指定列車	発車時刻	東京着	
博多	臨時使用	22日十九時十一分	23日十五時二六分	指定列車外全支部
長崎	雲仙	23日十五時〇五分	24日十四時五〇分	高島一〇二名
佐世保	西海	〃十五時五五分	〃	崎戸26、飯野19、福久、御厨、宮守、土肥浦、新北松 深江各一
熊本	霧・島	〃二〇時十九分	〃十八時二〇分	三池二五〇名
門司	筑紫	〃一〇時三七分	〃七時二七分	高松三〇六名
門司	高千穂	〃二二時十八分	〃十六時五〇分	大辻20、二瀬52、計七二名

２、イ、貸切列車については九炭労で一切の手続きをする。

ロ、貸切以外の指定列車については支部で団体乗車で乗車賃を一括支払い、九炭労情宣部で精算する

ハ、日当及び車内食事（五〇〇円）を支部で仮払する。

３、服装はキャツプを除き行動団と同様、旅館宿泊のため毛布及びバスタオルは不要

四、動員乗車賃特急料立替金については九州炭労情宣部と別途話合いをすること。

五、東京駅〜炭労本部までの交通要路

東京駅下車、西口にでる。

西口より新井薬師行きバス乗車

女子医大前で下車する。バス代（一五円）　女子医大隣り炭労会館

炭労本部　東京都新宿区市ケ谷河田町九

TEL （341）九一七一〜五

以上

ニューズ 37

［第12回 配給所団交］

対立点で激論ののち
会社・最終案を更に修正
組合はなおも再考を促す

配給所分離問題についての第十二回団交は、十月七日午後一時半より会社新会議室でおこなわれたが、組合は前回の会社回答に対して、不満の点を強くのべ、再考を促したところ、会社は別室協議の後、午後四時に最終案を更に修正した、左記回答をしてきた。組合は、この修正回答を検討し、対立点を明確にして、会社に投げかけ、午後七時五十分交渉を打切った。

会社回答

二、新会社に移籍される人

(2)　退職金について

炭鉱会社における退職金は、事業部合退職取扱いとし、その退職金は炭鉱会社退職時において支払う。

但し、資金繰りの関係があるので、炭鉱会社における各人の従業員積立金に繰入れる。

払出については、現状継続する。

(6)　年次有休休暇

権利については、引続き小委員会で話し合う。

(7)　福利厚生施設

炭鉱在籍者と差別待遇はしない。

(8)　健康保険について

保険加入については、主旨が同じなので努力する。

三、新会社に移籍されない人

(1)　残留を希望する者は再考する。具体的には、本・支部間で話し合う。

但し、不必要な職場にはおかれない。

(3)　新会社に移籍させず退職するものについては事業部合取扱いとする。

四、三者会談について

従業員の福祉の増進をはかり、新会社の運営の円滑化をはかるため、随時三者会談をする。構成その他については別途協議する。

五、その他

(1)　組合の結成について

新会社、炭鉱会社は協力せよという組合のいわれる主旨は理解出来るが、文章化することは問題があるので諒解してもらいたい。

(2)　経営者について

現時点で発表出来ませんのは残念ですが、出来る限り、早く組合三役にお知らせする。

(3)　金一封について

御希望にそいかねます。

(4)　公休の取扱い、一～三月の問題、四～五月の問題、炭鉱会社と同様の取扱いをする。

この、会社回答について長時間にわたって検討、対立点を明確にして、午後七時より再度交渉にのぞみ、強く再考を促すべく、次の如く指摘した。

組合の指摘事項

一、新会社に移籍される人

(2)　退職金について

その退職金は、事業部合取扱いとし、更にプラスアルファーする。

(4)　賃金について

昭和三七年六月三〇日までは現行協定を準用する。

(6)　労働時間について

炭鉱会社と同じ（賃金とは直接関係はない）

(7)　年次有給休暇

引続き現状継続する。

二、新会社に移籍されない人

(3)　移籍される人の退職金にプラスアルファーする

三、新会社の運営に関する三者会談

三者会談の目的は、新会社があくまでも従業員の福祉をはかる。会社がいう新会社の運営の円滑化については会社の責任において行え。

四、その他

(2)　経営の人事機構について

速やかに明確にする。

(3)　一時金は支給せよ。

以上

1961・10・10

大之浦労組 教宣部

ニュース 38

組合・政策転換斗争への会社態度に厳重に抗議

× 第十一回臨時総会の結果に対し、執行部は当面する斗いについて、政策転換斗争について慎重に協 ×
× 議を重ねている。政転の問題は、今や政治的・社会的問題と発展し、全炭、炭運との共斗も進めら ×
× れ、大手石炭代表も政府に石炭産業安定の働きかけを行っている。 ×
× 現在、貝島会社は企業経営のみにとらわれ、自らの努力を忘れ再建はおろか、将来の展望さえも見 ×
× 失なおうとしている。このような政転への誤解と傍観的な態度は、許せるものではない。 ×
× 本日組合は、貝島企業再建と将来の確立の足がかりである政転を理解させ、奮起を促すため厳重な ×
× る抗議を行った。 ×

抗議文

炭鉱労働者を襲う、はげしい合理化のため、僅か二ヵ年間に五万人近くの仲間が職を失い、さらに昭和三十八年までに十一万人を首切るという計画も、来年度までに早められる情勢にあります。

残った仲間にも軒並み五千円～一万円の賃下げが行われるという苛酷な合理化は、災害の激増と、大巾な能率向上のため、労働強化が課せられています。

かかる悲惨な、石炭産業にかけられている合理化の激化は、日本経済の植民地化による、自由化政策の強引な推進によるものであります。

炭鉱合理化が殺人的に強化されるならば、筑豊地区の石炭産業並びに地域経済の衰退、住民の零落を招くことは火を見ることよりもあきらかであります。

従って炭労は、日本における唯一のエネルギー資源たる石炭産業の正しい位置づけと、これが活用による地方経済・政治の発展を期して、石炭政策転換の斗いをすることを決定いたしました。

幸に、われわれのこの要求理念に対して、組織を異にする全炭鉱、炭運においても、われわれと軌を一つにして、一斉に立ち上り政府に対して、石炭政策転換の要求行動に入りました。

なお、日経連においては、今次炭労の政策転換の斗いは、政治斗争ではない純然たる経済斗争であるとしました。

なかでも、中小炭鉱の経営者団体である石炭鉱業連盟では、政策転換以外には、石炭産業の存続はあり得ないとして、政府に対して強力に働きかけている現状であります。また、社会・民社両党も石炭対策を決定し、国会で政府に対策をせまっています。従って、石炭政策は大きな問題となってきました。

かかる情勢のなかから、政府においても池田首相を長とする石炭産業特別委員会を設置するという、画期的な措置を講じて、基本方針を樹立することとなりました。

斯くの如く、われわれ並びに経営者、政府の石炭産業への動行については、既に充分御了承のことと存じます。

しかるに、会社は、われわれの指向する石炭政策転換に対して、現時点における貝島企業という枠を固執するあまり、石炭産業の将来への展望をも含めて「他人の褌で相撲をとる」傍観的な態度でもって対処しようとしています。石炭産業の危機を克服するという熱意の欠除を、われわれは遺憾とするところであります。

われわれは、貝島企業の実態についての分析を充分になしたなかで、なおかつ、われわれの生きる道標を政策転換にもとめて、これが推進に邁進しているのであります。

斜陽化せる石炭産業の発展を求めて、地区経済の発展、並びに住民の零落化を防止するために、会社こそ、われわれに先駆する行動をとるべきだと思います。

われわれの政策転換斗争に対する今日まで、会社のとった非協力的な態度に対しては、誠に遺憾であり今後、かかる態度を持続するならば、われわれは重大な決意を以って今後に対処致します。

右、厳重に抗議致します

昭和三十六年十月十三日

貝島大之浦炭砿労働組合
組合長　吉田元吉郎

大之浦労組教宣部

1961.10.13

ニューズ

39

炭労指令五一号
一九六一年一〇月一三日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

九州地方本部
貝島支部　執行委員長　殿

政策転換斗争に関する当面の行動について

炭労中央執行委員会（一〇、一三）は、さきに貝島支部総会に派けんを行なった渡辺政治中執並びに上京した九州炭労田中事務局長より、貝島支部の実状について詳細なる報告をうけ、政転斗争の現状を含め、慎重なる検討を行った。

政策転換斗争は共通目標に向っての全組合員の固い団結と、かつてないもりあがりの下に予定の行動計画を着々と推進している。

すでに閉山された新屋敷支部、さらに組織外の肥前炭鉱の組合員とも、われわれの行動に参加している。組織を異にする全炭鉱との間に「石炭政策共斗会議」をもうけ手をたずさえて斗いを進める体制をすでに署名活動など具体的な行動、三者一体となっている。いまや炭鉱労働者とその家族は、組織のいかんを問わず結集し、産炭地住民と協力しながら、幅広い行動に立上っている。

一方、中小炭鉱経営者も、さきごろ六〇〇人の代表をあつめ、石炭政策要求の決起大会を開催、政府に対し激しい要請を行った。

大手経営者もかってない強硬な態度で石炭政策の確立を政府に働きかけている。

総評、社会党は、われわれの斗争を全面的に支持し、三者一体の指導体制を確立し、組織の総力をあげて共斗体制を固めている。

このような情勢を背景として、政府は内閣に石炭対策閣僚会議を設け、石炭産業の根本的改革にのりだすとともに、自民党も党内に石炭対策委員会を設置している。民社党は超党派的立場で、石炭問題の解決にあたるべき事を提唱している。さらに国会内にも石炭対策特別委員会が設置された。

一産業の問題で特別委員会がもたれたのは、異例のできごとである。

このように、労働者、国民の広範な盛上りの発展とともに、われわれは石炭政策転換の目標にむかって、大きく一歩をふみだしつゝある。このことを可能にした基盤は、なんといっても、われわれ炭労組合員のはげしい意欲と、強固な意志統一にあることは論をまたない。

すでにわれわれの政策転換大行進は、沿道各地で圧倒的な支持と歓迎をうけ大成功をおさめて全コースを走破、一二日無事着京、ひきつづき都内行動を展開している。

組合員四、〇〇〇名の第一次動員の出発は、目しようの間にあり、このような段階で、貝島支部が政策転換の行動に、不参加の態度をとることは、今後の斗争の発展に対し組織内外に、極めて重大な影響を与える。

従って、貝島支部はあらゆる困難を克服して、統一行動に参加し、斗争の前進を図らねばならない。よって、当面の行動について、次の通り指示する。

記

一、一〇月二四日着京予定の第一次大動員について、割当数の完全消化を図れ。
二、右、行動消化のため、ただちに臨時総会を開催せよ。
三、総会には、中央執行委員を派けんする。
四、九州地方本部は、貝島支部の指導に万全を期せよ。

以上

1961・10・14

大之浦労組
教宣部

ニュース

40

九炭三九〇九斗発第八四号
一九六一年一〇月一二日

支部斗争委員長　殿

日本炭鉱労働組合九州地方斗争委員会
斗争委員長　丸岡吉夫

第一次動員に関する指示

第一次上京団動員について、次により配置されるよう指示する。

記

一、隊編成について

上京後における行動は次の隊編成をおこなって行動をする。

(イ) 各隊の指導者はダスキを色別に染め抜き隊の指揮及び統制をとる。

九州炭労指導者　田中事務局長 ｝ダスキ　赤色
〃　副〃　大本山口事務局長
第一大隊長　毛利田川地区事務局長 ｝〃　黄色
第二大隊長　新妻福岡地区事務局長
中隊長　各支部選出　〃　青色
小隊長　〃　〃　紫色

(ロ) 班長・連絡員は腕章をつける。

隊編成は次の通り

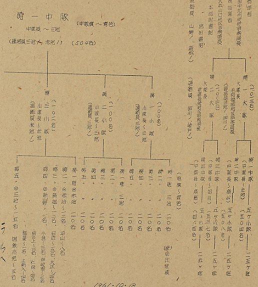

総指揮者
田中九州炭労事務局長
副指揮者
大本山口炭労事務局長
本部付書記
宮田書記
（連絡員　山野ノ、高松ノ）

- 第一大隊（一〇一二名）
  大隊長　毛利田川地区事務局長
  （連絡員三池ノ、田川ノ）
  - 第一中隊（中隊長～三池）五ケ小隊（五〇四名）二五ケ班
  - 第二中隊（中隊長～高松）五ケ小隊（五〇八名）二五ケ班
- 第二大隊（一〇〇一名）
  大隊長　新妻福岡地区事務局長
  （連絡員　田川ノ、岩戸ノ）
  - 第三中隊（中隊長～田川）五ケ小隊（五三七名）二五ケ班
  - 第四中隊（中隊長～[illegible]）五ケ小隊（四六四名）二五ケ班

（班旗～黄色）
(注) ◎印班長

第一中隊

（中隊旗～青色）
中隊長～三池
（連絡員三池ノ、赤池ノ）　（５０４名）

- 第一小隊（一〇〇名）
  小隊長～三池
  （連絡員三池ノ）
  - 第一班　三池　二〇名
  - 第二〃　〃　二〇名
  - 第三〃　〃　二〇名
  - 第四〃　〃　二〇名
  - 第五〃　〃　二〇名
- 第二小隊（一〇〇名）
  小隊長～三池
  （連絡員三池ノ）
  - 第一班　三池　二〇名
  - 第二〃　〃　二〇名
  - 第三〃　〃　二〇名
  - 第四〃　〃　二〇名
  - 第五〃　〃　二〇名
- 第三小隊（一〇二名）
  小隊長～赤池
  （連絡員赤池ノ）
  - 第一班　◎赤池　二〇名
  - 第二〃　◎赤池～一二名、平山～八名
  - 第三〃　◎鯰田～一二名、日吉～五名、大正～四名
  - 第四〃　◎新山野～七名、小倉～三名、伊岐須～三名、宗の上～三名、目尾～四名、都茂～一名、上新入～四名
  - 第五〃　◎三池～一五名　国鉄志免～五名

ララへ

1961・10・18

大之浦労組
教宣部

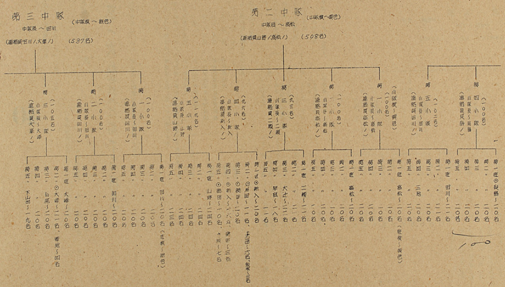

- 第四小隊（一〇〇名）小隊長～貝島（連絡員貝島ノ）
  - 第一班 ⊙貝島～二〇名
  - 第二〃 〃 二〇名
  - 第三〃 〃 二〇名
  - 第四〃 〃 二〇名
  - 第五〃 〃 二〇名
- 第五小隊（一〇二名）小隊長～田川（連絡員田川ノ）
  - 第一班 田川～二一名
  - 第二〃 〃 二一名
  - 第三〃 〃 二〇名
  - 第四〃 三池～二〇名
  - 第五〃 〃 二〇名

100

第二中隊（中隊旗～黄色）

中隊長～高松

（連絡員山野ノ高松ノ）（508名）

- 第一小隊（小隊旗～黄色）（一〇〇名）小隊長～高松（連絡員高松ノ）
  - 第一班 高松～二〇名（班旗～黄色）
  - 第二〃 〃 二〇名
  - 第三〃 〃 二〇名
  - 第四〃 〃 二〇名
  - 第五〃 〃 二〇名
- 第二小隊（一〇〇名）小隊長～高松（連絡員高松ノ）
  - 第一班 高松～二〇名
  - 第二〃 〃 二〇名
  - 第三〃 〃 二〇名
  - 第四〃 〃 二〇名
  - 第五〃 〃 二〇名
- 第三小隊（九三名）小隊長～二瀬（連絡員二瀬ノ）
  - 第一班 二瀬～二一名
  - 第二〃 〃 二二名
  - 第三〃 大辻～二一名
  - 第四〃 早良～一八名
  - 第五〃 〃 一一名
- 第四小隊（九六名）小隊長～新入（連絡員新入ノ）
  - 第一班 ⊙新入～二〇名
  - 第二〃 ⊙岩田～一一名、上山田～六名、飯塚～三名
  - 第三〃 ⊙鯰田～二〇名
  - 第四〃 ⊙新入～一六名、鯰田～三名
  - 第五〃 ⊙鯰田～一〇名、木城～七名
- 第五小隊（一一九名）小隊長～山野（連絡員山野ノ）
  - 第一班 山野～二四名
  - 第二〃 〃 二四名
  - 第三〃 〃 二四名
  - 第四〃 〃 二四名
  - 第五〃 〃 二三名

第三中隊（中隊旗～緑色）

中隊長～田川

（連絡員田川ノ大峰ノ）（537名）

- 第一小隊（一〇〇名）小隊長～田川（連絡員田川ノ）
  - 第一班 田川～二〇名（班旗～緑色）
  - 第二〃 〃 二〇名
  - 第三〃 〃 二〇名
  - 第四〃 〃 二〇名
  - 第五〃 〃 二〇名
- 第二小隊（一〇〇名）小隊長～田川（連絡員田川ノ）
  - 第一班 田川～二〇名
  - 第二〃 〃 二〇名
  - 第三〃 〃 二〇名
  - 第四〃 〃 二〇名
  - 第五〃 〃 二〇名
- 第三小隊（一〇五名）小隊長～大峰（連絡員大峰ノ）
  - 第一班 大峰～二〇名
  - 第二〃 ⊙大峰～二一名、峰地～四名
  - 第三〃 目尾～二〇名
  - 第四〃 〃 二〇名
  - 第五〃 下山田～一九名

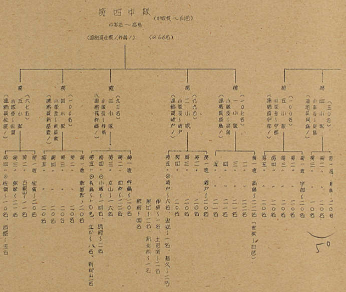

- 第四小隊（五〇名）小隊長～貝島（連絡員貝島／）
  - 第一班 貝島～二〇名
  - 第二 〃 〃 二〇名
  - 第三 〃 〃 一〇名
- 第五小隊（一〇〇名）小隊長～宇部（連絡員宇部／）
  - 第一班 宇部～二〇名
  - 第二 〃 〃 二〇名
  - 第三 〃 〃 二〇名
  - 第四 〃 〃 二〇名
  - 第五 〃 〃 二〇名

50

第四中隊

（中隊旗～白岩）

中隊長～高島

（連絡員佐賀／杵島／）　（466名）

- 第一小隊（一〇七名）小隊長～高島（連絡員高島／）
  - 第一班 高島～二二名（世保～白岩）
  - 二 〃 〃 二二名
  - 三 〃 〃 二一名
  - 四 〃 〃 二一名
  - 五 〃 〃 二一名
- 第二小隊（九九名）小隊長～崎戸（連絡員崎戸／）
  - 第一班 崎戸～二〇名
  - 第二 〃 二〇名
  - 第三 〃 二〇名
  - 第四 〃 二〇名
  - 第五 〃 ◎崎戸～六名、宏安～一名、佐久～二名、神原～一名、土肥浦～二名、深江～二名、新北松～一名、肥前～四名
- 第三小隊（九三名）小隊長～杵島（連絡員杵島／）
  - 第一班 杵島～二〇名
  - 第二 〃 西杵～二二名
  - 第三 〃 立山～一六名
  - 第四 〃 ◎小城～一四名、別府～二名
  - 第五 〃 ◎杵島～一〇名、立花～八名、新町山一名
- 第四小隊（一〇〇名）小隊長～新屋敷（連絡員新屋敷／）
  - 第一班 新屋敷～二〇名
  - 第二 〃 〃 二〇名
  - 第三 〃 〃 二〇名
  - 第四 〃 〃 二〇名
  - 第五 〃 〃 二〇名
- 第五小隊（六七名）小隊長～佐賀（連絡員佐賀／）
  - 第一班 佐賀～二〇名
  - 第二 〃 吉野山～一一名
  - 第三 〃 飯塚～二一名
  - 第四 〃 ◎佐賀～一〇名、吉尾～五名

二、乗車割当について

列車名	乗車駅	日時	東京着日時	乗車支部、人員
霧島	熊本	二三日 二〇時一九分	二四日 一八時二〇分	三池 二五五名
玄海	博多	二三日 九時〇五分	二四日 七時二七分	山野 一一九名
高千穂	門司	二三日 二二時一八分	二四日 一六時五〇分	長崎 二三二名
雲仙	長崎	二三日 一五時〇五分	二四日 一四時五〇分	高島 一〇七名
西海	佐世保	二三日 一五時五五分	二四日 一四時五〇分	崎戸八六名、鹿町二一名、 深江二名、新北松一名、 土肥浦二名、宏安一名、 佐久二名、神原一名、肥前四名 計一二〇名
臨時列車	博多	二二日 一九時一一分	二三日 一五時二六分	その他全支部

帰山については、具体的には中央本部にて手配するが

イ、長崎県の雲仙、西海に乗車した隊は、帰山時も雲仙、西海を利用し、東京発は十一月一日とする。

ロ、定期列車乗車隊は（二三日出発隊）十一月一日の定時列車、一四時四五分門司着一〇時五四分で帰山する。

ハ、臨時列車に乗車する隊は、十一月三日定期列車に乗車し帰山する。

三、臨時列車座席割当について
　省略す

四、定期列車乗車について
指定支部は、派けん隊を掌握し乗車されたい。指定駅より東京までの乗車賃は九州支部で支払う。
長崎の要佐、西海乗車については長崎車掌区で指導する。

五、省略す

六、服装について
イ、作業衣、制服又はゲートル、地下足袋、支部の腕章、を着用する。
ロ、キャップランプは炭坑とのとりきめに従い、山元交渉して上京団は必ず全面着用する。
ハ、鉢巻、ダスキは九州支部より支部に発送する。
ニ、携行品はできるだけ少くし、支部名、氏名を大きく記載する。
ホ、健康保険証は必ず携行されたい。【注】靴は黒か濃色のもの、出来るだけ地下足袋（皮靴類はいかん）
傘は分散する。

七、その他
イ、ホルダカードは（一人二枚位書く）、当日受付は困難であるので、支部で記入し、九州支部まで早急に届けられたい。
ロ、車中食事は（車中弁当五〇〇円支給）名古屋駅弁を利用されたい。（車中泊手当五〇〇円と日当三〇〇円
［十日間］は支部立替。
ハ、休養、日程等の取扱いは行進団と同じ。
ニ、支部より指定駅までの乗車賃は支部で立替え、指定駅より東京までは九州支部で一切の手続をする。

※　前日に中小炭の会合を開き、明日の行動の指示を行う。
帰りの列車は中央で手配する。
急行は急行、普通は普通で帰る。

以　上

ニューズ 41
26日

山元の諸問題解決のため一括団交を開く

×さる第一二四回臨時総会において政策斗争に参加行動することが決定し、オルグ団の出発をみたが、政策斗争の成果がもたらすものとは別に、現在、山元におこっている諸問題については、今後ともなお、強力な斗いを展開してゆかねばならない。×

×したがって、組合としては、当面それらの問題について一括団交のなかで強力な交渉を行い解決をはかっていくことを執行委員会（一〇・二五）で意志統一を行い、斗いを進めてゆくこととし、二六日午後三時よりこれが第一回の団交をもった。×

一括団交への諸項目（組合申入の要項）

一、会社側に政策転換のため積極的な活動を要請する

イ、炭労が現在政府に要求している政府政策の確立のため、積極的活動を要請する

ロ、労働者の雇用安定と生活保障の確立について要求する

雇用の安定・賃下げの禁止

炭鉱最低保証賃金の決定

政府施策の費用の一部負担

ハ、石炭産業を発展させるために

総エネルギー計画の中に石炭産業の地位を安定させ、その発展をはかるためには、国家の助成措置として

発出上の優遇措置・重油関税

消費税の新設

したがって、われわれは炭労の要綱綱を政府に提出して産業政策の転換を要求しているところであるが、むしろこのことは企業経営者として当然、積極的に解決しなければならない問題点を指摘しているにすぎない。

したがって、充分検討を行ない善処することを要求する。

二、一〇月出炭の推移と一一月出炭について会社側の善処を要望する。

イ、一〇月出炭量について、一部坑において計画出炭を大きく割っているが、これは会社側の計画のソゴに基因するし、その後の処置が不充分である。一〇月出炭についての責任を明確にすると共に具体的に対三〇日の生産委員会で回答されたい（10月見込、11月出炭計画を職場に明示されたい。）

一〇月二三日現在　進行率

新坑74%、五坑100%、二坑87%、六坑102%

南部84%

ロ、出炭と金融面との関係について、会社側は常に必要以上に重大なることを強調しているにもかかわらず、一〇月中旬にしてその施策が実を結ばないのは、経営者が真に企業と取組んでいる姿ではない。したがって、可能な限り努力しているわれわれに、今後の企業危機の責任はないことを明確にする。

三、長期計画に関する協定の延長を申入れる。

長期協定は、一〇月末でその期間が切れるが、これの延長をさせる。

但し、本年当初の合理化斗争後における協定された部分については、拘束するものではない。（以上文書で申入れ）

四、鉱手（運手、じん肺）斗争について

イ、鉱手、運手の要求書内容の説明（じん肺要求書は早々に提出する）

ロ、鉱手の側の全力な指示を促す

ハ、鉱斗は一一月中旬以降交渉場所を東京に移し、炭労統一斗争で交渉することを確認させる

運手は対補償交渉を、じん肺は企業提示方式を確認させる

五、三〇〇〇万円（会社予金）の納入計画を明確にさせる。

内訳、昨年末期手当　二五〇〇万円

四～五賃金差額金　一七〇万円

事業補助　二三三万円

六、一一月三日、会社創立記念の酒肴料廃止については反対する。

七、能率向上について、次の点を明確にする。

イ、奨励金のプラス化　ロ、一時金

ハ、当面の営業方針　二、人事異動について

八、有給休暇買上げ申入れについて

総会の結論を必要とするが、買上げ日数は別途再提示するとしても、買上げ日数分が将来賃上げにならないことが必要である。

九、保証組合に関する件

会社側よりの借入申込みによる保証組合名義二〇〇〇万円借入の保証に関する件については、金融の逼迫は理解出来るが、われわれの責任で処理すべき筋はない。しかし、

イ、不渡手形等の発生は理由、責任の如何を問わず避けるべきである。ロ、11月3日以降賃金の遅欠配はさせてはならない。ハ、下請々求手当要求とは関係がない覚悟を双方とも確認する。

二、委員会の承任が必要である。

以上の考え方で対処する。

以上

大之浦労組
教宣部

1961・10・26

ニューズ

42

山元問題一括団交

会社回答　満足するもの出ず

組合・強く再考を要請

26日

既報ニュース四一号のように組合は炭労が指向している政策斗争に参加する一面、山元におこっている諸問題を一元的にまとめ一括団交のなかでこれを処理することを執行委員会で意志統一をすると、ともに団交申入れをおこない、これが第一回団交を二六日午後三時よりおこなった。

そのなかで九点にわたる組合の考え方を説明し一括回答を迫ったが、回答は満足できるものではなく、したがって会社の再考をうながし、六時、三〇分交渉を打切った。

―組合申入―

一、会社側に政策斗争について積極的な活動を要請する

一、一〇月出炭の推移と、一一月出炭について会社側の善処を要望する。

一、長計協定の[illegible]を申し入れる。

一、期手、退手、じん肺、要求について。

一、三、〇〇〇万円（会社損金）の支払を明確にせよ。

一、一一月三日、会社創立記念日増[illegible]料廃止に反対する。

一、配給所問題について。

一、有給休暇買上げ申し入れについて

一、保安細則に関する件。

―会社回答―

一、会社も政策斗争については石炭協会を通じてかねてより強力なる活動をしている。組合の要請は文書であるのでよく検討して返事したい。

一、一〇月出炭については組合のいわれる通り計画通りいっていないところがあり会社も対策に取り組んでいる。何んといっても出炭が重要であるので一日も早く軌道にのせねばならない。一一月出炭については組合の考え方もあり会社の考え方もあるので一〇月を反省し生産の中で話し合いたい。

一、長計協定については要求書も出ているし会社も検討している三〇日に回答したい。

一、期手については要求書もでているし三〇日回答したいと考えている。退手も要求書がでているので交渉に応じる。交渉についても対自然交渉について異論はない。じん肺の問題は、要求書としてでていないが提出されしだい進めたい、交渉方式についても組合の考え通りで構わない。

一、三、〇〇〇万円のうち、二、〇〇〇万円は年内に支払いが出来るよう努力している。

一、この際廃止したいと考えている。組合は反対されているが御理解願いたい。この問題は別に話し合いを持って理解を求めたいと考えている

一、問題点はしぼられてきている、問題点について会社も考え方もまとめているので今後積極的に交渉をやり早期解決を計りたい。次回団交は二七日に行ないたい。

一、組合の機関において把握されていたが更にお願いする。是非実施ができるようにして頂きたい。買上げ支払については棚上げ願い、翌月支払うようにする。

一、資金ぐりが最悪の状態にあり不渡り手形がでそうにある、この資金ぐりを乗り切るためぜひ御願いしたい。

1961・10・28

大之浦労組教宣部

ニュース

43

配給所
第13回団交

会社・組合の考え依然対立

―― 賃金・労働時間等で ――

配給所分離に関する第一三回団交は、二七日午後三時五分より第一会議室において開かれた。

まず、会社より「六月一四日に第一回団交を開いて以来、数カ月すぎ、これ以上遅延は許されない。従って、一日も早く解決し、新会社設立の準備を進めたい。一二回団交のなかで代表者折衝を希望したが、小団交になり、そのなかで最終案を提出したが、組合から三点について釈明するよう希望があったので回答したい」とのべたが、組合は①退職加給金 ②賃金設定 ③労働時間 ④金一封その他について対立しており、四点について回答してほしいと迫った。

会社は四点について回答をしたが、依然対立点についていずれも回答が明確でなく、午後五時一五分休憩にはいり、その後、会社より代表者折衝をもちたいと回答があり午後五時三〇分団交を打切った。

会社回答

① 退職加給金

会社としては、原則として全員移籍してもらうことを考えている。したがって、希望退職ではないので加給金は支給しない。

② 賃金設定

賃金設定の基準については、適当な機関で話合いをしたい。

会社も三月末を固執しない。

③ 労働時間

新会社において実情に応じ、変更する。

④ 金一封

金一封については考慮したい。

新会社機構については、二部四課制としたい。

総務部―総務課、経理課
営業部―販売課、営業課

なお、人事については決定次第、組合に対し内示したい。

以上

1961・10・28

大之浦労組
教宣部

ニューズ

44

中央のうごき

政府、国会など活発な動き

原委員長・国会で政策転換の必要強調

参議院の石炭対策特別委員会は、二十日・二十一日の両日、参考人九人を招いて石炭対策についての意見をきいた。二十日には炭労原委員長、萩原石炭協会会長（北炭）・稲山八幡製鉄副社長、岸本帝国石油社長、二十一日には武内札幌石炭鉱業連合会会長、南部石油連盟副社長、藤井電源開発総裁、重枝全炭鉱委員長、太田垣電気事業連合会会長。

炭労の原委員長は、この場で、この二年間に炭鉱労働者におしつけられた犠牲の苛酷さ（六万人の首切り、五千円〜一万円の賃金下げ、一日平均三人の死亡、五十人の負傷）を具体的に示し、政府のエネルギー政策に反対するとともに三十八年度まで、炭価千二百円下げのコースが強行される場合、炭鉱は殺人職場になることを強調、

① 職と生活の保障なしの首切りをするな
② 最低一万二千円の炭鉱の保障賃金
③ エネルギー・バランスの石炭の比重は三二％と確保すること
④ 鉱区の整理統合
⑤ 流通機構の整理
⑥ 重油関税の二〇％その引上げを主張した。

また各参考人もそれぞれの立場にたって、石炭産業の保護政策が必要であることを強調、とくに石油、電力代表などはニュアンスはかなりちがうが、石炭消費増加のための改善の余地のあることを発言して注目された。

政府は二十四日午後、院内で石炭対策関係閣僚会議をひらき、

① 再就職者の住宅確保、移住資金などについて、労働、大蔵両相が協議、おそくも次回の閣僚会議で具体的な協定措置をきめる。
② 中小炭鉱に対する緊急金融対策として、十五億円の緊急融資などの措置をとることをきめた。

通産省は二十四日、石炭鉱業審議会（十一万首切り方針をきめた機関）の生産、基本問題両部会の合同部会をひらき、十一月中に当面の石炭対策、三十七年度以降の合理化五ヶ年計画をふくむ長期対策の意見書をまとめることをきめた。

二十日の合同部会では、物価値上りのため、三十八年度までの炭価千二百円下げが困難になっていることが強調された。

自民党の石炭対策特別委（委員長保利茂）は二十日、院内で初会合、通産省今井石炭局長から石炭産業の当面する問題点を聴取、二十六、七日、引きつづき通産、労働など関係者、業界から意見をきき、十一月十五日までに自民党としての石炭対策を明らかにすることをきめた。

社会党の河上委員長は二十三日午後、首相官邸で池田首相と会見、

① 産炭地の離職者に対する雇用、生活安定の予算措置をふくむ緊急対策
② 産炭地振興、民生安定、中小炭鉱融資などの措置
③ 総合エネルギー対策の樹立を申入れ、池田首相は

① 趣旨にそうよう努力する
② 今国会ではムリだが努力する。
③ 抜本的対策をとりたいと答えた。

以上

1961・10・28

大之浦労組
教宣部

ニューズ

45

退職金も払わず閉山したり再開したり

九採支部の憤激たかまる……

九月五日閉山後、退職金の即時支払いの交渉をつゞけている九採支部では、九月中には一括支払うとの確約にもかかわらず、支払い予定が遅れてきた。

すなわち、同社は同系香焼炭礦の売山によって退職金を確保することにしていたが、売山の責任をうけた兴銀と、買受先入船炭鉱との間の商談が予定通りに進まないため退職金の支払いを延期している。

入船炭鉱としては、十月十二日の取締役会において香焼炭礦を買受けることを決議しているが、買受価格の点で難色を示しているもようである。

九採支部では、差当り香焼炭礦の株と兴銀の保証を担保にして市金から一億をかりうけ、九月十八日退職金の約半額を立替払いしたが、残額の早期支払いのため強力な交渉をつゞけている。

一方会社側は退職金の半額支払いを条件として九月十九日再開えの協力申入れを行なった。組合側は職組との共斗会議で検討した結果

１、現状で再開せしめても、将来の賃金支払いに不安が残っていること。

２、再開資金があるなら、まず退職金を支払わせるべきである。

３、退職金の支払いの目途もたないまゝで再開に応ずるならば、閉山を受けてたった意味がない。なぜなら退職金の支払いが済まねば、いかなる説得を行なっても組合員は再開に協力しないだろう。

との結論に立って、これを拒否する態度を決めたが、会社側では、

(イ)、再開を打出さねば、十月末の手形決済が不可能となり、不渡手形を出さねば再開のメドが立たなくなること。

(ロ)、退職金の支払いが終れば再開することに意見が一致する筈だから、対外的には再開に意見が一致したと発表させてほしい。

と懇願し、組合側も従来の保安要員程度の人員で再開準備作業を始めることには同意したので、一応対外的には再開準備がおこなわれたが、当分の間、入船炭鉱との商談の結果待ちの姿である。

古河金山に合理化攻撃

炭労…統一して斗うかまえ

古河では、今年五月、峰地の縮少が決定され、全社的に人員整理がすすめられてきた。そして八月三一日～九月五日の三六年度下期中央労使協議会の席上、峰地、大峯を中心に合理化提案がおこなわれた。

古河炭連は九月六日中斗委を開催、各山に帰山して討議をし、二二日～二四日に大会を招集して方針を決定することにした。その内容報告をうけた炭労は、会社提案が ①労働強化の再編 ②危険職場の成立 ③外注、請負への切替えなどを要旨としているとして、中斗指令一一七号を発した。

一〇月から峰地、大峯の提案に対して炭鉱の交渉がすすめられてきたが、一九日には、好間、目尾、下山田三山にも同内容の提案がされた。現在、中斗は各山に帰山し、職場活動をおこなっているが、十一月一日に中斗委を開催し、全体の交渉がはじまる。一方峰地では、一〇月一二日に一〇月末で閉山の提案があり、討議の結果、条件がみたされゝば、第二会社移行もやむなしの態度をだして、交渉がすすめられている。

福岡県…学力テスト阻止成功

福岡県では二四九校が中止

九州炭労は「学力テスト阻止」のために、各支部にたいして、教組との共斗をつよめるよう指導、指示していた。各支部はこの方針にもとづいて二六日テスト当日動員を実施した。

一方、教組は連日教委交渉をつゞけ、二五日福教組の場合「テスト補助員は、現場教職員以外ではやらない しかし、テスト補助員の命を校長からうけても必ずやらなければならんということはできない」という趣旨の協定が成立した。

このため、福岡県の場合、〃三〇四中学校のうち、二四九校がテストを中止した。五五校が実施（これには部分実施を含む）〃。

組織部は、この成功について、各組合の協力を感謝し、反動教育に対する労働者階級の統一行動の成功が、この結果をうんだものと評価している。

以上

1961・10・28

▲ 大之浦労組 教宣部 ▼

ニュース

46

石炭政策を転換させよう

地方自治体等のうごき強まる

× 石炭政策を転換させよう！という運動は産炭地県を中心にして広がりをみせはじめた。

× 福岡県では二九日全県の統一行動として、福岡県石炭危機突破県民大会が県議会、県民会議など地方自治体の主催のもとにひらかれる。

× 長崎県では、一七日の対県交渉において知事が県独自で政府に政策転換要求を出し、そのために副知事、関係部課長を上京させる、と答えた。

× 佐賀県では二七日県民各層の代表の出席を求め「石炭産業対策こん談会」を開催、さきに県議会が対県要求項目中の一つとしていたの事項を含めた対策委員会の設置　②県民集会の開催について検討している。

陳情団派けんつづく。

これらの動きはもとより炭労の要求と完全に一致しない面もあるが、石炭問題をなんとかしなければならないという気運が強まってきたことは事実である。

九州炭労はさきに各支部に対し、政策転換要求で市町村当局に働らきかけ、中央への陳情団派けんをたたかいとるよう指導していたが、その一部の状況について知らせることにしたい。

貝島　オルグ団出向にあたり町代表、町議会代表の激励等がなされ、なお町からは助役が上京した。

田川　田川市、郡として一四～一五名を陳情のため上京させる予定（十一月四日頃）

山野　政治局員五名が二三日に上京、現在議会議長は上京中、今後の計画については議長帰町後でなければわからない。

築田　議会に要求している段階

勝田　二五日宇美町長が上京するので、その際に決議、要請書を携行させることにしている。二三日には三カ町村代表が集って要請に対する話し合いを行う。

方城　助役が二六日に上京、現在町長が上京中なので、帰町後今後の計画をたてて行く。

新入　鞍手町から二三日助役が上京、なお町長及び議長は十一月六日から一週間の予定で上京する。

盂賀村では、三原課長、議会議長、議会特別委員、教育庁の四代表が一〇月二八日から一週間の予定で上京するが、これには新入炭鉱の鉱命延長問題も含めて陳情することになっている。

下山田　産炭地特別委で交渉しているが具体的な行動はない、陳情する場合（各公労、住民、議会、市長）四名が上京することになる予定（上山田も同様となる）

目尾　他の町がやるならやろうという構え、内容は、はっきりしない。

峯地　一〇月一九日に町助役、同事務局長、同総務課長五名計七名が上京した。二三日炭地共で陳情団を組織することにしている

大峯　大任町では二六日頃までに炭鉱関係一名、農村関係一名が上京する予定。

赤池　一八日の議員全員協議会が開催された際、陳情書政府に対する申入書について討議され確認を得た。しかし具体的な活動にいたっていない。一応目途として考えられるのは十一月上旬頃の予定

平山　桂川町では二三日町長が上京、議長も一九日から上京中である。

嘉松　一五日に政治局員五名、二〇日に町代表として九名が上京した。

大正　中間市議会代表が一二名、一五日から二三日までの予定で上京、第二陣計画は未定。

杵島　大町々議代表四名が二四日上京した。

多久　二四日三名が上京した。

崎戸　二四日に副議長、政治局、商工代表、農漁民代表四名が上京、十一月に第二陣、一二月に第三陣というように今後も行動を起すことにしている。

高島　十一月七日、労組代表三名、市議長一名、市職組二名計六名が上京することになっている。

飯野　北松地域町村代表が上京するようになっているが、さらに各町より代表が上京するよう交渉中である。

以上

1961・10・28

大之浦労組　教宣部

ニューズ 47

労働条件は七割程度

～住友忠隈閉山後第二会社で操業始む～

九月二九日、朝日新聞は社会面のトップに"うまくいった忠隈閉山"という記事をかかげた。一〇月九日には、西日本新聞が、九月三〇日におこなわれた閉山式の様子にはじまる同様の記事をのせた。どちらも"就職あっせんがうまくいって、組合自らが閉山の道をえらび、明るさがある"という調子である。だが、大手炭鉱の閉山は、必ずしも石炭がひとかけらもなくなったわけではない。閉山から旬余をへた一〇月一八日には、第二会社が操業をはじめた。いまさら動きのとれない高令者を中心に働いている。そこでは会社名がかわることによって、労働条件は七割位になるという。忠隈労組は、解散後も常務理員を残し、苦情係にあたっているが、新しい組合はまだ結成されていない。賃金も確定しないまま働いている労働者・はっきりした職場の目途のないまま退職した労働者に"明るさ"がみなぎるわけではない。

こうしたところにきた経過を、いまふりかえってみることは、炭鉱合理化のねらいと実体を明らかにするうえで、教訓を示してくれるだろう。

三菱飯塚10月で閉山

11月にはオ二会社で操業

炭鉱合理化は政府自民党の自由化繰上げにより急テンポに進められている。九月には住友忠隈、一〇月はまた三菱飯塚、そして間もなく麻生と、大手大資本とうたわれた炭鉱が、次々と閉山されていく。

われわれは、今、石炭政策転換を要求して斗っている。その中でもなおやすみなくかけられるこの合理化攻撃の局面を飯塚の閉山、第二会社化の場合についてみてみよう。

組合は、一応解散され炭労脱退となるわけだが、炭労としては新会社再開時においても、新らしくわれわれの戦列に加わり斗うよう呼びかけている。

組織破カイの責任追及を―会社だす

三池に再び斗いの日を……

三井鉱山は、労働者階級が偉大な連帯行動を示した三池斗争の成果を、徹底的に破かいするため、就労後あらゆる手段方法で弾圧と懐柔をかけてきた。その手口の反人間的なことは多くの人に資本主義の正体を自ら暴露したものとして批難されるほどであった。しかし、会社はあくまで三池労組を抹殺する意図を放棄せず、三一日責任追及に名を借り組合活動家三一名の処分を発表した。一方で会社は組夫を基幹職場に入れるという方針（従来、三池炭鉱には組夫はいない）を強行しようとした。組合は、これら一連の措置が、ひとり三池炭鉱のみにくわえられた攻撃ではなく、炭鉱労働者全体、特にいまわれわれが斗っている政策転換斗争に水をぶっかけ阻止し、資本家の一方的な合理化を達成することを狙ったものとして、斗う方針をきめている。

以上

1961・11・6

大之浦労組 教宣部

ニュース

48

期手.退手.じん肺の第3回団交を行う

組合・会社の交渉メンバーの不誠意をつく

回答内容についても不満

再検討を要求

―6日―

一〇月二六日、要求書提出以来、第三回目の期手、退手、じん肺の団交を一一月六日午後二時より行ったが、

冒頭、組合長より会社側の交渉メンバーについて、

「会社は、つねに金融面の打開は出炭増にあるといいながら、金融に関係のある団交に、商務関係のメンバーが一名も加わっていないことは、まったく誠意がない」と追及、

会社は、これに対し

「本日の団交は期手、退手等の交渉であるので出席させなかったが、今後は充分連絡し、配慮していく」と回答ののち、

期手、退手について組合の要求にたいする回答を、次のように行ってきたが、組合は、その内容について不満をのべ、再検討を要求、午後五時に団交を打切った

会社、さきに、組合より要求のあっていた期末手当については、未だ額を出す段階にいたっていません。さらに検討ののちお答えしたい。

なお、交渉場所については、中央でなく、山元交渉としたい。

組合、中央交渉を要求したのは、炭労統一の要求であり、当然、中央において解決すべき問題であると考え要求していることであるので、再検討を要求します。

会社、退手についても、なお、要求内容について検討中であるので、具体的な回答はしばらく待ってもらいたい。

両問題についてもまとめて行うようにしたい。

組合、検討を急がれ、早急に具体的な回答ができるよう強く要求します。

なお、期手、退手とも会社の回答は、まったく誠意を欠くものであり、組合としては当初の方針を変えておらず、不満であるので再検討をしてもらいたい。

なお、じん肺については、要求内容について厚生部長より説明をなし、これが具体的な交渉が早急に進められるよう強く要求し、団交を打切った。

以上

1961.11.8

▲▲ 大之浦労組 教宣部 ▼▼

ニュース

49

"京の上"臨時夫の本工化に成功

三一年会社の不当な分裂工作に対し、ねばり強い組織活動を続け、三五年再び第二組合との統一を勝ちとり、大きな注目を集めた京の上労組が、この統一と団結を基礎に、地元地区労の協力のもとに再び、臨時夫を本工化の大きな成果を挙げる斗いを勝利した。

炭鉱合理化の一面は、本工首切、臨時工採用の形で進められている中において、この斗いは大きく評価さるべきであろう。政府は今も尚炭鉱合理化の方針を変えておらず、更にこれに拍車をかけて、合理化推進のための多大の資金確保をすると述べている。

われわれは、統一と団結を基礎にして斗わなければ勝利はあり得ない事をこの斗いは教えている。

実力行使を背景に交渉

九月中旬より臨時工の本工切替、臨時夫期間について要求、実力行使を背景に交渉を開始、十月十日解決した。

解決内容

男子臨時夫として採用後　一年　で本採用
女子　　　　　　　　　一年半で本採用
社会保険関係は入社後六カ月で加入取扱い二年以上の臨時工に対し、一年につき一、〇〇〇円の慰労金を支給、

三池・無期限座りこみに入る

三池支部は昨年の三池斗争の責任追及として三井鉱山が行なった三一名の指名解雇に対し、その反対斗争の一環として六日午前一一時、一斉に坐りこみにはいった。

坐りこみは三川鉱、四山鉱、宮浦鉱の各正門前にみいけ斗争を再現したビニール小屋をつくり、

一、不当解雇反対
二、差別排除
三、組合介入反対

の指標をかかげた。会社はこのすわりこみを阻止するため鉄柵を動員したが組合のスクラムでこれをはねのけた。坐りこみは今後無期限につづけられる、このため三一名を軸にさきに指名解雇をうけた一、二〇〇名さらに組合員、家族がこれに参加する。

明労連

四八ストに突入

明治鉱業系鉱労働組合全国連合会（略称、明労連）六、五〇〇人は、①下期必要人員の確立、②長計協定の延長、③協定不履行えの抗議、④労安臨場の確立の指標をもって七日一番方から全山（九山）一斉四八時間ストライキに突入した。

これは一〇月一六日から東京において行なわれた下期予算説明会で、会社が人員減に対し一切無補充の方針をはじめ指標にかゝげたように協定を一方的に破ギしようとしたため団交にきりかえ、中央で交渉が行なわれていたものである。

スト突入の七日午前六時、第二回目の代表交渉において会社は①赤池、平山、立山、北海道二山は自然減耗を補充する、但し停年退職者の補充はしない、②西杵、佐賀など山勢のあるところは現状人員を維持する、とこたえたがこの案では組合は了解することができずストに突入したものである。

なお、第三波（第一波は六日一時間五〇分スト）は一〇日より無期限ストが指令されている

以上

1961・11・8

大之浦労組
教宣部

ニューズ

50

「本城鉱区売却・八紘鉱区開発について―十六日・説明会もつ」

期手回答は前回と変らず（第4回期手団交）

×本城鉱区売却並びに八紘鉱区開発による開発の説明会は、一六日午前九時より第一会議室で開かれた。×

×冒頭、会社より「本日説明する件について、組合のみなさんの御協力をお願いしたい」とのべ、当面の情勢下における会社の示唆について説明を加えたのち、①八紘鉱区開発について ②本城鉱区の売却について説明をおこなった。×

×組合は、若干の質問をおこなったのち、専門的な検討を加えて質問書を行いたいとのべ、一〇時五分説明会をおわった。×

×ひきつづき、期末手当、退手の第四回団交をおこない、まず組合から、期末手当について額の提示、交渉場所（中央）の確認について会社に迫ったが、会社は相変らず「額については提示する段階ではない。交渉場所については中央交渉に応じられない」旨、回答した。×

×これに対し組合は「団交口は中央交渉を確認しても、貝島はこれに応じられないのか」との質問に対しても、なお、会社は強行な態度を示している。さらに組合は「ふん争をさけたい気持はあるが、会社の態度変更がない限り、対決はさけがたいものになってくるので、すみやかに誠意ある回答をされるよう」強く要求した。なお、退手についての会社回答は「検討をしている段階で、のちに質問なり回答を申上げたい」とのべた。×

×組合はさらに「検討を急ぐよう」要請して、一〇時三〇分交渉を打切った。×

―会社提案―

現在の石炭業界はエネルギー消費構造の急速なる変化に伴い、昭和三八年度を合理化達成の時期として、労使一体となって万難を排し努力していることは、今更説明する必要もないことと存じます。この間、諸物価の値上り、貿易自由化の一年くりあげが決定する等、当社情勢はますます思わしからざる方向に進んでおります。

本城鉱区・八紘開発について

このような状勢にあって、貝島は過去の九州大手と同様、一社一山という不利な立地条件下に体質改善に努力して参りました。とくに昨年の後半は明日の運命さえ知れない状態に立ち到り、昨年の一二月団体方には堪えがたいとも思えるよう賃金の引下げ、その後の体制として一二万屯出炭、六五〇〇万円の赤字削減を中心とした一連の施策について説明申上げ、漸く再建の路線をしきえました。

然しながら、三六年上期をふりかえってみますと、四月は再建交渉の痛手から立ち上りえず不振の末達成、五、六月は一二万屯近くを達成し、観測な立直りを見せ曙光を見出したものの、七月、八月は断層の崩落が、計画を下廻り、九月にいたり大きな出炭減の一二万屯を越えましたが、結局、上期全体としては所期の目的を達せず、事志と反して実質的には大きな赤字となる結果に終りました。上期決算面では対外信用上、相当額の整理操作をし、且つ資産処分による利益を計上してどうやら僅かながらの黒字を計上したわけであります。然し、我々は過去にのみとらわれず、過去の実績と、反省の上に立って、将来を展望し、再建の途を考えねばなりません。

すでに下期に入っておりますが、上期の不振を挽回し、将来の発展の基盤ともいえる下期の出炭計画・予算を検討致しました結果、下期の出炭を七九八四〇〇屯（坑内出炭七〇七、八〇〇屯・その他九〇、六〇〇屯）と決定致しました。この出炭計画は坑内出炭一一七、〇〇〇屯以上となっておりますが、再建交渉時に坑内出炭一二万屯程度の企業規模・過去の設備投資の面から不可欠であることを強調し、当時は無理だという印象をうけられた面もあったかと存じます。然し今期の計画はお互い相当の努力は十分覚悟の上ではありますが、自分達の手で達成できる実現可能なものと信じておる次第であります。

この計画が達成すれば、山元にてトン当り約二五円程度の実質的な黒字が実現でき、その他営業関係の協力を得て、下期には四～五千万円の黒字となり、貝島としても、さきに待望の黒字を計上しうる明るい希望をもち得るのであります。

1961.11.16

うら

大之浦労組 教宣部

このように下期には我々が全能力を集中すれば、明るい結果をも期待しうる計画の下に発足しておりますが、その前途にはなお幾多の試練が控えていることを銘記して頂きたいのであります。その最も大きな障害は金融であります。過去数期の赤字の累積、上期の不振が下期の金融に大きく影響し、加うるに最近の金融引締めはまことに厳しいものがあって、まさに当社の金融は累卵の危きにあるといっても過言ではないのであります。折角の下期黒字実現という計画をこの金融面から挫折さすことは許されません。幸いに一〇月、一一月は当務多延組の御努力により、何んとか乗切りたいと手を尽しておりますが、その後については、月月の出炭を確保することにより、金融関係の信用と援助を得て、乗り切る以外にはありません。要するに月月の出炭確保が最も肝要なことであります。然し坑内出炭、一一万七〇〇〇トン以上ということはしかく簡単には達成出来ません。われわれはベストを尽さねば出ないのであります。これがためには予定しております、一五〇日操業日は一日たりとも欠かすことは出来ません。一日欠くことはこの出炭計画を一挙にくつがえすことになります。

われわれは、我々の共同の生活の場である大之浦を守るため、文字通り一致協力して、この出炭目標を達成し再建への基盤を確固たるものとせねばなりません。下期につきましては以上述べたように計画出炭の完遂により黒字実現の達成を期待しうるのでありますが、合理化達成目標の昭和三八年度までは一、二〇〇円の炭価引下げを要請されることを覚悟せねばなりません。大之浦としてこれらの情勢に対処するため早急に恒久的な対策即ち体制を樹立する必要があり、その諸施策の基本的な構想として

(1)、先づ将来の炭界の推移、炭界の動向と、大之浦の現状からみて各坑の合理化を進めることは勿論でありますが、大之浦再建に画期的な力となるものは露天採掘以外にはないということ

(2)、大之浦全体の存立のためには大之浦に負担となるものは極力スクラップすることにより、大之浦を守っていかねばならないということ

(3) 今後の石炭の厳しい競争に伍していくためには炭鉱本来の事業と直接関連のない附属部門を極力独立又は、はずすことにより総率コスト面で他社に劣らない体制をつくること

(4)、以上の再建達成に最大の隘路となるであろう金融面の危機対策を確立する必要があること

この四点を中心に今後の諸施策を推し進めていきたいと存じます　本日はこの考え方から八坑の露天開発と本城鉱区の売却について御説明申し上げますが、その他の六坑閉鎖、中央工場、等の諸施策については二〇日に別途提案することに致しております。

(1)、八坑の開発について

先程も申し上げましたように大之浦の再建は露天採掘以外にはありません。

御承知のように現在の石炭政策はスクラップ・アンド・ビルドであります。然し、当社は前にも申述べましたように、大之浦以外に鉱区がなく、所謂ビルドしうる炭鉱がなく、スクラップ・アンド・スクラップとしか云えないのが現状であり、中央大手各社のような合理化策をとれないところに最大の悩みがあります。近い将来の炭価の推移、又当社の過去の設備投資、金利等を考えるとき、当社では坑口原価が二、五〇〇円以下でなければ、厳しい競争に伍していくことはできません。ところが当社の現有炭鉱の坑内採掘でこの線にもっていくことは誠に容易ならぬものがあり、現状のまゝ推移すれば大之浦の存立さえ保障し難い状態であります。これに反し露天採掘によれば過去の実績にかんがみ、二、〇〇〇円以下のコスト出炭が可能であり、老朽化坑の坑内採掘による赤字を充分カバーできることになり露天採掘こそ、大之浦再建の原動力、即ちビルドなき大之浦のビルドとして十分期待しうるのであります。

さしあたって八坑の開発を検討しました結果これを露天にして開発することに致しました。坑内採掘では大之浦全体の救い手とはならないのであります。（坑内採掘による方法も検討しましたが将来炭価の低下に応じた採掘は非常に困難であり仮に八坑自身で採算がとれたとしても）露天採掘は皆様の職場を狭めると考えられる向きもありましょうが、かえって坑内採掘によることが、大之浦全体の職場を失うことになりかねないのであり、露天こそ大之浦の救世主であり、皆様の職場大之浦を守っていくため最善の策であることを御理解の上、御了承願いたいと存ずる次第であります。

具体的には生産部長より説明致させます。

（別紙）

(3) 本坑鉱区の売却について

　先般下期の計画遂行の最大の隘路は金融であることを申し上げました。その解決策の根本は、千早出来の施策により銀行関係筋の援助をうけるということが先決であります。然しそれでも只今の金融危機は根本的に解決したとは言えません。我々は折角出来上った再建の途を金融のつまづきから閉されることは許されません。そのため只今としては単に金融筋の援助に頼るのみでなく長期的な展望の下に自立体制を確立する必要があります。

方法としてはいろいろありましょうが、その一つとして本坑鉱区を売却し、前述した八坑の開発或は新坑を始め現有鉱の施業の向上に充てることが大之浦再建のため最良の方法であると考えます。

　本坑鉱区を只今の経営で開発する方法を考えましたが、莫大な資金を要するに反し、利益を出すことは至難であり、且つ、僅か一〇年未満の稼命ではどうしても大之浦の回生策とはなりえず、売却することによって、その資金を活用することが最善の途であると考えます。

　大之浦の数少い地山地域として皆様の御期待もあろうかと存じますが、以上の点を御理解の上、御協力をお願い致したい。具体的には次に説明致します。

（説　明　内　容）

(2) ⑴ 売却する区域　（別図にて説明）

⑵ 当社の資金では開発は採算がとれない

⑴ 本坑鉱区の埋蔵炭量は約一〇〇万屯であるが、その開発費は約二億一千万円を必要とし、只今の現在の労動条件なり、企業規模からして、たとえ採掘しても利益を出すことは困難で、月出炭も、五〇〇屯規模の規模では屯当り四〇〇円の赤字となる。

⑵ 現有鉱から、即ち、二坑、六坑からの開発について検討したが、水、断層等、技術的に非常な困難を伴い、連絡坑道が長くなって新規坑口開発より更に不経済である

八砿露天採掘計画

一、露天採掘計画区域

中央倉庫の東側より中央火薬庫、長浦溜池西側、平和町社宅一部の旧八坑採掘区域の南域部面積三〇万平方米の区域である。この区域には長浦溜池の肩付近を西方向へ走る落差約三〇米の深上り断層等によって肩部をA深部をBの二地域に分ける。（図面にて説明）

二、表土量

山張層から上の表土量は約一、四五〇万立方米である

三、実収炭量

坑内採掘で対象にしていない炭量も含めて約三〇〇万トン

四、表土処理の捨場

最初の予定地は火薬庫附近より北側の火薬場附近一帯の田畑山林に継続する予定。又二坑新所社宅の南方山地より大堤の下の田畑、及各所陥落地埋立にも利用したい考へである。

五、用地

露天採掘区域の七割程度は社有地及び既借地であるが表土捨場は殆んどが民有地であるので、これらの買収か借地かは資金の都合や交渉の結果による。

六、物件移転

上記採掘及び表土捨予定区域内の物件はすべて移転を要する。

平和町社宅は着工して五、六年先より順次移転することになると思われるが長浦溜池の肩側に近い二〇棟位は（B）区域採掘の先頭になるので二年次の終り頃移転になると思われる。

中央倉庫の事務所（油倉庫は移転）、技術学校、山上にある八坑の飲料水タンクは一応移転しない範囲内で採掘する計画である。

又元興除路より山側にある社宅、旧技能鉱員養成所バラ工場等は採掘予定外であるので直接関係はない。

七、運炭

原炭は新設小田坑へ輸送し処理する。

八、出炭計画

着手して四ケ月目に山張層に着炭するのでこれより僅か宛出炭出来るが、二年次最初より二万トン／月の計画である。正常出炭になった場合の使用する機械及び台数はおよそショベル5台、ブルドーザー5台、トラック三五台位になると思われる。

九、その他

作業時間は一日二四時間稼働の日もあると思われる。硬い砂岩層には火薬を使用することもある。

以上

八坑露天採掘計画並びに本城鉱区売却計画略図

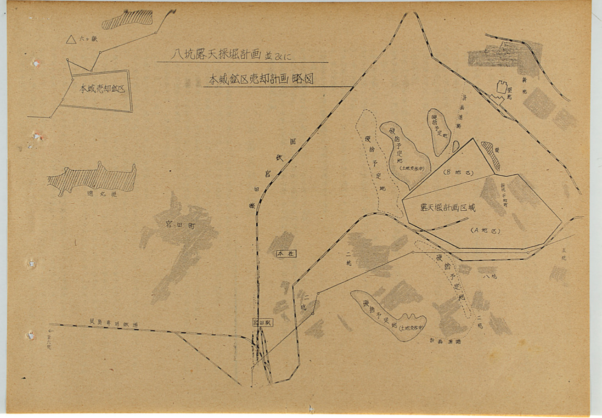

ニューズ　51

炭労中斗指第一四四号
一九六一年十一月二十二日

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

実力行使突入に関する指令

第二〇回中央斗争委員会（一一・二二）は、期末・退手・じん肺・政策転換の諸斗争をめぐる情勢ならびに交渉の全般について分析を行った結果、次の通り斗争方針を決定した。

一、石炭経営者の態度

一一月二〇日付各社の回答にみられるように、石炭経営者は金融事情の悪化と年末金融の逼迫を理由に期末の低額による解決の意図をあきらかにするとともに、企業格差と自社の特殊事情を強調し、統一協定の企図をも拒否している。そのため、われわれの要求する集合交渉方式についても拒否の態度を明確にしてきた。また、退職手当、じん肺改定についてはまったく考慮の余地なしとの態度に変りなく、われわれに斗う決意と体制がないかぎり現行協定の自動延長という態度に出てくることは間違いない。

二、戦術決定の基本的考え方

経営者の態度が右のようなものである以上、大手各社の格差改定の意図を排除し、期末手当および退職手当、じん肺改定の統一要求貫徹獲得を期するためには、強固な決意をもって、最後まで一体となって局面解決にあたる体制を確立し対決することが必要である。したがって、大手十三社（大正を除く）の全面無期限ストライキを決行する。

三、具体的な斗争のすすめ方

１、中斗終了後さらに期末手当についての十三社集合交渉成立のため積極的に努力し、西ブロ五社は最悪の場合でも中央交渉を確立する。

２、一一月二五日に一一月二九日正午までの期限付回答を求める申し入れを行なう。

３、一二月一日より十三社全面ストライキを決行する。

・じん肺改定斗争についても本実力行使に企業連指令にもとづく実力行使をあわせ、要求の獲得をはかる。

以上の方針にもとづき左記の通り指令する。

記

一、指標
　１、期末手当要求獲得
　２、退職手当要求獲得
　３、石炭政策転換要求の獲得

二、ストライキ突入支部
　大手十三社支部（大正支部を除く）

三、突入期日ならびに規模
　一二月一日一番方より一斉無期限ストライキ

四、保安要員の取扱い
　従来の慣行に従い各山元で協議決定せよ。

五、ストライキの通告
　ストライキの通告は炭労本部より行なう。

六、ストライキ突入時における行動
　１、各支部はストライキ突入時において、期末手当・退職手当要求獲得、石炭政策転換要求貫徹決起大会を開催、決議文をそれぞれ本社に送付するとともに、山元経営者にたいし抗議交渉を行なえ。
　２、各地方本部は支部の行動について具体的に指示を行なえ。

以上

1961・11・28

大之浦労組教宣部

ニュース

52

期斗情報

会社・中央交渉を認む
中央八社・中労委に斡旋を依頼

× 中央交渉を拒否しつづけている会社に対し、組合では、緊急執行委員会を二九日午前一〇時より開き、次の結論に基き行動を行った。 ×

× 「一二月一日以降の無期ストを避け、問題を平和的に解決するため、最大の努力を行うべきである。そのため、当面の問題である交渉場所の問題について、会社に中央交渉を行えという圧力をかける必要がある。具体的には執行部により坐り込みを行ってでも認めさせる」 ×

× 以上の結論に基き会社と折衝を行ったが、副社長・専務が福岡市に在中であるということであったので、ただちに福岡市に押掛け、強力に交渉の結果、会社も中央交渉に応じることになった。 ×

交渉経過の概要

組合、問題を平和的に解決するため、かねてより申入れている交渉場所、等について回答願いたい。

会社、交渉場所については、山元で行うことの方が事情説明等から考え、よいので山元で行いたい。我の具体的提案については、今しばらく待っていただきたい。

組合、会社はこの段階に至ってもまだそういう考え方では、まったく誠意があるのか、ないのかわからない。われわれとしても問題を平和的に解決するため、現在中央に組合長、調査部長が上京しているが、なお、一、二名を上京させ、交渉に参加させるので再考願いたい。

会社、組合のいわれることも理解できるので、検討させていただきたい。

別室〜再開

会社、検討した結果、中央において交渉を行います。

組合、われわれとしても問題解決のため努力していくが、会社の今後の誠意ある態度を望む。

なお二八日の時点において、中央に上京し政転斗争の行動を続けている闘争団（貝島）が仲間達と東京支店に押しかけ「中央交渉を行え、額を提示せよ」「大辻閉山を撤回せよ」との目的で行動を行った。

―中央状況―（九炭労電話情報）11月30日午前9時

二九日（時間不明）中央八社の会社より問題の自主的解決が困難であるので、中労委に斡せんを依頼した。

これに基き、炭労ではただちに中斗委員会を開き、次の結論に至った。

「十三社全部の　斡せんをうける。九州五社については、炭労より中労委に逆申請を行う」

以上の決定に基き、炭労ではただちに行動に移ったが、九州五社については、会社の方が中労委斡せんについて、現在のところ受諾していないので、一二月一日以降の実力行使は、突入必至の状態である。

以　上

1961・11・30

▲▲ 大之浦労組 教宣部 ▼▼

昭和三六年一一月三〇日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭鉱株式会社
専務取締役　今村栄造殿

通告書

昭和三六年下期々末手当並に越年手当につきましては、早期円満なる解決を希求して誠意団体交渉を続けて参りました。
しかるに貴方は当方の誠意をふみにじり、いたずらに時日の遷延をはかる態度に終始し、今日に至るも具体的回答に接していません。
既に時日も切迫しており、こうした貴方の態度では最早早期解決は困難でありますので、当方としてはやむを得ず実力行使によって解決を求める外ありません。
よって左記により実力行使を行いますので通告致します。
尚、当方は徒らに紛争を好むものではありませんので、貴方からの団体交渉申入れにはいつでも応ずる用意のある事を申し添えます。

記

一、ストライキ突入支部
　当方傘下全支部
一、ストライキの期日並に規模
　一二月一日一番方より無期限ストライキ
一、保安要員については慣行により山元で協議決定する。

以上

ニューズ

53

〈期斗〉

〈電話情報による〉

30日～1日間の情報

11月

30日午後2時30分

炭労より中労委にあっせん申請を行っていた九州五社について30日午前10時にいたり会社側は（日鉄二瀬、宇部を除く）中労委のあっせんに応ずる旨回答。したがって、30日午後3時30分より会社側、午後4時より炭労と、それぞれ中労委の事情聴取を行うことになった。

30日午後3時50分

午後1時30分中斗。

会社側は午後3時30分、炭労は午後4時30分それぞれ事情聴取に入った。

※ 宇部については、会社代表が上京していないので中労委の斡せん要請は明確ではないが、おそらくあっせんをうけるであろう。

※ 夕食後（7時頃）引続きなお、事情聴取を行うもよう。

30日午後6時20分

八社関係は午後3時55分より、宇部を除く三社（杵島・高松・貝島）は午後4時より会社側の事情聴取に入る。

午後5時より炭労の事情聴取。

事情聴取の折、会社側は中労委に対し、八社・三社別個に斡せんして戴きたい。

◎ 格差をつけてもらいたい　◎ 分割払いにしてもらいたいと、意見をのべた。

これに対して炭労は、同額・同時解決であり、格差・分割払いは反対の意見をのべた。

30日午後8時15分

炭労は八社・三社別の斡せんについて拒否し、同時解決を主張していたが、中労委は炭労に、八社・三社別個に斡せん、格差設定・分割払いを申入れてきた。

炭労は、あくまで十一社同時斡せん、格差・分割支払い反対を強く主張、午後8時より労使双方をよんで、事情聴取することになった。

30日午後9時30分

テレビで、中労委が二四〇〇〇円だしたとか、出すだろうとかいう情報が流されているが、この問題について九州地方本部は中労委に問合せたが、そのようなことはないということが、明らかにされた。よって、このような情報で、不安、動ようのないよう連絡があった。

12月

1日午前6時5分

今朝午前5時30分、中労委会長が、労使双方に会社がいっている金は、あまりにも低いので中労委斡せん案は出せない。

したがって、斡せんは中断する。

但し、各社別に自主的交渉を行い、そのなかで、さらに中労委の介入を依頼することがある。従って、ストはそのまま決行する。

大之浦労組教宣部

ラら

1日午前8時30分

30日より行われた中労委の斡せんは、労使双方の意見に相当なひらきがあり、ついに不調に至り炭労は、緊闘委を開き、労使の自主的交渉に移ることが強くなった。

◎　大手八社は集合交渉

◎　九州四社は各社別対角線交渉

なお、この交渉は今夕から行われるもようである。

1日午前8時55分

藤林会長は、会社側代表松本専務を呼んで、斡せんを一任してもらいたいと要請した。

藤林会長から提示された中労委としての考え方は、常識的には三万円を上回るものでなければいけない。

これに対して、松本専務は社長会議にはかって、これ以上は出せないという考え方を、次のように出してきた。考え方としては

前期並み二四五〇〇円と、物価値上り分二、〇〇〇円をプラスした額である。

したがって藤林会長は、格差があまり大きいので、斡せんを断るとの旨の意志表示をした。

会社側は、斡せんについて続行してもらいたい旨を要請した。

つぎに、炭労としては今朝7時10分より緊闘委を開き、引続き中斗で検討し、次のようなことが今晩行われることになった。

自主交渉を次のような形で行う。

　入社は集合交渉、四社は対角線交渉。

この交渉は、それぞれ夕刻よりもたれる。

炭労の態度としては、要求額三五、〇〇〇円は絶対的なものではない。

但し、格差排除については強固な考え方でのぞむことになった。

なお、退手・じん肺については、自主交渉の中でやるが、相手の推移の中で、対処していく。

以上

ニュース

54

〈斗期〉

〈電話情報による〉
1日～2日間の情報

1日午後5時20分

一日午後四時四〇分、会社は本日交渉を持つ意志がなく、炭労は事務折衝をもつ模様である。

2日午前11時10分

1、旧午後五時より会社側は、松本専務、炭労は原・古賀で代表者折衝を行い、双方スト中であっても問題解決に努力しようという意志統一がなされた。

2、二日午後三時ないし五時頃より、八社・炭労で交渉がもたれるもようである。

3、九州五社については、対角線交渉を行う。（時間未定）

4、各支部は、待機態勢をとれ。

2日午後2時30分

1、本日午後三時より八社関係の代表交渉を行う。

2、九州五社については、まだ申入れはないが交渉申入れがあれば、対角線交渉方式で、交渉に応ずる。

交渉の進展、及び交渉後の見透しは、まだ判断できない。

2日午後6時

午後三時四〇分より、八社は次の交渉メンバーで、中央交渉がもたれたが、全然進展なし。なお、午後七時頃より再開される模様である。

※ 会社側メンバー　会社松本専務、三井（岩佐）、住友（上林）、太平洋（沢田）

※ 炭労側メンバー　原、古賀、住友（久米）、太平洋（阿部）

西ズロ関係については、動きなし。

「第二次政転動員団
4日・午前9時に帰山」

▽去る十一月二五日より上京、活動中の第二次政転動員団貝島△
▽班十一名は、全員無事任務を終り、十二月四日午前八時四二△
▽分直方着、午前九時に本部に到着し、歓迎会を終り、午前十△
▽時それぞれの支部え帰山いたしますので、心からの歓迎をお△
▽願いします。

大之浦労組 教宣部

ニューズ

55

〈期斗〉

電話情報による

12月2日午後8時30分現在の情報

2日　午後8時23分

一、中央大手八社は、午後七時より交渉を再会する予定であったが、九時に変更となった。

二、九州四社の対角線交渉は、今夕より行っている。

三、貝島は、午後七時三〇分より土屋中執を交えて、隅田隊で交渉を行ったが、具体的な話になっていない。（午後八時一五分現在）

四、宇部については、午後五時三〇分より六時まで交渉を行ったが、その中で会社は、文書をもって二一、〇〇〇円（税込み）を回答してきた。

内訳　半額～十二月二十日以降、十二月末の間に支給
半額については、六カ月据置
どうしても必要な人については、別途考慮する

理由として　１、ストカット
２、生産不振

以上

2日　午後9時

高松～
午後五時三〇分より七時三〇分まで交渉
一三、〇〇〇円を回答
支給条件は、他社並み
この提案に対し、高松労組は不満とし、一蹴
交渉は決裂に至った。

杵島～
午後五時三〇分より七時三〇分まで交渉
一三、〇〇〇円を提案
労組は、高松と同様、これを一蹴、決裂にいたった。

以上

今後の情報に
注目を乞う!!

大之浦労組
教宣部